

平成 19 年度委託調査

「中国外資政策に関する法令解釈  
及び運用実態の調査」

報 告 書



この事業は、競輪の補助金を受けて  
実施したものです。



<http://ringring-keirin.jp>

平成 20 年 3 月

財団法人日中経済協会  
日中投資促進機構

## 前 書

本報告書は、財団法人日中経済協会から委託を受けて日中投資促進機構が実施した平成 19 年度「中国外資政策に関する法令及び運用実態の調査」の結果をまとめたものである。

内容は、日中投資促進機構のカウンターパートである中日投資促進委員会(会長：商務部陳徳銘部長、秘書長：商務部外国投資管理司李志群司長、構成部門：商務部、国家発展改革委員会、国家税務総局、税関総署、財政部および地方政府外経貿部門など外資政策に関係する中国行政部門)との間で交された中国投資環境に関する様々の法令解釈・運用解釈についてまとめたものである。

第一部では日本側と中国側との質疑応答を、  
・外資政策全般、  
・税務、  
・加工貿易政策  
・土地問題  
・知的財産権  
・その他という  
6 分野に分類し、関心のある分野毎に整理した。ここ数年のめざましい経済成長を経て、産業の転換期にある中国の経済政策を理解する上で、政府当局の発言は参考になるであろう。

この他に、第二部では転換期にある中国の外資政策関連法規の整備状況を、2007 年 1 月～12 月の間に公布・施行された法規を一覧表にまとめることで概況とした。また今回、第三部として加工貿易に係る実態調査報告、第四部として中国進出企業と開発区の現状と題した、現地調査報告を掲載したが、これらは、転換期の経済政策下における日系進出企業の実態を把握するために実施した調査結果をまとめたものである。

なお今後も引き続き、日本企業のために中国の投資環境の更なる改善とその公正な運用が図られるよう、中国の経済政策に注意を払い、また提言して参りたい。

最後に、本報告書は中国進出企業や進出予定企業に活用頂き、中国におけるビジネス展開が出来るだけ効率的に図られるよう期待するものである。

平成 20 年 3 月

財団法人日中経済協会  
日中投資促進機構

# 目 次

## 第一部 中国外資政策の法令解釈、運用解釈に関する質疑応答

### ．外資政策全般

1. 日中韓の投資保護協定	3
2. 総投資額の規制	4
3. 企海外の中小企業誘致	5
4. 日系の銀行の認可（武漢）	8
5. 監事会の設置	10

### ．税務

1. 企業所得税率値税	11
2. 高技術企業の認定更新	12
3. 「小型の利益の少ない企業」の基準	13
4. 企業所得税率の優遇措置	14
5. 「2免3減」の過渡的優遇	15
6. 輸入設備の免税措置	16
7. 移転価格税制の改正	17
8. 連結納税	18
9. 携帯電話開発費の償却	19
10. 税務申告システムの不具合	20
11. 輸送領収書の発行条件緩和	21

### ．加工貿易政策

1. 増値税の還付率引き下げ・廃止、ならびに加工貿易の禁止	23
2. 加工貿易禁止類目録	25

. 土地問題	
1. 工場移転問題（上海市嘉定区）	28
2. 企業用地移転について	30
. 知的財産権	
1. 知的財産権の侵害	32
. その他	
1. エネルギー供給の逼迫	34
2. 通信インフラ環境（武漢）	35
3. ネットの内容の充実（武漢）	37
4. 市内の交通管理・交通マナーの改善（武漢）	39
5. 日本との直行便（武漢）	41
6. 居留証の復活	42
7. 市の最低賃金（武漢）	44

## 第二部 転換期にある中国外資政策関連法規の整備状況

（2007年1～12月に公布・施行された法規）	47
（参考法令）	47

## 第三部 加工貿易に係る実態調査報告

. はじめに	
1. 外商投資企業を取り巻く規制強化の状況	59

2. 規制強化の背景	60
------------	----

## ．中国における加工貿易の概要

1. 加工貿易とは	63
2. 「加工貿易」の方式別実務の違い	64
3. 加工貿易に対する規制の推移	68
4. 「加工貿易」の方式別「税コスト」の違い	77

## ．加工貿易禁止類目録拡充に係るヒアリング調査結果

1. 中国進出(加工貿易開始)の理由	88
2. 加工貿易禁止類目録の拡充が 現在の中国事業に与える影響	91
3. 実際に、加工貿易禁止類目録の 規制対象となっている商品等はあるか	93
4. 加工貿易禁止類目録の拡充に対する対応	95
5. 加工貿易規制強化に対する意見	99
6. 加工貿易規制強化に対する、 中国の中央・地方政府の対応について	103
7. 加工貿易禁止類目録の拡充が 今後の中国事業戦略に与える影響	105
8. 中国の中西部地区などに加工貿易禁止類目録の 影響を受けない「特区」が出来た場合	107

## ．総括

総括

## ．ヒアリングシート

## 第四部 中国進出企業と開発区の現状(2008年3月)

### ．経済政策の転換期を迎えた中国

1. ジャンプアップを目指す中国	123
2. WTO加盟で転機をむかえた中国	123
3. WTO加盟後の外資進出	124
4. 今回の調査目的	126

### ．進出企業と開発区の関係

1. 多すぎる開発区	126
2. 各開発区が繰り広げる生き残り合戦	127
3. 開発区に対する満足度	128
4. 開発区と企業の考えのズレ	129
5. 産業を特定している開発区	131

### ．労働契約法施行後の進出企業の対応

1. 労働契約法の施行によって何が変わったのか	133
2. 無固定期間に対する懸念	134
3. 工会の活用	135
4. 就労規則・評価制度に対する取り組み	137

### ．土地税制改正後の進出企業の動向

1. 土地使用費と土地使用税	140
2. 土地使用税徴収の影響	140
3. 土地の払い下げ問題	141

### ．総括

総括

## 第 一 部

# 中国外資政策の法令解釈、運用解釈 に関する質疑応答





## ．外資政策

### 1．日中韓の投資保護協定

#### 【日本側質問】

今後中国の外資導入政策は質的な転換を図っていく、ということですが、日本からの投資保護の観点から、現在、1988年に締結された日中投資保護協定を改定し、新たに日中韓の三カ国間で投資保護協定を締結しよう、とする動きが出ていると聞いています。本件に関しまして、最新の状況をご教示下さい。

#### 【中国側回答】( 商務部外国投資管理司 司長 李志群 )

本件に関しては、2005年から2006年にかけてこの3カ国の代表が合計6回の会議を行い、その中で相応の進展があったと聞いています。この3カ国は、これからもそれぞれの仕事に尽力し、ビジネス投資環境について改善していく、ということ意見は一致しています。この3カ国が共に努力し、早期にいずれもが満足できるような成果を挙げられるよう願っています。

## 2. 総投資額の規制

### 【日本側質問】

外商投資企業の総投資額と登録資本の割合について、例えば、総投資額が 300 万米ドル以下であれば、登録資本は総投資額の 70%以上が必要であると思いますが、この規定は現在も有効ですか。有効であれば、内資企業との格差は生じませんか。

### 【中国側回答：商務部 外国投資管理司総合処 処長 範文潔】

外商投資企業の総投資額に対する登録資本の割合に関する規定については、現在も有効です。この点に関しては、内資企業と外資企業に対する規定は全く違うということです。

では、なぜ内資企業と外資企業を別々に管理しているかといいますと、外資企業の経営がやはり特殊で、国内外の市場と国内外の投資者に関連しているからです。

現在、中国の資本項目管理についてはまだ完全には開放されておりませんので、一般の内資企業は、直接外国から借入をすることが出来ません。国内の資格を持った金融機関を通じて対外借入を行わなければならない、その金融機関が統一して外債限度額管理実施する必要があります。

付け加えますと、内資企業が外国から借入を行う場合には、必ず審査・認可が必要です。しかしながら、外資企業については、経営活動の便宜を図るため、外国から借入を行う際においては、その全体枠の範囲において借入が出来るような管理方式を実行しています。

外資系企業の総投資額と登録資本との差額の範囲において行う外債の借入は、普通借入の方式でも、外国機関からの直接借入でもすべて直接外為管理部門で登記を行い、事前に認可を得る必要はありません。その内、外国からの長期借入金につきましては、その合計が総投資額と登録資本の差額を超えてはいけません。

### 3. 海外の中小企業誘致

#### 【日本側質問】

李憲生武漢市長は、2007年1月9日に開かれた第十二回人民代表大会第一回会議で「政府工作報告」を行い、その中で「先進的製造業と先進的サービス業を、引き続き同時並行で今後5年間の再優先課題として取り組んでいく」と発言されました。この発言は、今後の企業誘致は量より質を重視するというふうにも聞ける発言かと思いますが、その真意は如何でございましょうか？

また、省エネや環境問題、リサイクルも重要な政策課題となっておりますが、日本の数多くの中小企業はこの面で優れた技術力をもっております。こうした中小企業を当地に誘致するのに、他地域とは違う有効な優遇策は何かあるのでしょうか。

#### 【中国側回答1】(武漢市対外貿易経済合作局外資促進処 処長 張 金蘭)

海外の中小企業の誘致に関する政策をご紹介します。海外の中小企業の対武漢への投資ですが、国や湖北省、あるいは武漢市が制定した一般外国投資企業向けの政策を享受する以外に、スペシャルトリートメントを受けることができます。以下4つに亘って説明いたします。

先ず第一に、海外の中小企業に対して資金面の支援を行います。具体的に申し上げますと、2つの専門ファンドを作っております。一つ目は、中小企業発展ファンドです。このファンドは中小企業の専門家派遣、新製品開発、イノベーションのための助成金であります。武漢市の予算から支出され、プロジェクト毎に80万人民元を上限に助成を行います。そして二つ目のファンドですが、国家商務部と地方の人民政府が共同で行う中小企業の海外進出、市場開拓のための助成金であります。すなわち中小企業が海外の市場を開拓し、または海外に行って展示会への出展を行う等のための助成金であります。金額は小さいものの中小企業にとっては大いに役立つものだと思います。

二つ目ですが、地方所得税の優遇であります。ご承知のとおり外国投資企業が中国で設立された場合に、法人所得税は国と地方の両方に納めます。我々は年間売り上げ100万人民元以上の中小企業に対して、地方所得税を半減いたします。

三番目の優遇政策ですが、都市工業団地を作り、基盤整備をし、中小企業の進出のためにより優れた環境を提供します。現在武漢市の13の区に、それぞれ市レベルの工業団地を作っております。これらの工業団地には標準工場が作られており、

生活関連施設も完備されております。

四番目の優遇措置ですが、我々が中小企業の誘致活動に力を入れていることです。武漢市は海外の大手企業、リーディングカンパニーの誘致と同時に、海外の中小企業の投資も重要視しております。中小企業の武漢への進出を進めるため、我々は毎年のように海外で、または武漢市で海外の関連団体・機関とタイアップして、中小企業向けの商談会を設けております。例えば、昨年ヨーロッパを対象にEUと組んで商談会を行いました。それは武漢市で行われました。また、この数年間日本の大分市は毎年のように大型ミッションを武漢市に派遣しており、大分市政府とも、大分を始め日本の中小企業を対象にした商談会を行っております。このようなやり方が効果的であることは、既に実践で実証されております。

**【中国側回答2】(武漢市発展改革委員会 副主任 鄭明陸)**

私は発展改革委員会の副主任を務めております。先程お話のありましたハイテク製造業と近代サービス業であります。李市長が政府活動報告の中で今後5年間の最優先課題と位置づけているというふうに言及されております。武漢市の経済構造はやはり長厚重大型でありまして、伝統製造業が占める割合が非常に高いのが実情です。

ですから武漢市の現段階での経済発展の客観的なニーズに従い、ハイテク製造業を優先的に発展させようと考えております。調和社会と持続可能な発展という方針を貫き、外資導入時よりハイテク企業の進出を歓迎し、環境に優しいエネルギー消費量の少ない企業の進出を歓迎します。これがこれからの武漢市のいわゆるグリーンGDPを追求していくための措置であります。

武漢市の水資源は全国においても最も豊富であり、人材資源も全国的に見ても非常に豊富であります。たくさんの大学も集積しております。電力も充足しており、交通基盤もしっかりしております。ですので、ハイテク製造業の進出を大いに歓迎したいと思っております。

そして、環境産業についてお話があったと思いますが、李市長が政府活動報告の中で環境産業を今後重点的に発展させていく産業に位置づけております。こうした産業を誘致して、環境産業クラスターを作りたいと思っております。武漢市、各区役所、開発区の管理委員会のいずれも、ハイテク環境保全型、エネルギー消費の少ないものを歓迎します。もしも土地資源に限りがあり、たくさんのプロジェクトが殺到した場合は、我々はこのような企業を優先します。

そして近代サービス業ですが、近代サービス業は市長の報告の中で、その要点について言及されているかと思えます。先ず、特に強調されているのが、生産者向けサービス業であります。生産者向けサービス業というのは、企業の各種ビジネス活動に向けられるサービスであります。先程ご発言された日系企業の多く、例えば保険会社、物流会社のいずれも生産者向けサービスだと思えます。物流を大いに発展させるため、年内にも関連の措置を制定して、近代サービス業、特に生産者サービス業の発展を促進していきたいと思えます。

最も歓迎しているのは、その波及半径が割りと広く、中部6省にまで波及効果をもつようなサービス業の進出であります。ただ単に武漢市の中に限定するというのであれば、それ程大きな効果は得られません。やはり武漢に止まらず、湖北省そして中部6省に波及効果を持つようなサービス業のセンターを作りたいと思えます。多くの区役所はたくさんの建物を持っていて、このようなビルディングサービスに関しても、おそらく外資系企業が提供できると思えます。

武漢の天河空港ですが、改築・拡張工事を行っております。現在のところ年間の顧客利用数は500万人であります。増改築が終われば3,000万人の能力に対応できます。それで黄陂という区にリンク経済産業ベルトが形成されると思えます。その中に進出するのは主としてサービス業でありまして、是非とも皆様にご注目いただきたいと思えます。中小企業がもしも省エネ・環境型で循環経済に関する優れた技術をお持ちの場合は、是非ご利用いただき、活用していただきたいと思えます。対外経済貿易局から優遇政策についての説明がありましたが、このような優れた技術をお持ちの企業であれば、武漢市で高技術企業の申請をすれば必ず認可されると思えます。

そして武漢市の特許保護・知的財産権保護ですが、これもうまくいっております。技術市場もきちんとありますし、譲渡も自由にできます。また省エネ・環境保全型、循環経済型企業であれば、中国内にもたくさんのインベスターがいて、資金もたっぷりあります。ただし、なかなか切り口がなくこれといった技術がないので投資のしようがないというのが実態です。例えば、現在の中国の会社法に基づいて技術協力の形で中国の資本とマッチングすることも可能でありましょう。

日本は既に高齢化社会に入っていますが、定年退職者も大きな財産だと思えます。これらの方が中国に進出して、中国の企業とタイアップし、その能力を大いに生かしていただきたいと思えます。省エネ、環境保全、循環経済の面において、武漢市は中国のリーダーのみならず世界のトップランナーになりたいと思えます。

#### 4. 日系の銀行の認可（武漢）

##### 【日本側質問】

日系企業の武漢での投資額はかなり大きいものと成ってきました。進出されている日系企業のほとんどは、それぞれメイン銀行があり、資金の運用に重要な役割を担っております。

武漢における支店設立許認可の審査を早急をお願い致します。

##### 【中国側回答1】（中国銀行行監督管理委員会湖北監関署 処長 陳 任武）

私は湖北省銀監会から参りました。銀行の支店の問題ですが、政策上は今特にハードルはありません。日本の金融機関に、もしこうした意向があれば特に問題はありせん。

かつ、武漢では色々な優遇政策を提供します。一つ目は、国家の「中部崛起」の政策の下で、我々は優先的に審査・認可をします。二つ目は、外資系金融機関の武漢での業務ですが、地域の制限あるいは人民元の業務の制限など一切ありません。三つ目は、省政府としても非常に重要視しています。2006年度、省政府から外資系金融機関の業務展開に関する意見を打ち出しました。この意見に関して市政府の方からもう少し詳しくご紹介します。

##### 【中国側回答2】（武漢市金融管理弁公室 雷 徳超）

私は武漢市人民政府金融管理弁公室から参りました。先程湖北省銀管会の陳処長から既に外資系金融機関の支店開設に関する政策のご紹介がありました。武漢市政府としては、外資系金融機関の武漢での業務展開は非常に歓迎しています。

去年の11月、市政府として武漢市金融管理弁公室と財政局が共同で外資系金融機関の武漢への発展に関する政策意見を打ち出しました。15条の内容がありますが、中心的な内容は政府として1億元の専門資金を拠出し、武漢への外資系金融機関の奨励金に使うというものです。

具体的な奨励としては、登録資本金つまり運営資金が10億人民元以上の場合には、この専用資金から奨励金を出します。5億元以上10億元未満の場合は、800万元の奨励金を出します。1億元以上の場合は400万元の奨励金を出します。

これは奨励金の話ですが、外資系金融機関が武漢に来て新たなオフィスを購入する場合には補填金を出しますし、またリースの場合はリースの補填をします。税収面に関しても、財政の交付金の形で補填をする用意があります。また、外資系金融機関が武漢での業務拡大のために武漢の企業または個人にローンを実施する場合にも奨励金を交付します。

## 5 . 監事会の設置

### 【日本側質問】

昨年、新公司法、執行意見が公布され、2006年1月以降に設立された企業には監事会の設置が義務付けられています。しかしながら、地方によっては、2005年12月31日までに設立された企業であるのにも係わらず、監事会を設立するよう、強制的な指導が受けるケースがあります。

再度、確認をしたいのですが、2006年1月1日以前に設立された企業については監事会の設置義務はない、と理解してよろしいでしょうか。

### 【中国側回答：国家工商行政管理総局 企業注冊局 処長 肖 藝】

その通りです。ただ一つ補足させていただきます。

私共は、外資登記制度について授權制を採用しており、全国400以上の局に外商投資企業の登記業務を委譲しております。そのため、新しい政策が出た場合には、各部門との刷り合わせが必要であり、尺度を一致させるために、一定の期間が掛かることがあります。



## ・ 税務関連

### 1. 企業所得税率

#### 【日本側質問】

企業所得税の一本化につきまして、2点ご教示ください。

企業所得税法第28条によると、「高技術企業」、「小型の利益が少ない企業」については企業所得税の優遇措置があるとのことですが、その定義について各地方によって運営が異なるということのないように、今後実施細則が出るのでしょうか。また、その定義については、内資・外資ともに同じ基準であると考えていいのでしょうか。

従来の企業所得税33%は、30%部分が国税、3%が地方税でしたが、今回の25%という統一税率の中で、国税と地方税の割合はどうなっているか、また地方税の部分は各地方政府の判断で優遇する可能性はあるのでしょうか。

#### 【中国側回答：財政部税政司 副司長 王曉華】

最初のご質問についてお答えします。「高技術企業」、「小型の利益が少ない企業」の定義につきましては、この新法が公布された後、国務院が別途実施細則を出す予定であります。その中で「高技術企業」、「小型で利益の小さい企業」の判定基準が示されることになっており、内外資ともに同じ基準となります。この実施細則は、現在作成中であり、2007年未までに国務院から発表されることになっております。

次のご質問について、企業所得税は今後25%に統一されますが、そのうち6割が国税、4割が地方税となります。現在の税法の規定によりますと、民族自治区以外の地方政府には、地方税減免の決定権はありません。これは企業所得税の改革内容ではないので、新法の施行以後もこの法規にもとづいて執行されます。民族自治区の政府は、地方税については減免・優遇措置を与えることができます。

## 2. 高技術企業の認定更新

### 【日本側質問】

高技術企業の認定についてですが、既に高技術企業として認定されている企業は2年に1度高技術企業としての認定更新があります。

企業所得税法の施行が2008年1月1日ということですが、既に認定を受けている高技術企業についても企業所得税法施行前にもう一度認定を取り直す必要があるのでしょうか。

### 【中国側回答：国家税務総局 国際税務司 調研員 何俊雄】

企業所得税法による高技術企業の認定基準ですが、現時点ではまだ決まっておりません。

新たに国務院が出す基準が今までのものと同様であれば、取り直す必要は無いかと思いますが、もし新たな基準が今までと違うものになるならば、改めて認定を取る必要があります。そうなるかどうかは、国務院が今後制定する認定基準によって決まります。

### 3. 「小型の利益の少ない企業」の基準

#### 【日本側質問】

「小型の利益の少ない企業」の基準について、今後国務院から実施細則が公布されるとのことですが、中国の中小企業促進法における対象基準とは異なる基準が出てくるのでしょうか。

そもそも、中小企業の促進というのは中小企業に大きくなりなさいよ、ということですが、多くの中小企業が高い税率の税金を適用されるということになりますと、健全な発展が阻害されるということになります。この点については、どの様にお考えですか。

#### 【中国側回答：国家税務総局 国際税務司 調研員 何俊雄】

「小型の利益の少ない企業」の基準については現在検討中ですが、中小企業促進法における中小企業と結び付けて考えていきます。

「小型の利益の少ない企業」には、小型であること、利益が少ないという2つの条件が入っており、中小企業促進法では小企業と中企業が入っておりますので、この間をどのように調整するかという問題も検討しています。基準の策定に関しては、中小企業の発展といった要素も考慮いたします。

#### 4．企業所得税率の優遇措置

##### 【日本側質問】

企業所得税統一について、2点お伺いします。

中西部地区の企業所得税率については、今後も15%のまま据え置かれると聞いていますが、実際はどうなりますか。

資源を総合利用したプロジェクトに対して税収優遇があると聞いていますが、これも同じく中西部地区で石炭を有効活用して石炭化学等を促進させるプロジェクトについても対象となりますか。

##### 【中国側回答：財政部税政司 副司長 王曉華】

まず、中西部の企業所得税率についてですが、私共は原則として中西部地域に対して今までの税率を保留していく考えではありますが、どのように実務を行っていくかについては今後の実施細則で決めていきたいと思っております。

次に、資源の総合利用プロジェクトに係る税制優遇措置についてですが、企業所得税法によりますと、原則的に資源の総合利用については一定の税制優遇措置を与えることが出来るとしか定めておりません。将来はどのような方式によって資源の総合利用を行なうか、それからどのような製品を資源の総合利用に係る製品とみなすか、については実施細則の中で決めていく予定です。

実施細則については、わが財政部、それから税務総局、国務院の法制弁公室で研究・制定中であり、具体的な内容について、その多くが国務院の認可が必要となります。2007年中には国務院が公布する正式な実施細則を眼にすることが出来ると思います。

## 5 . 「2 免 3 減」の過渡的優遇

### 【日本側質問】

定期減免税措置である「2 免 3 減」については過渡的優遇を認めるとのことですが、2007 年 3 月 16 日以降に設立された企業については、2 免 3 減は全く無くなるという理解でよろしいでしょうか。

### 【中国側回答：財政部税政司 副司長 王曉華】

3 月 16 日以降に設立された企業のうち、国の法律が定めた特区に存在する高新技術企業であれば、過渡的優遇を認めます。国の法律が定めた特区については、今後の実施細則によって規定されますが、例えば西部地域、或いは浦東新区などです。

### 【日本側質問】

「2 免 3 減」について、例えば 2006 年に設立した企業で、経済特区にある税率 15%の企業として伺います。

2006 年に設立され、2007 年にはじめて利益が出ました。この場合、2007 年は免税、2008 年も免税、2009 年・2010 年・2011 年が 7.5%、7.5%、7.5%ですね。

これが、2008 年まで赤字で、2009 年に利益を初めて計上した場合（繰越欠損解消）、2009 年は免税ですね。本来であれば 2010 年も免税というのが従来の考えですが、今回の法律では過渡的優遇ということで 2010 年は半減しか認められないと聞いておりますが、つまり免税、半減、半減、半減ということですね。

結局、2013 年までの 5 年間は「2 免 3 減」が続くという意味は、2008 年、2009 年は免税・免税ですが、2010 年・11 年・12 年は半減・半減・半減となり、企業の利益がいつ発生するかということとは問われない。例えば、2010 年に初めて利益が出た場合（繰越欠損解消）は、免税ではなく、半減になってしまうということですね。

### 【中国側回答：財政部税政司 副司長 王曉華】

はい、その通りです。

## 6. 輸入設備の免税措置

### 【日本側質問】

外資企業への優遇措置の中に、外資企業の輸入設備に係る関税・増値税の免税措置があると思いますが、これらについては今後どうなりますか。

### 【中国側回答：財政部税政司 副司長 王曉華】

外資導入の拡大、また先進的な技術・設備を導入するため、私共は1998年1月1日から、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトが規定の範囲内で輸入する設備については、輸入関税並びに輸入段階における増値税を免除してきました。免税に該当する設備には、目録があります。

この免税政策で考慮されていることは、中国は生産型増値税を採用しているということです。例えば、企業が導入した設備に係る仕入増値税は、売上増値税から控除することができないという規定があります。よって、免税という政策を規定して優遇措置を与えてきたのです。

この増値税ですが、今後生産型から消費型へ転換されることになれば、仕入増値税として控除できることになり、その際には免税政策は調整を行わなければなりません。どのように調整するか、またいつ調整するかについては、やはり転換後の増値税のタイプによって総合的に決める必要があると思っております。私が特に強調しておきたいことは、増値税のタイプの転換が実行されれば、今までの免税優遇措置は調整される可能性があるということです。

関税については、増値税と別に考えるべきです。実際増値税のタイプについて調整が行なわれたとしても、関税は関税自体の必要性、例えばWTO加盟時のコミットメントを果たす等の必要性を考慮する必要があります。

## 7. 移転価格税制

### 【日本側質問】

移転価格の文書化はいつから義務化されるのでしょうか、また国内取引に関する移転価格についても記載可能でしょうか。

### 【中国側回答：国家税務総局 国際税務司 調研員 何俊雄】

移転価格の文書化についてですが、これは具体的な規定は未だ出来ておりません。まだ様々な意見が出ており、完全に一致しておりませんし、新しい法律は公布されたばかりですので、我々はこれにもとづいて必要な改正を行っていきます。

## 8 . 連結納税

### 【日本側質問】

8 号令に基づく商業性企業として、上海外高橋保税區に本社を有し、中国国内の複数地区に支店を持つ企業の連結納税について、税務総局の見解をお聞かせください。

### 【中国側回答：国家税務総局 国際税務司 調研員 何俊雄】

商業性企業の連結納税についての問題ですが、これは旧・新法に関わらず、本部機構が一括して納税することになっております。



## 9 . 携帯電話開発費の償却

### 【日本側質問】

当社は携帯電話の製造、販売の会社です。移動通信については、市場のライフサイクルが半年くらいしかありません。従って、所得税における費用控除の原則に基づき、携帯の開発の無形資産としては基本的に半年で償却しています。

しかし、これが税務局の認識と少しずれがあります。無形資産の償却につきましては関連の法律がありまして、10年間で償却する必要があります。税務局の方にお聞きいたしますが、この問題は、ハイテク製品やライフサイクルの短い製品に関しては、この税制（償却）問題はどうか見ればよいでしょうか。

### 【中国側回答】( 武漢市地方税務局涉外税收管理局 李 強 )

携帯電話開発費の償却問題につきましては、我々も以前、いろいろと議論をして参りました。私自身は具体的に参加しておりませんが、その状況を踏まえてお答えしたいと思います。

これは税務監査局がこの無形資産の特殊問題を扱っているわけです。ルール上では会社の契約上で具体的な決まりがあるわけですが、但し実際の企業の問題としては当時の契約が書かれた時代と少し事情が変わってきているというわけです。ルール上では10年の償却ですが、携帯の開発ということで、10年という長期間であることは非現実的ですので、具体的な条件としては今検討していますし、これが市場、或いは企業の特殊な事情ということを認識すれば、従来の規定との間で確かに矛盾はあります。

確かにこの問題(注：償却期間短縮の問題)については一定の合理性があり、我々税務徴収の立場から武漢の税務局国際管理処の立場からは、本日は税務総局の方もいらしておりますので、(総局と)この問題について議論すべきだと思います。最終的な回答に関しては、この場で明確なお答えはできませんが、これはやはり内部の議論を通じて、このような状況についてはどのような措置を取るべきかについて、後ほど、ご回答したいと存じます。

## 10．税務申告システムの不具合

### 【日本側質問】

税務申告を行う際に税務部門が開発したシステムを利用したところ、システム障害で納税手続きがうまくいかなかったとのこと。今後、こういう新しいシステムを使う時にはやはり事前にテストをしておいて欲しい、というコメントが来ています。

### 【中国側回答】(武漢市地方税務局涉外税收管理局 李強)

税務申告システムについてのクレームですが、武漢地方税務局といたしましては、情報化の要請に基づき、毎年大量の人的、又は物的資源の投入を行なっています。

確かに、それぞれのシステム作りは大量のテストをやった上で、実用化しておりますが、当然、このような問題を完全に回避するということは、システムですから、やはり不可能かもしれません。

このような問題が発生した後、我々は直ぐに調整を行い、また、原因を追究し、直ぐにこのシステムの不備を修正いたしました。武漢市地方税務局といたしましては、当然、いろいろな情報化手段を利用しています。

このシステムの調整で納税者に一定の不便を与えてしまった場合、もし税務局側の原因であれば、当然、我々は納税者に負担をさせるわけにはいかないで、自分で責任を取り、いろいろ調整し、より良いサービスを提供するのが我々の趣旨であります。

## 1 1 . 輸送領収書の発行条件緩和

### 【日本側質問】

弊社の事業は、倉庫を主体とした保管、梱包、配送、部品の小組、梱包容器の製造・販売、物流コンサルタントでしたが、2005年に独資でも輸送が解禁になり9月に道路輸送認可書を取得する事ができました。しかしながら現在弊社では独自の輸送領収書が発行できません。なぜなら税務局の関連規程によると、輸送領収書（中国語：運輸發票）を自社発行できる企業の最低条件は次のとおりです。

- 1 . 年間輸送業の売上高100万人民元以上
- 2 . 自社輸送車両10台以上
- 3 . 安定した顧客を持つこと
- 4 . 道路輸送許可書

これに対し現在弊社は

- 1 . 年間輸送業の売上高50万人民元
- 2 . 自社輸送車両は2台です

そして毎月の領収書の平均発行枚数は5枚です。これは税務局に発行してもらうこととなります。この税務局からの代発行は大変な手間がかかります。まず弊社で資料を用意し、次に税務局に行き税務申告を行い、次に銀行に行って税金を予め納め、次にまた税務局に行き今度は違う窓口で領収書を購入してやっと領収書を発行することができます。

税務局の関連規程による企業の条件は、かなりハードルの高い条件になっており、これではこれから事業を展開していく上でやる気を削ぐような内容だと思います。例えば、年間輸送業務の売上高は70万人民元以上とか、自社輸送車両5台以上とか、もう少し本来の業務を活性化できるような条件内容に変更すべく、是非条件の見直しをお願い致します。

### 【中国側回答】(国家税務総局国際税務司 処長 王 增明)

この問題は主として交通輸送の業界に関するものですが、領収書の発行に関しては、自社発行と代理発行の両方のやり方をとっております。私の認識ですと、代理発行のやり方は、現在一時的な措置であると認識しております。

先程ハードルの引き下げについてご要望がありましたが、ただ、いくらハードルを引き下げたとしても、必ずそこをはみ出る方が出現すると思います。ですので、一時的な措置ではなくて抜本的に解決しなければならないと思います。

では、どうやって抜本的解決をするかですが、一つは納税環境の改善が必要でありましょう。そして、税金徴収レベルの向上、そして三つ目に情報化の強化があって初めてできると思います。

ゴールデンタックスの第三期プロジェクトは既に実施されております。この情報化の問題が解決されれば、外国投資企業の輸送業者であれば全部自社発行にしたいと思っております。

## ・加工貿易政策

### 1. 増値税の還付率引き下げ・廃止、ならびに加工貿易の禁止

#### 【日本側質問】

これらの措置の対象となった企業は、コストの上昇や廃業せざるを得ないなど、経営に大きな影響を受けています。

最大の問題は、これらの措置が公表された後、極めて短時間のうちに実施されていることでもあります。外資企業は、少なくとも当初は各地方政府から熱心な誘致を受け、歓迎されて進出しているはずですが、それが政策変更により大きな打撃を受け、しかも準備や対応の余裕が全く無いような扱いを受けています。

また、これらの措置が、今後どの品目まで拡大されるかの見通しも全く不明です。こうした状況は、中国政府が政府の都合ばかり重視し、影響を受ける企業の経営に無関心だという印象を与え、中国のカントリーリスクとして認識されてしまうことになると思います。

#### 【中国側回答】( 商務部外国投資管理司 副処長 陳 炳炎 )

一つ例を挙げてご説明申し上げます。国のマクロコントロールのため、そして対外貿易成長方式の転換を図るため、かつ貿易のバランスを図るために、2006年9月14日には関係省庁より「一部商品の輸出、還付率の調整、および加工貿易への禁止類商品目録の一部追加に関する通知」を公布し、一部商品の輸出、還付率を更に再度調整いたしました。その中で汚染度の高い、エネルギー多消費、資源を使う製品の還付率を引き下げ、または廃止しました。そして、それと同時に重要な技術装備、IT製品および農産物の還付率を引き上げました。

また、11月3日をもって、商務部、税関総署、国家環境保護総局が共同で「2006年第82号公告」を公表し、輸出還付廃止の商品および一部加工レベルが低く、汚染のひどい、資源エネルギーの消費量の多い商品も加工禁止目録に追加しました。今後このような方針に基づき、商務部は環境部門と協調して、このようなエネルギーを多く消費し、汚染がひどい、または国内資源を大量に消費するような商品の輸出還付率を廃止または引き下げます。しかも、次第にそれを加工貿易禁止類の対象にしていきたいと思っております。

この政策を実施する中で、生産企業への不利な影響を減らすために、我々は猶予期間を設けました。例えば、輸出還付税の政策の移行期は3ヶ月とされております。この政策が公布される前に既に契約を結んだ輸出企業に対しては、届出をした上で、猶予期間中に従来の還付率に基づいて執行されることが許されております。加工貿易に関しては、2006年の11月22日から商務担当部門は、目録に入っている対象品目の加工貿易業務の申請を受け付けませんでした。

ただし、これまでに既に認可された加工貿易業務であれば、規定に基づいて税関に加工貿易の届出を申請することができ、契約有効期間にそれを執行することが許されました。税関とインターネットで結ばれ監督されている企業であれば2007年11月22日までに終了すればよいことになっていました。ただし、期限が満了したにも拘わらずまだその業務が執行されていない場合は、延期は許されませんでした。

私どもは日本側の意見を非常に重要視しており、しかも日本側のこの意見や質問については関係部門とコミュニケーションを図り、企業への影響を最小限に抑えるべく努力していきたいと思います。これから新しい政策を打ち出す前に、引き続き外国側も含めた各方面の意見を徴収し、政策の持続性と安定性をキープしてまいります。

## 2. 加工貿易禁止類目録

### 【日本側質問】

現在、既にいくつかの加工貿易につきましては輸出増値税還付率の引き下げ、或いは制限、といった措置が取られ始めております。

こうした加工貿易の禁止項目は、今後も拡大していくのか、また拡大するとすればどのようなものが対象になるのか、例えばそれは毎年見直しがされていくものなのか、についてご教示ください。

### 【中国側回答：商務部 外国投資管理司綜合処 処長 範 文潔】

先程のご質問は、2つの事柄に関係してきます。1つは、輸出製品の増値税還付率引き下げの問題で、もう1つは加工貿易禁止類目録調整の問題です。

加工貿易禁止類目録の調整については、実際には国が輸出税還付率を引き下げた商品の加工貿易を禁止類目録に入れ、以後保税を実行しないということです。中国政府は、1999年から加工貿易について分類管理を行っており、禁止類・制限類・許可類に分類しております。また、2004年から輸出の税還付について調整を行って参りました。この調整にあわせて、一般貿易と加工貿易の商品に対する管理を一致させるため、今まで何度かにわたり加工貿易禁止類目録の調整を行ってきました。

2007年12月に、HSコードで589品目が加工貿易禁止類目録に加えるものとして発表されました。これまでの化学品に加え、鋼材、鋼材製品、アルミ、プラスチックなどのエネルギー消費が大きく、汚染が激しいものが対象となっています。

今後この目録はどうかといいますと、商務部が他の部門と共に、国の全体的なマクロ調整、産業政策、環境保全の観点に基づき、加工貿易の分類管理の方法をさらに整備し、かつ加工貿易の3つの目録についてダイナミックに調整していきます。この調整は必ずしも毎年見直すという訳ではありませんが、見直しを行う毎に企業が順調に適用できるように一定の経過的な措置、期間を設けます。

### 【日本側質問】

既に先般の改正で 1727 品目までリストが拡大していますが、今後も更に多くの品目が追加されると言われています。今後実際、どのくらいのスケジュールで、どのくらいの品目まで拡大するとお考えでしょうか。

また二点目ですが、前回のリストから一旦、はずれた品目、例えば紙類とか、皮類が再びリストに入る可能性はあるのでしょうか。

また、環境関連、高消費エネルギー関連等々を中心にリストに入れたとのお話でしたが、例えば、今後特に日系企業に影響する可能性の有る品目を中心に、どのような品目が追加されるとお考えですか。例えばプラスチックであるとか、今の所、繊維については川上だけなのですが、川中とか、川下とかも入る可能性があるでしょうか。

この背景は、華東地区につきましては、今の所、さほど日系企業については深刻な影響は出ていないのですが、企業の皆様のお話を伺っていると、今後どれだけリストが増えていくかということを非常に危惧されていますのでお伺いした次第です。

### 【中国側回答】( 商務部外国投資管理司 副司長 孫鵬 )

この政策は確かに現在、見直される方向で調整がされています。つまり、検討段階の所にあります。今のところ、私は敢えて詳細な内容をご紹介できませんが、その原則について、一つ説明させていただきます。

今後の加工貿易の調整の方向性ですが、環境汚染のひどい、またはエネルギー他消費型、更に資源をたくさん使うような品目が調整の対象になるでしょう。もう一つは輸出時の税の還付率が大幅に引き下げられるような製品も、政府は奨励しない、という意味で対象として盛り込まれるでしょう。即ち、政府が輸出を奨励しない品目も加工貿易の政策調整の対象となる可能性があります。

但し、加工貿易の政策がどのように改正、見直されたりしても、我々はなるべく関係各社の意見をきちんと収集し、それは日本の企業の意見も含めてですが、調整する中で、政策の透明度を高め、しかも運用する中で、なるべく企業に猶予期間を与えるようにします。



企業にこの政策にきちんと対応していただけるような過渡期間を設けます。加工貿易政策そのものは20数年前に出されたものでありまして、中国の状況の変化に従いまして見直し、然るべき調整をすることは十分にありえることだと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

**【日本側質問】**

一度還付が下がってまた戻ったという紙類や皮革製品などが、また再度、還付率を下げる可能性はありますか。

**【中国側回答】( 商務部外国投資管理司 副司長 孫鵬 )**

一部調整を考えています。但し、現段階ではまだ明確な、具体的な意見は固まっていないので、この問題に対してはまだ明確にお答えできません。但し、調整の目標は一致していきまして、即ちエネルギー高消費型、境汚染型、資源多消費型の製品、更に色々と貿易摩擦を引き起こしている輸出商品がターゲットになります。

## ．土地問題

### 1．工場移転問題（上海市嘉定区）

#### 【日本側質問】

これは、ニュータウンの計画部門と外資を誘致する部門の間に全く協調がないことから、再開発が既に検討されている土地へ工場を建設する事態が起こったものです。最初、嘉定区政府は「同意が得られなくても、最後は中国の法律に従って処理する」、「補償は中国の関連法規に従って行う」と、かなり一方的な態度だったため、関係企業の反発は極めて強いものがありました。

その後、駐上海日本国総領事館が上海市政府に口上書を出し、日本のメディアが報道し、また 2006 年 12 月の両国政府の日中経済パートナーシップ協議でも問題提起されるなどにより、中央政府ならびに上海市政府の強い指導が行われた様で、嘉定区政府は慎重に関係企業の意見を聞き、十分に同意を得てから進めたいという態度に変わったと感じています。

日中両国間には投資の奨励および補償に関する協定が締結されており、この中で、「企業の土地、財産の収用は、公共の目的により補償を伴う場合に限り、行うことができる」、「補償は、収用が無かった場合の財産、損益状態を実現すること」と規定されています。嘉定区政府は、当初、この日中投資協定の内容を知らなかった様で、「企業の負担はなるべく少なくする」とか、「中国の関連法規に従って補償する」と言っていたのですが、最近では、「中国の関連規定を下回らない条件で補償する」という言い方に変わっています。

嘉定区の問題はまだ決着しませんが、今後も、中国各地で都市再開発による移転問題が起こることが予想されます。中央政府としては、是非、日中投資協定の内容と、国際協定は国内法規より優先することを、各級政府へ周知いただくようお願いいたします。

#### 【中国側回答】（商務部外国投資管理司 副処長 陳 炳炎）

上海の嘉定区の工場移転の問題であります。私は色々なルートを使い状況を調べました。旧市街区について、計画を作り再建をすることは、全ての国、全ての都市が普遍的に取っている都市発展の重要な措置であります。都市を再

開発するときに、必ず既存の建築または企業の移転問題はつきものです。これは当たり前のことであります。

上海嘉定区の問題については、上海の関係部署は色々と努力をし、状況の説明会を行い、移転を必要とする日本企業の意見を聴取するなど、コミュニケーションを図っているようであります。この問題は、既に関係各方面の協調は円満に進められており、上海市政府も最大限の努力を図って問題の円満解決を図ると言っております。

中国と世界各国の経済協力が更に強まるにつれて、色々と問題や摩擦が表れてくるのも当たり前かと思いますが、そうした際は、やはり冷静に対処し、コミュニケーションを強化して、真摯にコミュニケーションを図ることが問題解決の糸口であり、あるべき姿だと思えます。

## 2. 企業用地移転について

### 【日本側質問】

当社は、13年前に独資企業を設立しましたが、つい最近、そこを住宅地にするということで撤去命令が出ております。1年の間に2回、3回、役所の方が工場の設備などを見に来ていました。そして1ヶ月前に、正式に「もう出て行きなさい」と口頭で通知されました。

近々、書面で通知するので、すぐに引越しをする準備をなさいということですが、当方より、正式な書面が来てからいつまでに出て行かなければならぬのかと尋ねたところ、半年以内という回答でした。ところが、「我々としては、半年程度の期間で土地を確保、工場を建設し、生産を開始することは出来ない」と伝えたところ、先方より「まだ場所を決めていないのか」と言われました。

そこで質問ですが、今回移転した後に、また同じような問題が出てくるのかどうか、また今次移転により、新たに設備投資を行なえば新たな投資リスクが発生しますが、その点についてご意見をお伺いしたいと思います。

### 【中国側回答】( 商務部外国投資管理司 司長 李志群 )

私共にとって、日本の中小企業の対中投資の推進およびそのお手伝いをすることは、非常に重要な活動の一つであります。中国政府は一貫して投資者の合法的な権利を保護して参りました。2007年3月16日に公布された物権法もこれを証明しています。

そこで、現在御社が直面している問題について、ぜひ詳細な状況をお知らせいただきたいと思います。現時点では、本件の詳細についてあまりよく理解できておりませんが、我々政府機関の手助けが必要でしたら、日中投資促進機構を通じてでも結構ですし、私共中国政府側に直接でも結構です。

ただ、一つの国が発展する過程において、都市であろうと農村であろうと、開発・発展を行うことはとても正常なことです。その過程の中で、当初の計画を調整し、既進出企業に対し影響を及ぼすことは避けられないことでもあります。4年ほど前に来日した際、六本木を視察しましたが、そのデベロッパーからも1番難しいのはやはり移転の問題であると伺っております。

現地政府が企業に対して計画調整に協力して移転してほしいと要求する場合には、一定の補償を行わなければなりません。ぜひ現地の政府と友好的に協議をしていただいて、どちらも満足できるような結果が得られるように願っております。

新たに設備投資を行えば新たに投資リスクが発生するというお話は、非常に良く理解できます。しかし、現在中国の多くの開発区におきましては、中小企業の対中投資を促進するために、標準工場の長期リースによる方法等もご提供しております。

#### **【日本側質問】**

土地移転に関して、立ち退きの書面が来てからどの程度の猶予期間があるのでしょうか。また、もしそれを拒んだ場合にはどうなるのですか。

#### **【中国側回答】( 商務部外国投資管理司 司長 李志群 )**

土地移転について、現地政府からの書面による立ち退き要求ですが、書面の中にいつまでに立ち退いてくれということが記載されていると思います。しかし、これは必ずしも御社がその通りにしなければならないという意味ではございません。

それは協議の過程であり、双方の協議を通じて解決できる問題だと思います。ただ、もし御社がそれを拒絶するというのであれば、裁判所に訴えて、法的な手段によって解決することになります。

# ．知的財産権

## 1．知的財産権の侵害

### 【日本側質問】

私共は、現在中国企業と企画製造をしており、今後中国への投資も考えておりますが、今、私は自信を全く無くしております。それは、コピー商品並びに模造品が原因です。

先日中国を視察したところ、当社の商品シールだけを貼り替えた当社商品がそのまま販売されておりました。また、当社の社名が印字された模造品もあり、それを見たお客様が憤慨され、私共に「なんとかしろ」という強い要求も来ております。

現実には、当社の製品であるにも係わらず、模造品が中国企業のブランドとして、形も寸法も全く同じものが出回っております。中国で入手したこのカタログにも50種類ほどございます。当社は、この商品を今から作ろうとしている訳であり、ブランド、知的財産として商標登録済みです。商品の知的所有権は当社にあり、中国企業にはありません。

日本であれば不正競争防止法という法律があります。商品の知的所有権という概念がないからといって当社の商品をそのまま使用してカタログに載せるという、このような不法行為、これの取締りにおいて工商行政管理局がどこまで協力していただけるのか、お伺いしたいと思います。

### 【中国側回答：国家工商行政管理総局 企業注冊局 処長 肖 藝】

中国に既に進出された企業、これから中国に進出しようとする企業の利益を保護することにつきましては、私共として非常に重視しております。今伺った問題については、2つの解決策があると思います。

まず、中国の不正競争防止法の規定によれば、別のメーカーの名称を詐称すること、それから産地を偽ることは禁止されております。ですから、この法律に則って中国工商局の公正取引部門へ苦情申立を行うことができます。また、もう一つの解決策として、その中国の模造品上に御社の商標が明確に表示されているのであれば、これは明らかな商標権侵害ですので、工商管理総局の商標管理部門に訴えることができます。

それから、これは私からの提案ですが、もしその先方の登録が悪意を持った抜け駆け登録・申請登録である場合には、中国の知財部門の救済措置を求めることができます。ただ、この救済手続き自体は、かなり時間が掛かりますし、その権利侵害製品を直接取り締まることは出来ません。しかしながら、もしこの方法をとるのであれば、今後御社の製品が中国において保護を受けたい場合に大きな力を発揮すると思います。

近年はIT技術の進歩に伴って世界中が一つの地球村という状態になってきましたが、知的財産権について言えば、それは非常に強力な地域性と時間の時限性を帯びています。知的財産の保護を利用するということは、経営を順調に進めるために非常に役に立つと思います。

## ．その他

### 1．エネルギー供給の逼迫

#### 【日本側質問】

電力については相当改善されてきましたが、2006 年末、蘇州市の一部の日系企業は、天然ガス供給会社から突然、供給の削減を通告されました。通告を受けた日系企業は、従業員の食事を外から買うため経費が嵩んだり、生産削減を強いられるところもあります。ガス供給会社は「上からの指示なので止むを得ない」と言い、蘇州市政府は「ガス供給は市政府では解決できない」と言っている状況です。

ここで問題なのは、ガス供給はどこが責任を負い、どこに相談すれば良いのが全く不明なことです。2003 年から発生した電力不足問題では、特に浙江省政府が、「来年は解決する」と3年間繰り返し発言したことが大きく信頼を損ないました。

エネルギー供給については各級政府が、責任者を決めたとうえで、常に将来の見通しを客観的な根拠に基づいて明らかにし、不足は事前に予測して対処するよう求めます

#### 【中国側回答】( 商務部外国投資管理司 副処長 陳 炳炎 )

電力やエネルギーの問題に関しては、確かにこの数年間中国の多くの地域でエネルギー不足の問題が起きました。正直、中国のエネルギーの供給の伸びは速いものの、経済成長のニーズに合致することができませんでした。このエネルギー不足の問題によって、外国企業を含めた多くの企業に困難をもたらしたということについても、十分承知しております。中央省庁と各地方の政府は非常に重視して、各種の措置をとりこの問題の解決に当たっております。

この2年間、去年あたりでは、この問題は大いに緩和されていると思います、この問題の円満な解決にはもうそれ程時間はかからないと思っています。勿論、この問題解決のプロセスの中で、各関係部門はやはりきめ細かい仕事をしなければなりません。例えば、停電の前に、十分に企業に連絡をし、停電計画を事前に企業に通知する必要があるかと思っています。



## 2. 通信インフラ環境（武漢）

### 【日本側質問】

まず事業の背景として、現在、日本では、コンピュータのソフトウェア開発技術者が数万人単位で不足しており、海外へ開発を発注しなければならない状況があります。特に、一昨年日本の景気回復基調に合わせて、この傾向が特に顕著になってきました。日中両国とも、正確な統計は出ていませんが、日本が現在、中国に発注している規模は、私が試算したところでは、おそらく年間3000億円から5000億円程度ではないでしょうか。今後、10%以上の比率で増加していくものと思っています。

日本から海外に発注する場合、その発注先の9割ほどは中国であり、しかも上海、北京、大連といった沿海地域がほとんどであります。しかし、ここ数年、こういった地域の労務費や事務所家賃などの固定費の上昇で、経営環境も厳しく、日本からみてもコストメリットが少なくなった為、内陸部に開発をシフトする動きが出てきています。人材の豊富さ、比較的安価な労働力の観点から、武漢が中国における次世代の海外からのソフトウェアのアウトソーシングの基地になることは間違いないと思っています。

実際、2000年頃は、武漢のソフト会社で日本から請け負う会社は、5～6社でしたが、現在では、正確な数字は把握していませんが、30社以上となっています。様々なインフラが揃っている上海、北京、大連といった地域と比べ、武漢が今すぐに競争して対抗していくには無理がありますが、近い将来の為に準備する必要があると思います。我々のようなIT会社は、製造業のような大きな資本や設備、建物や敷地を必要とするものではなく、技術者、コンピュータ、電気、通信があれば、基本的には、どこでも生産はできます。

提案させて頂きたいのは、通信環境の向上です。沿海の大都市と海外とのインターネット通信環境は、非常に快適で、日本からの通信会社も数々のサービスに乗り出していますが、残念ながら、上海から武漢までの通信回線が小さいために、事業推進の涉外の一つになっています。

日本の通信会社の調査によると、一企業が上海と武漢間で、快適な通信回線を契約する為に、大容量の通信回線を確保する必要がありますが、その費用は月額で500万円程度が必要ということです。これでは、多くのソフトウェア会社が、そもそも小規模事業であるため、このような経費を一社だけで負担す

ることは、ほとんど不可能です。

複数ソフトウェア会社の収入合計として、10億円程度で確保できれば、企業所得税と営業税の納入額が収入となり、政府としては、このような通信回線を設置することができるのではないのでしょうか。また、こういった費用を、省政府、市政府、ソフトウェア企業連合が3分の1ずつ負担をするというようなシステムも考えられると思っています。

物流会社にとって、最重要課題である輸送機器、道路鉄道網などの輸送システムの質と量の確保は、ソフトウェア会社に置き換えれば、情報やデータの授受を行う輸送システムであるインターネットの通信回線であります。近い将来、武漢市がハイテク振興地域の証の一つとして、沿海地域の大都市と肩を並べる海外ソフトウェア生産基地となる為の環境作りに対して、今一層の推進を期待いたします。

**【中国側回答】(湖北省電信有限公司武漢市分公司 企業発展部副主任 趙軍)**

私の方から先程の武漢のインターネットの環境問題についてお答えします。その前に、先ず武田様に一つご説明したいと思います。先程のお話の中で、ある企業が武漢・上海間の通信ケーブルを確保するために月間500万円かかるというお話がありました。しかしながら、我々の費用に関しては実際にはそこまではいいません。定かではないですが、武漢・上海間の大容量の通信回路というのはどういうイメージなのか。例えば、武漢・上海間で専用線を引き、8メガの場合は月間約3万人民元であります。否、それ以下です。155メガの場合は月間約20万人民元位の費用であります。

また、武漢の通信インフラの話ですが、現時点では、武漢通信はチャイナネットの重要なハブであります。また、湖北省内でも光ファイバーの重要なハブであります。交換機の数500万台を超えていますし、市内の光ファイバーも25万キロを超えています。インターネットのアクセスに関しては、アウトプットの方は90ギガを超えています。11次5ヵ年計画期間中に、武漢テレコムとしては、年間約7億人民元位を新たに投資し、通信環境の改善に使う予定です。

### 3. ネットの内容の充実（武漢）

#### 【日本側質問】

現在の武漢ネットは、勿論内容豊富ですが 武漢在住や武漢に興味を持っている日本人向けに、日本語版を作成できないものかと考えております。その際、次のような情報が掲載されると、内容的にかなり有用ではないかと考えます。

自然災害や気象情報。例えば、地震、水害、風災、落雷、雹など。  
昨年「九江」に地震が発生して武漢の高層ビルがかなり揺れたと聞きました。武漢地区は、比較的地震は少ないといわれていますが、皆様の安心を得るために、武漢の地質構造や地震の歴史マップなどの説明を専門家をお願いしてネットに載せていただくと大変ありがたいと思います。

治安情報。

各種犯罪の発生率とか犯罪の手口などについて、武漢の公安局からは定期・不定期に情報が開示されていますが、その日本語版があれば更に良いと思います。

衛生情報。

つまり伝染病、流行病の類ですが、武漢在住の方たちは、自分の住む場所の衛生情報について非常に強い感心と不安をもっています。伝染病や流行病については特に感心が高く、そうした方面の情報を適宜開示していただければと思います。

法規制情報

法律改定、社会保険制度、日本語対応可能な法律事務所の紹介です。企業活動を行っていくうえで、関連する法律を正しく理解してそれを遵守していくことは、基本動作の一つです。そのためにも、法律関係の諸情報については、事前に情報開示されることが望ましいと考えます。

交通情報

例えば、交通事故の発生率、原因、死亡率、最高責任賠償金などです。生活環境の中で、交通事故は最も身近なリスクであり、当地の実態を知っておくことは大変重要なことであると思います。

インフラ建設の整備進捗情報

例えば、三峡ダム、高速道路、地下鉄建設などです。生活インフラに関する情報も感心の高いテーマであると思われます。

**【中国側回答】(武漢市信息産業局 副局長・博士 胡 大平)**

武漢ネットは、我社のネットですが、武漢ホットラインです。これはチャイナテレコム武漢版であります。主に地域のインターネットユーザーに対するサービスをしております。武漢ネットは、今英語版があり、ほぼ毎日1万文字位を更新しています。

日本語版に関しましては、先程もネットの責任者とも相談しましたが、現時点では一つは能力不足の問題があります。とりあえず、例えば特別のコラムとかあるいは日本語チャンネルとかいう形を通じて、在武漢の日本人駐在員の方、また武漢に興味のある日本の方々に一定の情報発信をするということ、これから1～2年間で、検討すべき課題かと思っています。当然、これからもだんだん整備していくつもりであります。

この場を借りまして中国武漢市政府のネットについてご紹介いたします。中国武漢という政府のオフィシャルなホームページがあります。そのホームページには、政府各部門の情報が全て掲載されています。例えば、先程お話のあった治安・衛星・法律法規・交通・インフラ建設に関する情報に関しては、すべてここに掲載されています。

中国武漢という政府のオフィシャルなホームページは、中国国務院のこの3年間の地方政府に対するオフィシャルネットの評価の中で上位にランクされています。アクセス、利用者などの評価では、中国武漢というオフィシャルホームページは既に英語バージョンがあり、かつ毎日更新しています。それは外国の方々が、武漢にアクセスするための重要な窓口であります。

武漢にある日本企業の数もだんだんと増えてきている中で、これからは計画的に日本語版、またはフランス語版なども考えていきたいと思っております。中国武漢というオフィシャルホームページは、先ず日本語チャンネルを考えておりますが、そこに武漢の基本状況、投資環境に対する説明を載せます。また、必要に応じて全面日本語バージョンも考えられます。

#### 4 . 市内の交通管理・交通マナーの改善（武漢）

##### 【日本側質問】

一部のメインストリートを除いて、市内の道路は非常に狭く、頻繁に渋滞が発生しています。運転マナーも決して良くありません。皆先を争ってお互いに道を譲ろうとしないし、信号は少ないかあっても守ろうとしないという状況です。歩行者やバイクなどがよく道路の真ん中に飛び出したりしています。

また、飲酒運転もごく普通のように行われているようです。私の目から見ると、道路の整備の遅れと、交通マナーの悪さは大いに改善の余地があると見えます。こうした現実に対して、何か具体的な改善策をお持ちでしょうか。

2003 年から当地で車を運転するようになったのですが、この事に限っては、経済発展に伴って危険度が増してきたような気がします。当時の道路は、バスとタクシーとトラックがわずかに走り、横断歩道の無いところでも、歩行者が渡ることの危険性が少なかったのです。道路が渋滞することもほとんどありませんでした。

今は、一般乗用車も増えて、渋滞が多くなったのは仕方の無いことですが、危険性が増していることは確かなことです。反対車線の走行、信号無視、乱暴な割り込み運転、交差点での左折優先など、私のように運転する者にとっては、楽しいドライブのはずが、常に死と隣り合わせです。

特に市内と郊外を結ぶ小さなバスは、開発区のような市内でも外れのほうでは、信号を守っていません。車に轢かれそうになった場面に何度も遭遇しました。私は、歩行者として横断歩道を渡るときは、同じように信号を無視しています。たとえ歩道の信号が赤でも、車が来ていないときに渡ることが一番安全であるという意味です。日本からのお客様に市内を案内する時は、やはり同じような印象を持ってしまいます。

生活インフラについては、日本とは異なる国に住んでいますので、その国の実情を従わざるを得ないこともあるでしょう。しかし健康や安全に関わることであれば、そこに住む全ての人々にとっては、共通の願いなので、あえて問題提起をさせて頂きました。武漢の一般市民にとっても、そこで働く外国人にとっても、より安全な快適な生活ができるように希望いたします。

**【中国側回答】(武漢市城市建設開發投資公司 副總經理 陳躍慶)**

私は武漢市都市建設開發投資公司からきました。我社はレール交通、道路交通の投資などを担当している会社です。11次5ヵ年計画期間中に、武漢のレール交通に関する投資、また道路建設投資に関する状況についてご説明いたします。

武漢市の長期的なレール交通は、将来的に7本のラインで、延べ220キロ、駅は182を考慮しております。このうち3つのラインが、武漢の3つの鎮を結び、残り2つが漢口と武漢、残りの2本が郊外へのサブラインです。2004年に国務院あるいは国家發展改革委員会が批准した武漢市のレール交通の建設計画に基づき、4号線なども含めて2012年までに3つのレール交通を完成させます。延べ70キロ、総投資は260億人民元です。

この3つのラインのうち、1号線の第1期(約10キロ)は既に完成しました。2期工事は延べ11キロで、これも既に着工しています。レール交通の2号線の第1期は、延べ28キロで、21の駅があり、投資は143億人民元です。そのうち2つの駅は既に着工しています。4号線の第1期工事は全部で16キロです。駅は14、投資は77億人民元です。駅のリフォームに関する工事も既に着工しています。この3つのラインは2012年までに完成する予定です。これが2012年までのレール交通の計画状況です。

道路建設に関しては、11次5ヵ年計画中に536億人民元を投資する予定です。そのうち道路、橋は446億人民元。主な建設プロジェクトとしては、先ず高架道路です。第一環状線、第二環状線、第三環状線、また13本の放射型道路などがあります。それをもって都市部の道路ネットワークを形成します。

2つ目は、地域間の道路建設です。比較的独立した環状線ネットワークを通じて、サブ道路も補強し、ボトルネックになっている道路などを改造します。3つ目は、道路の整備です。都市部の主要な地域において、都市の景観を損なうような道路を改造することです。4つ目は重点地域の道路建設です。主にビジネスエリア、武漢新区、ニュータウン、武漢駅、武昌駅、漢口駅、石油化学地域、鉄鋼産業地域、經濟開發区、住宅街などの重点地域において新規の道路建設を考えております。5つ目が横断歩道の建設です。車と人間が集中する地域において、横断歩道などを重点的に作ることです。主に以上の5つであります。

## 5 . 日本との直行便（武漢）

### 【日本側質問】

日本と武漢の直行便の開設を早急にお願いしたい。  
日本への行き来は、北京・青島・上海・杭州・広州・香港など沿岸部の都市を経由しなければならず、12～3時間の行程となり、ほぼ丸1日が移動日となってしまいます。

進出されている日系企業の多くは日本からの技術指導も含めかなりの出張者が毎月お見えになっており、日本から広州より距離は近いのに、とても不便で成りません。内陸部の弱点かもしれませんが、是非直行便のご検討をよろしくお願い致します。

### 【中国側回答】（湖北省商務庁 庁長 阮 継清）

現時点では南方航空湖北分公司が武漢・東京の直行便を一生懸命進めております。かつては東方航空で武漢・日本の直行便がありました。ただし利用率の問題で今はストップしています。

現在、東方航空は別の考えをもっていて、一つは武漢・上海経由で大阪へのライン、もう一つは武漢・青島経由で東京へのラインを考えており、これに関して今積極的に準備をしています。すでに、武漢 上海は浦東空港発着のみとなっているため削除。

南方航空ですが、東京便は今年の上半期に開通させたいと考えています。

## 6 . 居留証の復活

### 【日本側質問】

我々駐在員が生活していくうえで不便を感じていることは、パスポートと居留認可証の一体化にあります。我々駐在員は今まで居留認可証のみを携帯しておりましたが、パスポートとの一体化のため、日常の中で携帯するには大きすぎるため不自由でなりません。また、紛失や盗難の恐れもあり、ついつい携帯を怠ってしまいます。

もしパスポート紛失もしくは盗難に遭った場合、迅速な対処をして頂けると武漢市及び日本大使館からは言われておりますが、武漢市には領事館がなく、管轄である北京へ出向かなければなりません。出来れば従来どおりパスポートと居留認可証を分離させ、居留認可証のみの携帯にてOKとして頂けないでしょうか？

### 【中国側回答】(武漢市公安局出入国管理局)

このパスポートと居留証の問題ですが、2004年から国の規定で居留証が廃止となりました。何故かという、居留証は海外の慣行・やり方でも既にパスポートの中に居住許可の印がつけられていますので、そういうやり方にしたわけです。

また、居留ビザの延期の問題ですが、多くの外国投資企業の皆さんは1年ごとの更新が面倒だと言っておられます。ただしこれは国の規定であり、通常、企業のスタッフに対しては1年のビザしか発給しません。副総経理以上の法定代表者には2年のビザを発給します。これは明確に然るべきルールに定められています。

そしてハイレベルの人材、投資家に対しては2年から5年までの居住許可を与えます。具体的な条件として、省や省庁レベルの国家機関が高級顧問として招聘した人、または中央や地方政府が海外と契約を結んだ重点科学プロジェクトのための人材、ハイテクないしハイレベル人材がその対象となります。

国や社会に重要かつ大きな貢献をした方、例えば無償ドネーションを行った人、省や省庁レベルの科学研究施設、重点大学が採用した学術ないし科学技術研究のトップレベルの人、助教授または副研究員以上の資格を有しそのような扱いを受けている人、企業や事業機関で副総経理以上の職務にあるかある



いは同等の扱いを受けている人、重要なキーポイントとなる技術者、西部ないし中部の中国国家レベルの重点貧困救済対象圏に100万米ドル以上の投資をし、またその他の地域で300万米ドル以上の投資をした人ないしは外国企業の派遣者または専門技術者、国の重点科学成果または然るべき賞に輝いた海外の科学者、以上の方々が2年から5年までのビザを取得することができます。

次に、外国籍を取得した中国人が中国で数年働いてグリーンカードが発給されるかどうかという質問がございました。これについて2つの側面からお答えしたいと思います。グリーンカードというのは、ただ単に勤務年数だけを要件としているわけではありません。勤務年数としては4年から5年、そして婚姻状況は5年、それ以外は4年ということで起算されます。すなわち中国に4年間滞在し、しかも行き来があった場合でも連続3年間居住して初めてグリーンカードの発給対象になります。すなわち4年間のうち3年間中国で在住することを条件とします。これが一番目の要件、そして二番目の要件は職務面の要件です。副総経理、副工場長、助教授などといった高級職務を有し、連続居住年数が3年間以上でしかも納税記録が良好な人が始めてグリーンカードの発給の対象となります。

そして三番目に、勤務先の要件を満たさなければなりません。国務院各省庁または省レベルの人民政府の傘下にある科学技術機関または業界管理機能を有する団体に勤務すること、そして重点大学、中国では「211プロジェクト」といいますが、その対象校に勤めまたは中国全国一次試験の中で重点大学と位置づけられているもの、そして中国の重点プロジェクトの実行会社、事業者のところで働いていること。そして四番目、ハイテク企業または奨励類に該当する外商投資企業、先端技術企業、または輸出企業で働いていることを要件とします。ですので、ハイテク企業であるかどうか外商投資企業のうちの奨励企業に該当するかどうか然るべき書類が必要となります。以上4点ほどご紹介しました。

要件は4つ、勤務年数、職務、勤務先、投資金額です。投資金額については以下の3つの要件があります。中国の西部で個人が投資をした場合は50万米ドル、中部では100万米ドルの投資をすること。東部、沿岸部であれば200万米ドルの投資をして初めてこの投資金額の要件をクリアーすることになります。

## 7. 市の最低賃金（武漢）

### 【日本側質問】

湖北省、或いは武漢市の最低賃金の規定を教えて欲しい。もしできれば全国、或いは湖南省や上海市などと比較した数字もいただきたい。

### 【中国側回答】（武漢市労働保障局失業保険和就業処 李 健）

最低賃金の基準ですが、武漢は今、引き上げの予定で省に上げています。今、都市部では月580元、郊外で460元です。この基準はもうすぐ引き上げます。何時からか、どの程度かは、省政府の決定次第です。

上海では最低賃金は750元です。湖南省は都市部の数字しかありません。この数字がどこの都市の数字なのか、わからないので比較ができません。

第 二 部  
転換期にある  
中国外資政策関連法規の整備状況



## 最近の外資政策関連法規（2007年1月～2007年12月）

2007年1月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
中華人民共和國税関加工貿易製造原単位管理弁法（改正）	07.01.04	07.03.01	税関総署
外商投資建設工事設計企業管理規定実施細則	07.01.05	07.01.05	建設部、商務部
個人外貨管理弁法実施細則	07.01.05	07.02.01	国家外為管理局
商務分野のブランド評定と保護弁法	07.01.08	07.01.08	商務部
労働雇用届出制度確立に関する通知	07.01.08		労働社会保障部
納税者の納税違法行為告発奨励暫定弁法	07.01.13	07.03.01	国家税務総局、財政部
国务院の設備製造業振興加速の若干意見の關係する輸入税收政策徹底に関する通知	07.01.14		財政部、發展改革委、税関総署、国家税務総局
国务院の『中華人民共和國都市土地使用税暫定条例』修正に関する決定を徹底実行することに関する通知	07.01.19		財政部、国家税務総局
中華人民共和國財政部公告 2007 年第 2 号（国内投資プロジェクトの免税を付与しない商品目録）	07.01.22	07.03.01	財政部
外商投資建設工事サービス企業管理規定	07.01.22	07.03.26	建設部、商務部
最も市場競争力のあるブランド標示使用規定	07.01.30	07.01.30	商務部
企業会計準則-基本準則（2006年）	06.02.15	07.01.01	財政部
中華人民共和國パスポート法	06.04.29	07.01.01	主席令
外資保険公司と関連企業の再保険取引従事の情報公開業務強化に関する通知	06.11.17	07.01.01	保険監督管理委
国土資源管理規範性文書の合法性審査弁法	06.11.27	07.01.01	国土資源部
製品油市場管理弁法	06.12.04	07.01.01	商務部
原油市場管理弁法	06.12.04	07.01.01	商務部
2007年自動輸入許可貨物目録	06.12.10	07.01.01	商務部
2007年輸入許可証管理貨物目録	06.12.14	07.01.01	商務部
商務部の展覧会主催管理弁法（試行）	06.12.15	07.01.01	商務部
2007年関税実施方案に関する通知	06.12.19	07.01.01	国务院関税税則委
「2007年輸出許可証管理貨物目録」、「2007年辺境小額貿易輸出許可証管理貨物目録」	06.12.22	07.01.01	商務部、税関総署
『全国工業用地払下最低価格基準』發布実施に関する通知	06.12.23	07.01.01	国土資源部
2007年許可証発給機關許可証発給目録（輸入）	06.12.30	07.01.01	商務部
2007年許可証発給機關許可証発給目録（輸出）	06.12.30	07.01.01	商務部
中華人民共和國都市土地使用税暫定条例（改正）	06.12.31	07.01.01	国务院
北京市都市土地納税等級分級範圍	07.06.04	07.01.01	北京市地稅局

2月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
国内金融機関の不良債権対外譲渡届出管理の規範化に関する通知	07.02.01	07.04.01	国家發展改革委、国家外為管理局
中華人民共和國税関の輸入貨物直接積戻し管理弁法	07.02.02	07.04.01	税関総署
商業フランチャイズ経営管理条例	07.02.06	07.05.01	国务院令
企業年度検査業務の強化および改善に関する通知	07.02.15		工商行政管理総局
外商投資貨物輸送企業を領収書の自主発行納税者と認定することに関する通知	07.02.15		国家税務総局
増値税専用伝票使用規定改正に関する補充通知	07.02.16		国家税務総局

身体障害者雇用条例	07.02.25	07.05.01	国务院令
商務部、税関総署公告 2007 年第 18 号（一部自動車および部品の HS コード調整に関する公告）	07.02.27	07.03.01	商務部、税関総署
涉外企業の所得税一括（連結）申告納税管理の関連問題の規範化および強化に関する通知	07.02.28		国家税務総局
個人外貨管理弁法	06.12.25	07.02.01	中国人民銀行
個人外貨管理弁法実施細則	07.01.05	07.02.01	国家外為管理局

### 3月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
中華人民共和國税関の一時出入国貨物管理弁法	07.03.01	07.05.01	税関総署
中華人民共和國税関の輸出入貨物商品分類管理規定	07.03.02	07.05.01	税関総署
インターネット取引に関する指導意見（暫定）	07.03.06		商務部
2007 年全国外商投資吸収業務に関する指導性意見	07.03.06		商務部弁公庁
中華人民共和國税関の珠海マカオを跨る工業区の珠海園區管理弁法	07.03.08	07.04.08	税関総署
自動輸入許可管理貨物目録（20070310）	07.03.10	07.04.01	商務部、税関総署
施工総請負企業特級資質基準	07.03.13	07.03.13	建設部
労働契約制度の三年行動計画業務実施をよりよく行うことに関する通知	07.03.13		労働社会保障部弁公庁
中華人民共和國物権法	07.03.16	07.10.01	主席令
中華人民共和國企業所得税法	07.03.16	08.01.01	主席令
サービス業発展加速に関する若干の意見	07.03.19		国务院
外資銀行制度改革の外貨管理に係る関連問題に関する通知	07.03.20		国家外為管理局
生皮および生毛皮の輸入段階での増値税税率を明確にすることに関する通知	07.03.20	07.04.01	財政部、国家税務総局
製品油経営企業指導ハンドブック	07.03.22		商務部
原油経営企業指導ハンドブック	07.03.22		商務部
納税者の輸入貨物増値税仕入税額控除の関連問題に関する通知	07.03.22		国家税務総局
外国銀行分行を外資銀行に制度改正した際の関係する税収問題に関する通知	07.03.26		財政部、国家税務総局
涉外企業連合税務監査業務規定	07.03.27	07.03.27	国家税務総局
新設企業の企業所得税減免執行開始時期に関する回答	07.03.27		国家税務総局
再生資源回収管理弁法	07.03.27	07.05.01	商務部
プラント自動車取次販売企業届出業務をよりよく行うことに関する通知	07.03.27		工商行政管理総局
商務部、税関総署 2006 年第 87 号 天然砂輸出公告（輸出入禁止目録内）	06.12.14	07.03.01	商務部、税関総署
工業製品生産許可証取消手続管理規定	06.12.31	07.03.01	国家質検総局
中華人民共和國税関の加工貿易製造原単位管理弁法（改正）	07.01.04	07.03.01	税関総署
納税者の納税違法行為告発奨励暫定弁法	07.01.13	07.03.01	国家税務総局、財政部
中華人民共和國財政部公告 2007 年第 2 号（国内投資プロジェクトの免税を付与しない商品目録）	07.01.22	07.03.01	財政部
商務部、税関総署公告 2007 年第 18 号（一部自動車および部品の HS コード調整に関する公告）	07.02.27	07.03.01	商務部、税関総署
外商投資建設工事サービス企業管理規定	07.01.22	07.03.26	建設部、商務部

### 4月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
外商誘致外資導入業務における国の土地関連政策を厳格に執行することに関する通知	07.04.03		商務部弁公庁
『内地と香港特別行政区の所得に対する二重課税回避および脱税防止に関する協定』の関係条文の解釈および執行問題に関する通知	07.04.04		国家税務総局

上場会社の董事、監事および高級管理人員の自社株式保有およびその変更管理規則	07.04.05	07.04.05	中国証券監督管理委員会
商務部、税関総署、環境保護総局公告 2007 年第 17 号 (2007 年加工貿易禁止類商品目録)	07.04.05	07.04.26	商務部、税関総署、環境保護総局
中華人民共和国政府情報公開条例	07.04.05	08.05.01	国務院令
保険公司独立董事管理暫定弁法	07.04.06	07.04.06	中国保険業監督管理委員会
保険公司リスク管理の手引き (試行)	07.04.06	07.07.01	中国保険業監督管理委員会
中外合作学校経営の秩序をさらに規範化することに関する通知	07.04.06		教育部
鋼材輸出税還付率調整に関する通知	07.04.09		財政部、国家税務総局
環境情報公開弁法 (試行)	07.04.11	08.05.01	国家環境保護総局
企業破産案件審理に係る管理人指定に関する規定	07.04.12	07.06.01	最高人民法院
企業破産案件審理に係る管理人報酬確定に関する規定	07.04.12	07.06.01	最高人民法院
加工貿易管理強化の関連問題に関する通知	07.04.12		商務部
行政審査認可項目をさらに整理廃止および調整することに関する通知	07.04.15		国務院弁公庁
中華人民共和国税関の印刷品および A V 製品の出入国監督管理弁法	07.04.18	07.06.01	税関総署
元の企業年金の引渡業務を適切に行うことに関する意見	07.04.24		労働社会保障部
『中華人民共和国企業破産法』施行時に未結審の企業破産案件適用法律の若干問題に関する規定	07.04.25	07.06.01	最高人民法院
『中華人民共和国物権法』の海域物権制度の全面的実行の徹底実施に関する通知	07.04.28	07.10.01	国家海洋局
産業構造調整の推進を加速させ、高エネルギー消費業種の度重なる無計画拡張を抑制することに関する緊急通知	07.04.29		国家発展改革委員会
商業フランチャイズ経営届出管理弁法	07.04.30	07.05.01	商務部
商業フランチャイズ経営情報公開管理弁法	07.04.30	07.05.01	商務部
商務部、税関総署 2007 年第 41 号公告 (一部鋼材輸出に対する輸出許可証管理の実行)	07.04.30		商務部、税関総署
国内金融機関の不良債権対外譲渡届出管理の規範化に関する通知	07.02.01	07.04.01	国家発展改革委、国家外為管理局
中華人民共和国税関の輸入貨物直接積戻し管理弁法	07.02.02	07.04.01	税関総署
自動輸入許可管理貨物目録 (20070310)	07.03.10	07.04.01	商務部、税関総署
生皮および生毛皮の輸入段階での増値税税率を明確にすることに関する通知	07.03.20	07.04.01	財政部、国家税務総局
中華人民共和国税関の珠海マカオを跨る工業区の珠海園区管理弁法	07.03.08	07.04.08	税関総署

## 5月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
『中華人民共和国物権法』徹底実施に関する通知	07.05.08		国土資源部
中華人民共和国パートナー企業登記管理弁法 (改正)	07.05.09	07.06.01	国務院
重慶市高温天気労働保護弁法	07.05.10	07.06.01	重慶市人民政府
中部地区の増値税控除範囲拡大の暫定弁法	07.05.11	07.07.01	財政部、国家税務総局
非全日制雇用に関する若干規定 (深セン)	07.05.13	07.07.01	深圳市労働社会保障局
税関総署公告 2007 年第 19 号 (『2000 年免税を付与しない商品目録』に対する調整について)	07.05.16	07.05.25	税関総署
商務部公告 2007 年第 23 号 (毒物製造可能化学品)	07.05.16		商務部
2007 年自動輸入許可貨物目録調整 (20070520)	07.05.20	07.06.10	商務部、税関総署
国外証券取引所在中代表機構管理弁法	07.05.20	07.07.01	中国証券監督管理委員会
一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知 (20070521)	07.05.21	07.06.01	関税税則委
工事監理企業資質基準	07.05.21		建設部
外商直接投資不動産業審査認可および監督管理をさらに強化、規	07.05.23		商務部、国家外為

範化することに関する通知			管理局
中華人民共和国行政復議法実施条例	07.05.29	07.08.01	國務院令
パートナーシップ企業登記管理業務をよりよく行うことに関する通知	07.05.29		国家工商行政管理総局
税関総署公告 2007 年第 23 号(加工貿易製造原単位管理弁法発布の関連問題について)	07.05.30	07.05.30	税関総署
外商投資の天然ガスプロジェクト経営の生産性企業享受の関連問題に関する通知	07.05.30		国家税務総局
通信業務に従事する外商投資企業の企業所得税納付の関連問題に関する通知	07.05.30		国家税務総局
不動産開発に従事する外商投資企業のセールスアンドリースバック業務の所得税処理問題に関する回答	07.05.31		国家税務総局
商業フランチャイズ経営管理条例	07.02.06	07.05.01	國務院令
身体障害者雇用条例	07.02.25	07.05.01	國務院令
中華人民共和国税関の一時出入国貨物管理弁法	07.03.01	07.05.01	税関総署
中華人民共和国税関の輸出入貨物商品分類管理規定	07.03.02	07.05.01	税関総署
商用暗号製品使用管理規定	07.03.24	07.05.01	国家暗号管理局
外国組織および個人の中国における暗号製品使用管理弁法	07.03.24	07.05.01	国家暗号管理局
再生資源回収管理弁法	07.03.27	07.05.01	商務部
商業フランチャイズ経営届出管理弁法	07.04.30	07.05.01	商務部
商業フランチャイズ経営情報公開管理弁法	07.04.30	07.05.01	商務部

## 6月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
都市供熱価格管理暫定弁法	07.06.03	07.10.01	国家発展改革委、建設部
省エネ排出削減の総合性業務案発布に関する通知	07.06.03		國務院
北京市都市土地納税等級分級範囲	07.06.04	07.01.01	北京市地稅局
大型商業保険および各種入札業務管理の更なる強化に関する通知	07.06.05	07.06.05	中国保険監督管理委員会
商務部、税関総署公告 2007 年第 51 号(2007 年 6 月 15 日より標準砂の輸出に対し輸出許可証管理を実行)	07.06.05	07.06.15	商務部、税関総署
税関総署公告 2007 年第 25 号	07.06.11	07.06.11	税関総署
商務部、税関総署公告 2007 年第 54 号(2007 年 6 月 18 日よりインジウム、モリブデンに対し輸出割当許可証管理を実行)	07.06.11	07.06.18	商務部、税関総署
外商投資企業が工事材料請負方式で委託した建築請負企業が買入れた国産設備の税関還付問題に関する通知	07.06.12		国家税務総局
最低賃金制度をさらに健全なものにすることに関する通知	07.06.12		労働社会保障部
『輸出外貨代金回収審査弁法』廃止の関連問題に関する通知	07.06.14	07.07.01	外為管理局、商務部
身体障害者就業促進の税収優遇政策に関する通知	07.06.15	07.07.01	財政部、国家税務総局
輸入医療器械検驗監督管理弁法	07.06.18	07.12.01	国家質量監督検驗検疫総局
建設部など 8 部門の『不動産市場の秩序キャンペーン展開に関する通知』の徹底実施に関する通知	07.06.18		国家税務総局
一部商品の輸出税還付率引き下げに関する通知(070619)	07.06.19	07.07.01	財政部、国家税務総局
保険許可証管理弁法	07.06.22	07.09.01	中国保険監督管理委員会
輸送類専用自動車構造調整促進の関連問題に関する通知	07.06.24		国家発展改革委員会
商務部行政事務サービスセンターが受理する一部行政管理事項目録	07.06.25	07.06.25	商務部
工事監督管理企業資質管理規定(2007 年)	07.06.26	07.08.01	建設部



建築企業資質管理規定（2007年）	07.06.26	07.09.01	建設部
建設工事実地調査設計資質管理規定（2007年）	07.06.26	07.09.01	建設部
建設部の『国務院の省エネ排出削減総合業務方案発布に関する通知』徹底に関する実施方案	07.06.26		建設部
都市土地使用税調整の関連政策に関する通知（大連）	07.06.29	07.01.01	大連市人民政府
中華人民共和国個人所得税法（2007年改正）	07.06.29	07.06.29	主席令
中華人民共和国労働契約法	07.06.29	08.01.01	主席令
国有株主保有の上場公司株式譲渡管理暫定弁法	07.06.30	07.07.01	国有資産監督管理委員会 中国証券監督管理委員会
企業破産案件審理に係る管理人指定に関する規定	07.04.12	07.06.01	最高人民法院
企業破産案件審理に係る管理人報酬確定に関する規定	07.04.12	07.06.01	最高人民法院
中華人民共和国税関の印刷品およびA V製品の出入国監督管理弁法	07.04.18	07.06.01	税関総署
『中華人民共和国企業破産法』施行時に未結審の企業破産案件適用法律の若干問題に関する規定	07.04.25	07.06.01	最高人民法院
中華人民共和国パートナー企業登記管理弁法（改正）	07.05.09	07.06.01	国務院
重慶市高温天気労働保護弁法	07.05.10	07.06.01	重慶市人民政府
一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知（20070521）	07.05.21	07.06.01	関税税則委員会
2007年自動輸入許可貨物目録調整（20070520）	07.05.20	07.06.10	商務部、税関総署

## 7月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
商業銀行情報開示弁法	07.07.03	07.07.03	中国銀行業監督管理委
金融許可証管理弁法（2007年改正）	07.07.03	07.07.03	中国銀行業監督管理委
金融機関派生商品取引業務管理暫定弁法（2007年改正）	07.07.03	07.07.03	中国銀行業監督管理委
商業銀行資本充足率管理弁法（2007年改正）	07.07.03	07.07.03	中国銀行業監督管理委
団体顧客と信業務リスク管理ガイド（2007年改正）	07.07.03	07.07.03	中国銀行業監督管理委
銀行間取引管理弁法	07.07.03	07.08.06	中国人民銀行
2007年第17号公告（加工貿易禁止類目録）の関連事項に関する補充通知	07.07.04	07.07.04	商務部、税関総署、環境保護総局、質検総局
財政部、税関総署公告2007年第20号（中外合作海洋石油採掘関連）	07.07.04	07.08.01	財政部、税関総署
輸入商品損害検査鑑定管理弁法	07.07.06	07.10.01	国家質量監督検査 検疫総局
一部商品の輸出税還付率引き下げに関する補充通知	07.07.10		財政部 国家税務総局
都市土地使用税制調整後の納税にかかる事項に関する通知（大連市）	07.07.10		大連市地方税務局
税関総署、発展改革委、財政部、商務部2007年第35号公告（税関が執行する輸入税収関連の優遇政策に対する適用問題について）	07.07.13	07.07.13	税関総署、発展改革委、 財政部、商務部
貯蓄預金利息に対する個人所得税徴収の実施弁法（2007年改正）	07.07.20	07.08.15	国務院令
商務部、税関総署公告2007年第44号（加工貿易制限類商品目録）	07.07.23	07.08.23	商務部、税関総署
食品などの生産安全監督管理強化に関する特別規定	07.07.26	07.07.26	国務院令
全国主体功能区計画編制に関する意見	07.07.26		国務院令
税関総署公告2007年第39号（商品分類決定集改正）	07.07.27	07.07.27	税関総署
輸出税還付率データ調整に関する通知	07.07.31		国家税務総局
保険公司リスク管理の手引き（試行）	07.04.06	07.07.01	中国保険業監督管理委員会
都市生活ごみ管理弁法	07.04.28	07.07.01	建設部
中部地区の増値税控除範囲拡大の暫定弁法	07.05.11	07.07.01	財政部、国家税務総局
非全日制雇用に関する若干規定（深セン）	07.05.13	07.07.01	深セン市労働社会保障局

国外証券取引所在中代表機構管理弁法	07.05.20	07.07.01	中国証券監督管理委員会
『輸出外貨代金回収審査弁法』廃止の関連問題に関する通知	07.06.14	07.07.01	外為管理局、商務部
身体障害者就業促進の税収優遇政策に関する通知	07.06.15	07.07.01	財政部、国家税務総局
一部商品の輸出税還付率引き下げに関する通知（070619）	07.06.19	07.07.01	財政部、国家税務総局
国有株主保有の上場公司株式譲渡管理暫定弁法	07.06.30	07.07.01	国有資産監督管理委員会 中国証券監督管理委員会
2007年上海市都市企業事業単位退職者の基本養老金調整に関する通知	07.08.22	07.07.01	上海市労働社会保障局

## 8月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
国家認証認可監督管理委員会 2007年第21号公告（強制性認証）	07.08.06		国家認証認可監督管理委員会
外国籍個人および香港台湾マカオ住民個人の貯蓄預金利子所得の協定税率適用の関連問題に関する補充通知	07.08.07	07.08.07	国家税務総局
個人所得税の全員全額控除申告管理業務をさらに推進することに関する通知	07.08.14		国家税務総局
保税區監督管理区域の外貨管理弁法	07.08.15	07.10.01	国家外為管理局
銀行間外貨市場における人民元と外貨通貨のスワップ業務開設の関連問題に関する通知	07.08.17	07.08.17	中国人民銀行
建設工事実地調査資質管理規定実施意見	07.08.21		建設部
2007年上海市都市企業事業単位退職者の基本養老金調整に関する通知	07.08.22	07.07.01	上海市労働社会保障局
税関総署公告 2007年第46号（『商務部、税関総署 2007年第44号公告』の関連執行問題について）	07.08.22	07.08.22	税関総署
輸出入商品数量重量検査鑑定管理弁法	07.08.27	07.10.01	国家質量監督検査検疫総局
化粧品マーク管理規定	07.08.27	08.09.01	国家質量監督検査検疫総局
食品マーク管理規定	07.08.27	08.09.01	国家質量監督検査検疫総局
検査管理総局、税関総署公告 2007年第131号（全地形車など製品に対する強制輸出検査管理実行について）	07.08.30	07.08.30	国家質量監督検査検疫総局、税関総署
保税物流センター（B型）試点拡大期間の適用税収政策に関する通知	07.08.30		財政部 税関総署 国家税務総局
中華人民共和国都市不動産管理法（2007年改正）	07.08.30	07.08.30	主席令
『中華人民共和国企業所得税法』公布後企業に適用される税収法律問題に関する通知	07.08.31	07.08.31	財政部、 国家税務総局
中華人民共和国反独占法	07.08.30	08.08.01	主席令
中華人民共和国就業促進法	07.08.30	08.08.01	主席令
企業所得税査定徴収の課税所得率調整に関する通知	07.08.30	07.01.01	国家税務総局
中華人民共和国行政復議法実施条例	07.05.29	07.08.01	國務院令
工事監督管理企業資質管理規定（2007年）	07.06.26	07.08.01	建設部
財政部、税関総署公告 2007年第20号（中外合作海洋石油採掘関連）	07.07.04	07.08.01	財政部、税関総署
銀行間取引管理弁法	07.07.03	07.08.06	中国人民銀行
貯蓄預金利息に対する個人所得税徴収の実施弁法（2007年改正）	07.07.20	07.08.15	國務院令
商務部、税関総署公告 2007年第44号（加工貿易制限類商品目錄）	07.07.23	07.08.23	商務部、税関総署

## 9月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
中華人民共和國税関保税港区管理暫定弁法	07.09.03	07.10.03	税関総署
加工企業届出登記業務を適切に行うことに関する通知	07.09.04		商務部弁公庁
商務部、税関総署公告 2007 年第 71 号 (台帳保証金納入方式について)	07.09.05		商務部、税関総署
広東省高温補助基準公布に関する通知	07.09.07	07.09.07	広東省労働社会保障庁 他
輸出許可証発給業務規範 (改正)	07.09.07	07.09.07	商務部
輸出入商品の品質および食品安全の特別整備実施細則	07.09.10		国家質量監督検査 検疫総局
全国土地法執行百日行動方案	07.09.12		国土資源部
税関総署公告 2007 年第 51 号 (商品分類の協議と質疑手続きの公布について)	07.09.14	07.09.14	税関総署
税関総署公告 2007 年第 52 号 (AV 製品および電子出版物の輸入段階での増値税税率調整関連問題について)	07.09.14	07.09.15	税関総署
加工貿易企業届出登記業務を適切に行うことに関する通知	07.09.18		広東省対外貿易経 済合作庁
中華人民共和國植物新品種保護条例実施細則 (農業部分) (改正)	07.09.19	08.01.01	農業部
権利侵害違法コピー行為の通報、取締り奨励暫定弁法	07.09.20	07.09.20	国家版權局
中華人民共和國税関行政再審弁法	07.09.24	07.11.01	税関総署
電子廃棄物環境汚染防止管理弁法	07.09.27	08.02.01	国家環境保護総局
国有建設用地使用権の入札、競売、公示、払下規定 (改正)	07.09.28	07.11.01	国土資源部
国際化粧品原料基準中文名称目録	07.09.28	08.01.01	衛生部
『國務院の食品など製品の完全監督管理強化に関する特別規定』の若干問題に関する実施意見	07.09.30		国家質量監督検査 検疫総局
出入国種苗花卉検査検疫業務強化に関する通知	07.09.30		国家質量監督検査 検疫総局
製品の品質および食品安全の特別整備行動の統計業務をより良く行うことの関連問題に関する通知	07.09.30		国家質量監督検査 検疫総局
保険許可証管理弁法	07.06.22	07.09.01	中国保険監督管理 委員会
建築企業資質管理規定 (2007 年)	07.06.26	07.09.01	建設部
建設工事实地調査設計資質管理規定 (2007 年)	07.06.26	07.09.01	建設部

## 10月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
保税監督管理区域の外貨管理弁法操作規程	07.10.08	07.10.01	国家外為管理局
輸出企業の環境監督管理強化に関する通知	07.10.08		商務部、環境保護総局
第 4 次行政審査認可項目の取消および調整に関する決定	07.10.09		國務院
増値税納税者免税権放棄の関連問題に関する通知	07.10.15	07.10.01	財政部、国家税務総局
動産抵当登記弁法	07.10.17	07.10.17	国家工商行政管理総局
新エネルギー自動車生産参入管理規則	07.10.17	07.11.01	国家發展改革委員会
国家發展改革委員会公告 2007 年第 73 号 (車両識別番号管理現場審査実施弁法試行)	07.10.17		国家發展改革委員会
広東省労働契約署名受領公示暫定弁法	07.10.22	07.10.22	広東省労働保障庁
製紙、アルコール、旨み調味料、クエン酸の立ち遅れた生産能力淘汰業務を適切に行うことに関する通知	07.10.22		国家發展改革委員会、 国家環境保護総局

中小企業技術革新支援に関する若干の政策	07.10.23		国家発展改革委員会、教育部、財政部 他
中華人民共和国律師法（改正）	07.10.28	08.06.01	主席令
外商投資産業指導目録（2007年改正）	07.10.31	07.12.01	国家発展改革委員会、商務部
2008年度のイグサおよびその製品の輸出割当入札資格審査を行うことに関する通知	07.10.31		商務部
中華人民共和国物権法	07.03.16	07.10.01	主席令
『中華人民共和国物権法』の海域物権制度の全面的実行の徹底実施に関する通知	07.04.28	07.10.01	国家海洋局
都市供熱価格管理暫定弁法	07.06.03	07.10.01	国家発展改革委員会、建設部
輸入商品損害検査鑑定管理弁法	07.07.06	07.10.01	国家質量監督検査検疫総局
保税區監督管理区域の外貨管理弁法	07.08.15	07.10.01	国家外為管理局
輸出入商品数量重量検査鑑定管理弁法	07.08.27	07.10.01	国家質量監督検査検疫総局
中華人民共和国税関保税港区管理暫定弁法	07.09.03	07.10.03	税関総署

## 11月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
道路輸送業のより良くより速い発展を促進することに関する若干の意見	07.11.01		交通部
税関総署の一部税関規則廃止に関する決定	07.11.02		税関総署
外商投資商業分野管理弁法補充規定（三）	07.11.05	07.11.05	商務部
就業サービスおよび就業管理規定	07.11.05	08.01.01	労働社会保障部
一部の労働社会保障規則廃止に関する決定	07.11.09	07.11.09	労働社会保障部
『中外合作人材仲介機構管理暫定規定』に関する補充規定	07.11.16	08.01.01	人事部 商務部 国家工商行政管理総局
税関総署公告 2007年第61号（外商投資企業が輸出する課税商品につき徴税することを明確にすることについて）	07.11.16		税関総署
新規着工プロジェクト管理の強化と規範化に関する通知	07.11.17		國務院弁公庁
土地保留管理弁法	07.11.19	07.11.19	国土資源部、財政部、中国人民銀行
外資企業の輸出税還付申告期間問題に関する通知	07.11.22		国家税務総局
税関総署、質検総局 2007年第68号公告（通関申告書オンライン審査実施について）	07.11.26	08.01.01	税関総署、国家質量監督検査検疫総局
中小企業の省エネ排出削減業務をより良く行うことに関する通知	07.11.27		国家発展改革委員会
中華人民共和国税関行政再審弁法	07.09.24	07.11.01	税関総署
広州市外国籍人員の個人所得税税務資料申告管理弁法	07.09.25	07.11.01	広州市地方税務局
国有建設用地使用権の入札、競売、公示、私下規定（改正）	07.09.28	07.11.01	国土資源部
新エネルギー自動車生産参加管理規則	07.10.17	07.11.01	国家発展改革委員会

## 12月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
中華人民共和国耕地占用税暫定条例	07.12.01	08.01.01	國務院令
中華人民共和国税関総署公告 2007年第71号（2007年商品分類決定）	07.12.05	07.12.05	税関総署
中華人民共和国企業所得税法実施条例	07.12.06	08.01.01	國務院令

サービス貿易発展「十一五」計画綱要	07.12.07		商務部
税関総署公告 2007 年第 72 号 ( 新出入国旅客申告制度の実行について )	07.12.11	08.02.01	税関総署
全国祝祭日および記念日休暇弁法	07.12.14	08.01.01	国務院令
従業員有給休暇条例	07.12.14	08.01.01	国務院令
小麦など原糧およびその製粉の輸出税還付廃止に関する通知	07.12.14		財政部 国家税務総局
空港出入国旅客健康申告手続き簡素化に関する公告	07.12.17	08.01.01	国家質量監督検閲 検疫総局 中国民 用航空総局
商務部 税関総署公告 2007 年第 110 号 ( 2007 年第二次加工貿易 禁止目録 輸出禁止 )	07.12.21	08.01.21	財政部 税関総署
農産品地理マーク管理弁法	07.12.25	08.02.01	農業部
特別行政区および上海浦東新区の新設高技術企業の過渡的税 収優遇実行に関する通知	07.12.26	08.01.01	国務院
企業所得税過渡優遇政策実施に関する通知	07.12.26		国務院
耕地占用税平均税額および納税義務発生日問題に関する通知	07.12.28		財政部 国家税務総局
2008 年許可証発給機関許可証発給目録 ( 輸出 )	07.12.29	08.01.01	商務部
2008 年許可証発給機関許可証発給目録 ( 輸入 )	07.12.29	08.01.01	商務部
2008 年輸出許可証管理貨物目録	07.12.29	08.01.01	商務部
2008 年輸入許可証管理貨物目録	07.12.29	08.01.01	商務部
自動輸入許可管理貨物目録 ( 2008 年 )	07.12.29	08.01.01	商務部 税関総署
中華人民共和国個人所得税法 ( 2008 年改正 )	07.12.29	08.03.01	主席令
中華人民共和国労働争議調停仲裁法	07.12.29	08.05.01	全人代常務委員会
土地登記弁法	07.12.30	08.02.01	国土資源部
2008 年原糧およびその製粉輸出暫定関税税率表	07.12.30		財政部
ビニール製買物袋の生産販売使用制限に関する通知	07.12.31		国務院弁公庁
輸入医療器械検閲監督管理弁法	07.06.18	07.12.01	国家質量監督検閲 検疫総局
外商投資産業指導目録 ( 2007 年改正 )	07.10.31	07.12.01	国家発展改革委員 会、商務部



## 第 三 部

### 加工貿易に係る実態調査報告





## 加工貿易に係る実態調査報告

### はじめに

#### 1. 外商投資企業を取り巻く規制強化の情況

世界経済の構造が地殻変動を起こしている。20世紀は Pax Americana の時代であった。しかし、21世紀を迎え、ユーロ経済圏の拡大、アジア諸国の台頭から、地政学上の構図が、ゆっくりとではあるが、確実に「三極構造」という、新しい体制へと滑り出している。世界経済が順調に拡大していく中でも中国の成長には眼を見張るものがある。世界経済に占める重要性も飛躍的に高まり、今や先進国サミット会議でも中国に関連する話題が上らないことはない。

中国は、30年来の対外開放政策の推進により、沿岸地区を中心に多いに発展を遂げた。国民の所得水準も大幅に向上し、住宅投資、株式市場はバブルが懸念されるほど、活況を呈している。

しかしながら、こうした発展の影で所得格差の問題、外資企業への優遇に対する国内企業からの反発、積み上がりすぎる外貨準備に対する海外からの批判と人民元切り上げ圧力、改善しない環境問題と知財問題など、次々に新たな課題が発生している。

かかる状況下、中国は、外資導入政策を大きく転換しつつある。特に2001年のWTO加盟後、中国は徐々に国内市場を海外へ開放すると同時に、外商投資企業に対しても産業政策に従いつつ、「内国民待遇」を求めるようになってきている。言い換えれば中国経済と西側経済圏との一体化に伴い、中国は「普通の国」へと変わろうとしている。その結果、従来の、「外資であれば熱烈歓迎」という状況から、「外資であっても選別導入」という形に産業政策の舵取りも変わりつつある。

具体的に法律面で見ても、新『公司法』の制定、『労働契約法』の制定、『企業所得税法』とその実施細則の改正、更には2回に亘る『加工貿易禁止類目録』、及び『加工貿易制限類商品目録』の見直し、土地使用税の外資に対する導入、更に2,831品目に亘る輸出増値税還付率引き下げ品目の見直しなどの新たな制度が次々と打ち出された。

この中でも、昨年から今年にかけて打ち出されてきている『加工貿易禁止類目録』、及び『加工貿易制限類商品目録』の見直し、輸出増値税還付率引き下げ品目の見直しは、既に中国に進出している企業の経営にとって、少なからぬインパクトがあったものと思われる。

日中投資促進機構では、こうした新しい局面に対し、既往進出企業にどのような影響が出ているのかを緊急調査し、実態を把握すると同時に、中国政府に対して何らかの改善点・要望などの提出ができるかどうかを検討することとした。

加工貿易禁止類目録の見直し、及び輸出増値税還付率引き下げ品目の見直しについては、

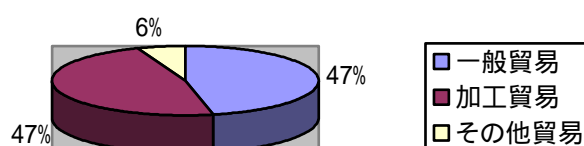
一般的には「両高一資」と呼ばれる環境汚染企業、エネルギー多消費型企業、資源浪費型企業の3つの分類にあてはまる産業に対する優遇を撤廃していくものである。

中国の貿易総額に占める加工貿易の比率は表 - 1、及びグラフ - 1 からわかる通り、中国の貿易全体の47%に上っている。

表 - 1 .(グラフ - 1) 中国の貿易総額 (2007年) 単位：億ドル

項目	1 - 12月
貿易総額	39,345.1
一般貿易	9,672.3
<b>加工貿易</b>	<b>9,860.5</b>
(来料加工)	2,052.1
(進料加工)	7,808.4
その他貿易	1,206.6

中国の貿易総額(2007年)



出所：中国海関計

## 2. 規制強化の背景

今回の規制強化は明らかに積み上がりすぎた外貨保有高、及びそれに対する欧米からの批判をかわすために採択されたことも理由の大きな一つである。即ち、増値税還付が輸出産業の保護にあたるという、欧米からの批判をかわし、貿易黒字の抑制姿勢を内外に示す意味も込められている。

中国の経済政策は改革開放が始まった1978年当時と大きく状況が変化している。即ち、1978年当時、中国の外貨準備高はわずか2億米ドルであり、1979年、1980年と、貿易収支は赤字を計上している(表 - 2 参照)。

表 - 2 . 改革開放以降の中国貿易収支・外貨準備高推移 単位：億ドル

	78年	79年	80年	85年	90年	95年	00年	05年	06年	07年
輸出	98	137	181	274	621	1,487	2,492	7,620	9,691	21,738
輸入	109	157	200	423	534	1,321	2,251	6,601	7,916	12,180
貿易収支	- 11	- 20	- 19	- 149	87	166	241	1,019	1,775	2,622
外貨準備	2	8	- 13	20	111	736	1,656	8,189	10,663	15,282
輸入%	2%	5%	—	5%	21%	56%	74%	124%	135%	125%

注：「輸入%」は、通常25%（年間輸入額3か月分）が外貨準備の安全圏と言われている

特に1980年には外貨準備高がマイナス13億ドルとなりIMFから緊急借入を行なっている。第二次プラントキャンセル問題が発生したのはこの時期である。当時の中国は、生産力増強のために、とにかく新しい機械設備を輸入したい、しかし外貨が無い、という、典型的な発展途上国の宿命を背負っていた。

こうした状況は比較的長く続き、外貨準備高が安全圏と言われる輸入の3ヵ月分(上記表では輸入%=25%)を超えたのは1994年のことであった。この年はそれまでの二重交換レートを1ドル8.7元に一本化して、実質元レートを切り下げた年である。この切り下げ後、中国は着実に外貨準備を積み上げ、今や世界最大の外貨準備保有国となっている。

この劇的な経済ファンダメンタルズの変化は、当然に中国経済の産業政策、外資政策に大きな影響を及ぼしている。中国はこの5年間で徐々に関税率を引き下げ、国内市場の対外開放を促進してきた。外貨準備が不足していた90年代前半までとは状況が大きく異なり、アメリカのみならず、EU諸国との間にも貿易摩擦問題が起こっており、今や如何に輸出を抑えるか、が貿易政策の中心となっている。

具体的に統計を見てみると、2006年の貿易黒字は中国側統計では1,775億ドルであったが、2007年では2,622億ドルと大幅に増加した。これ輸出・輸入それぞれについてを前年比の伸び率で2006年と比べた比較してみると、輸出では21.7%増と2006年の伸び率27.6%増を下回り、輸入については25.7%増と2006年の伸び率21.7%増を上回る状況であった。輸出の伸びが鈍化した原因は、加工貿易への規制をはじめとする輸出抑制政策が徐々に効いてきているためと考えられるが、輸出の伸びは依然として高いレベルにある。

地区別に見ると、日本はマイナス319億ドル(前年比32.6%減)と、台湾、韓国などとの貿易と同様に赤字となっている。しかし対香港 約1,716億ドルの黒字(前年比18.8%増)、以下、米国 約1,633億ドル(前年比13.3%増)、EU1,342億ドルの黒字(前年比35.4%増)と続き、中国は多くの国々との間で年2桁増のペースで巨額の貿易黒字を記録している。欧米各国との貿易摩擦は拡大の方向にある。特に、昨年度、EU25カ国(当時)の対中貿易は23カ国が赤字となったことから、2007年6月に訪中した欧州連合のチャーリー・マクリビー域内市場・サービス担当委員は中国政府に対し貿易摩擦解消に向け市場開放の一層の促進を求めるという場面もあった。また2007年11月28日、EUは中国と北京で第10回首脳会議を開催し、対中貿易赤字問題や人民元問題などの解決に向けて今後の両者の協力関係を確認なども行っており、問題解決を急ぐ動きとなっている。

また、これまでの積極的な投資政策がもたらしたいろいろな歪みが徐々に抜き差しならぬ問題になってきている点も見逃せない。それは様々な格差の拡大であり、環境の汚染であり、また、エネルギー効率の低い投資への反省などである。

これらの諸問題は、ある意味に於いて今までの経済運営が、量的な豊かさの面では一定の効果が上がったものの、それが極めて偏在的であり、また、効率的でもなかった、ということ物語っている。中央政府が外資導入による工業発展に偏っていた経済開発戦略を推進してきたため、地方では農民や市民の土地を強制収奪したり、開発のために雇用され

た労働者の待遇が劣悪であったりと、かなり違法な、或いは違法すれすれな活動を行ってきたケースも少なくはなかった。そしてこうした行為は、中国企業のみに関わらず、外資系企業の中にも見受けられる。こうした企業への不満、或いはそれを放置してきた行政当局への不満は、かつてないレベルにまで高まっていると思われる。そしてそうした問題について調整を行い、ソフトランディングを果たすため、第二期胡錦濤 - 温家宝体制でも引き続き「科学的発展観」に基づく「社会主義の調和のとれた社会」の建設を目指している。

こうしたことから、第 11 期全国人民代表大会第 1 回会議では、農村のインフラ、社会保障、医療、教育などの分野へ支出増を明確にし、格差是正のための「穏健な財政政策」が打ち出された。また「過熱する経済」を抑制する実質 GDP 成長率をこれまでよりも 3%以上低い 8%に設定すると共に、「金融引き締め策」の推進を確認している。これら一連の政策を以って、産業の高度化や消費の拡大 = 内需拡大を具体的に志向し、「理想から現実へ」、「外から内へ」と中国は大きく舵を切ったともいえよう。

今回の加工貿易政策を巡る一連の経済政策も、環境に配慮しつつ産業の高度化を図っていくというマクロ政策に則ったもので、付加価値の低い労働集約型企業については保護対象とせず、むしろ徐々に出て行って頂くことを妨げない、という姿勢に変わってきている。その総論は中国経済の全体像を俯瞰する上で、首肯できるものではあるが、具体的な私企業の経営というミクロの分野では問題点が少なくないのではないかと。

事務局では今回の政策が既存の日系進出企業にとってどのような影響を及ぼしたのかにつき、国内、及び現地進出企業にヒアリングを行ない、問題点を整理することとした。

以下の報告書では、「[中国加工貿易の概要](#)」で、そもそも加工貿易とはどういう仕組みになっており、その規制がどのような過程で進んできたかを俯瞰し、「[実態調査結果](#)」で企業へのヒアリング内容、結果につき、ご報告をさせて頂き、最後に「[総括](#)」とさせて頂いた。

## ．中国における加工貿易の概要

### 1．加工貿易とは

#### ( 1 ) 加工貿易の定義と政策背景

中華人民共和国税関の『加工貿易貨物に対する管理監督弁法』( 税関総署 [ 2004 ] 113 号令 2004 年 1 月 7 日可決、2004 年 4 月 1 日施行 ) 第 3 条 ( 以下「113 号令」) において「加工貿易」を定義しているが、一言で説明すれば「中国国外企業が中国に設立された企業に委託・実施する、貿易を伴った**保税委託加工**」というビジネススキームのことである。その最大の特徴は、保税委託加工を**一般区で行うことが出来る**点である。因みに中国以外の殆どの国では、保税のビジネススキームは、フェンスなどで一般区とは物理的に区別された「保税區」と呼ばれる特別な場所でのみ認められているというのが一般的である。

「加工貿易」が始まった 1980 年代は、中国は外貨獲得を目標に掲げ、「外資導入」、「輸出主導」による工業を柱とした産業発展を推進する政策を採っており、その一つとして政府が保税という優遇を以って奨励したのが「加工貿易」という制度であった。

この措置は中国の廉価な労働力とあいまって、見事に功を奏した。多くの国外企業は、このような税コスト低減といったメリットを享受できることから、「加工貿易」制度を積極的に活用するようになり、“Assembled in China” などと表記された商品は国際市場で競争力を高めていくことになった。

また加工を行う側にとっては、確実に儲けを上げることのできるビジネススキームであり、広東省では外貨獲得のための「加工貿易」の誘致と併せて、「儲かる事業」として「加工貿易」業務受託工場の設立・運営が積極的に進められた。現地の加工企業は、原料コストや税コスト分の資金負担を通常よりも軽減できる。そして加工賃という利益を確実に得ることができるのである。このビジネススキームは広東省の経済を更に、大いに潤した。

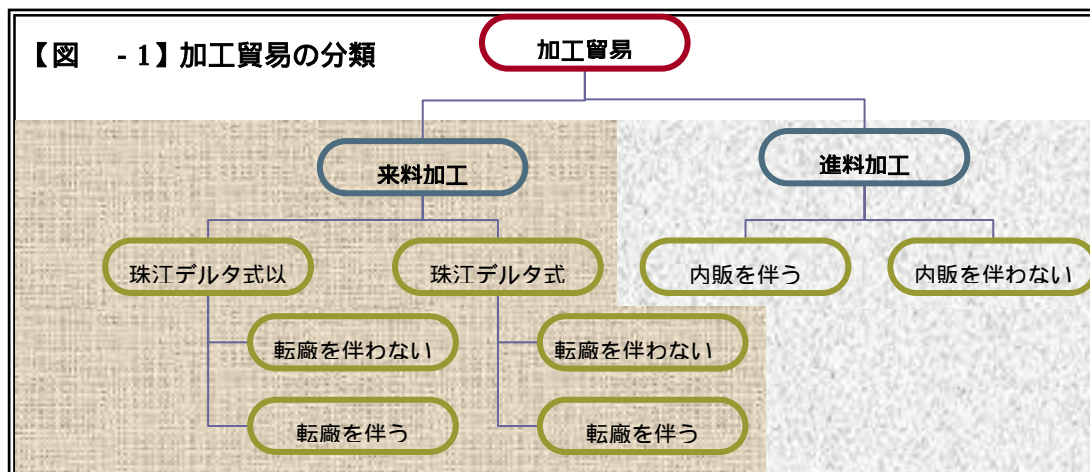
「加工貿易」を推進したことで、中国は同時に、「加工貿易」工場の設立という投資を国外から呼び込むことにも成功した。何故ならば、国外の出資者にとって「加工貿易」工場を自ら設立することは、品質の確保を可能とし、その上、比較的少ない資金負担で、投資に対して相応の見返りを期待できたからである。

中国は現在、外貨準備高第一位だが、貿易総額の約半分は「加工貿易」によるものであることを踏まえると、「加工貿易」は正に中国の経済成長の大きな原動力であり、制度的に成功を収めた経済政策の一つであると評価できる。

#### ( 2 ) 加工貿易の分類

「加工貿易」は【図 - 1】のように、「来料加工」と「進料加工」の 2 つに方式に分類できる。前述の「113 号令」の同じく第 3 条においてそれぞれ定義されているが、前者は中

国国内企業は加工賃のみを受け取るスキームで、後者は原料の輸入、製品の輸出に決済を伴うスキームと定義している。つまり、所有権の移転の有無が分類の基準であるといえよう。



ところで来料加工、「進料加工」はそれぞれ、実際のオペレーションの方法によって、更に細分類することができるが、この内に広東で広く行われている「珠江デルタ式」と呼ばれる、中国の他地域とは異なる特徴をもつスキームが含まれる。「珠江デルタ式」の特徴だが、次の3点が挙げられる。

SPC の設立・利用

転廠制度の活用、

増値税に関し「不徴収・不還付」方式の採用

なお の方式は、「徴収せず (= 課税せず) 還付せず」という方式であるが、他地域での制度上の違いから、広東と他地域の間での転廠において増値税を納めた場合に、税務上の問題が発生するとされる。この点については4「加工貿易」の方式別「税コスト」の違いでも触れたので、こちらを参照願いたい。

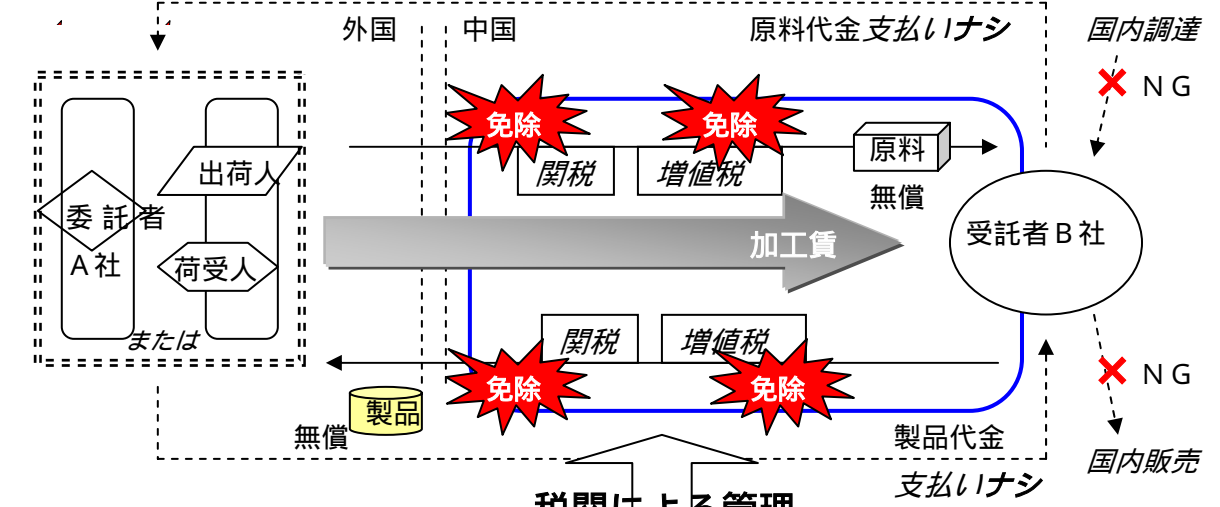
## 2. 「加工貿易」の方式別実務の違い

「加工貿易」のフローを説明したものが次の【図 - 2】である。原則的に、中国国外から原料が輸入され、中国国内で加工され、中国国外へ輸出されるという流れとなる。「加工貿易」においては破線の楕円で囲んだ税コスト負担が減免される点が妙味であるが、「来料加工」であるか、「進料加工」、或は非保税の「一般貿易」といった委託加工の方式の違いによって減免される税額に違いが発生する。

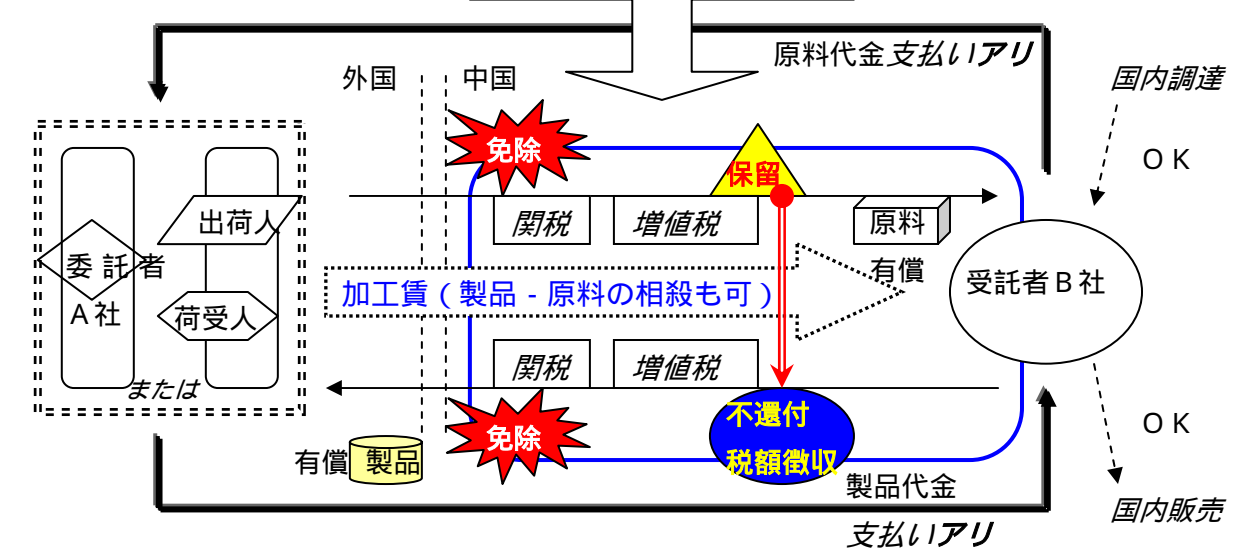
また、中国国内における原料調達あるいは製品販売の可否などオペレーションの在り方も方式によって異なるが、こうした方式別の違いについては【表 - 2】に纏めてみた。

【図 - 2】委託加工のフロー

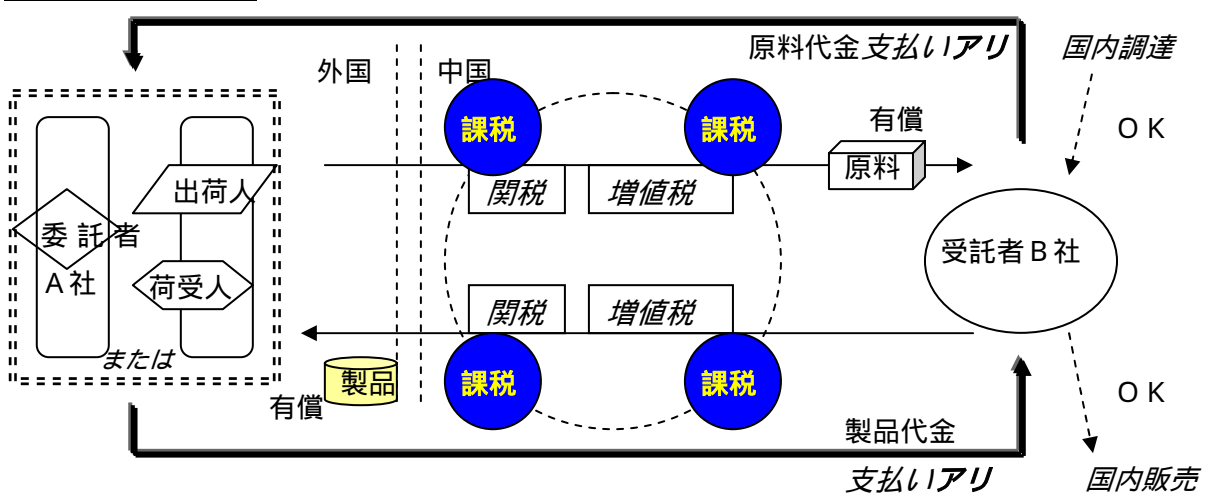
A) 加工貿易（来料加工）の場合



B) 加工貿易（進料加工）の場合



C) 一般貿易の場合



注) 上記フローは原則に則って作成したものである。

【表 - 2 - 】加工貿易と一般貿易の比較

	一般貿易 (輸出税還付あり)	来料加工	進料加工	一般貿易 輸出税還付取り消し/加工貿易禁止	
スキーム	契約形態	原料取引と製品取引は個別に契約締結	原料供給と製品出荷は1つの契約として締結。	原料取引と製品取引を個別に契約締結(契約書は1つでも契約No.は輸出・輸入で別)	一般貿易と同じ
	スキームの主体	中国の加工企業が主体	中国国外の委託者が主体	中国の加工企業が主体	中国の加工企業が主体
	貨物の所有権の移転	所有権は原則移転。	所有権は移転しない。	所有権は原則移転。	所有権は原則移転。
	出荷人と荷受人一致	原料供給者と製品の受取人は一致・不一致共に可	原料供給者と製品の受取人は要一致。	原料供給者と製品の受取人の一致・不一致共に可	原料供給者と製品の受取人は一致・不一致共に可
	無償提供設備	不可	免税で導入可	不可	不可
	原料	輸入・中国内産共に可。	原則、輸入のみ。	中国国内産可(増値税控除可)	輸入・中国国産共に可。
	原料代金	支払い必要	不要	原則支払い必要・仕販相殺可	支払い必要
	製品代金	支払い必要	不要(加工賃のみ)	原則支払い必要・仕販相殺可	支払い必要
	加工賃のみ支払	相殺そのものが不可	相殺可。加工賃のみ決済	相殺加工賃のみの支払い可。	相殺そのものが不可
	国内販売	輸出と国内販売の比率に制限なし。	原則100%輸出。 国内販売しなければならない要因があり、且つ原審査認可機関の1級上の対外経済貿易部門の認可によって中国国内販売可。	30%まで国内販売可。 加工契約認可取得時に国内販売枠を明記。	輸出と国内販売の比率に制限なし。
注)		内販分:延滞金利付課税	輸入時に要保税対象外扱い		



【表 2 - 】加工貿易と一般貿易の比較

		一般貿易 (輸出税還付あり)	来料加工	進料加工	一般貿易 輸出税還付取り消し/加工貿易禁止
課税	輸入関税	課税	免税	免税	課税
	輸入増値税	課税	免税	留保	課税
	輸出関税	免税(別途定めが無い限り)	免税(別途定めが無い限り)	免税(別途定めが無い限り)	免税(別途定めが無い限り)
	輸出増値税	免税(別途定めが無い限り)	免税	免税(免税・控除・還付方式)	課税(還付不能税額)
	仕入増値税控除	控除可	-	控除可	控除可
	増値税還付	還付可	-	還付可	還付不可
	税関への保証金	不要	保証金差し入れ/銀行保証台帳制度	保証金差し入れ/銀行保証台帳制度	不要
許認可管理	商務部門への申請	不要	必要(認可)	必要(認可)	不要
	税関への申請・登録	不要	必要 加工手冊(加工装配和中小型補償貿易進出口貨物登記手冊)を取得	必要 加工手冊(中国税関対外商投資企業履行産品出口合同所需進口料件加工復出口登記手冊)を取得	不要
	歩留まり管理	なし	あり	あり	なし
	加工の外注可否	可(主要工程含む)	可(主要工程以外)	可(主要工程以外)	可(主要工程含む)
	加工の外注可能先	全企業(非保税)可	保税許可(保税先のみ)	保税許可(保税先のみ)	全企業(非保税)可

【表 - 2 - 】【表 - 2 - 】で「一般貿易」、「一般貿易」の2種類を挙げているが、「一般貿易」とは加工商品が次の「3 . 加工貿易に対する規制の推移」で述べる規制対象に該当した場合を指す。

### 3. 加工貿易に対する規制の推移

2006年9月14日、『一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知』（財税[2006]139号）の公布、翌日施行に端を發し、中国政府は加工貿易に関する規制を始めた。今日に至るまでいくつかの通知が公布・施行されているが、それぞれの通知で加工貿易に対する具体的な規制のかけ方に紆余曲折が見受けられるために、中国政府当局の加工貿易に関する政策意図を汲み取りにくい感がある。これを時系列で見ることにより、中国政府当局がどのような政策意図を以って、このような規制を行っているのかが見えてくるので、以下のように整理してみた。

(1) 2006年1月施行

#### 『加工貿易禁止類目録』

(商務部、海関総署、国家環境保護総局公告 2005年第105号 2005年12月11日公布  
2006年1月1日施行)

#### 【要旨】

HSコード10桁ベースでは1千前後が禁止類の対象となった。

(2) 2006年9月施行

#### 『一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知』

(財政部、發展改革委、商務部、税関総署、国家税務総局 財税[2006]139号 2006年9月14日公布  
2006年9月15日施行 以下「139号通知」)

#### 【要旨】

國務院の許可を経て、一部輸出商品の輸出税還付率を調整し、同時に加工貿易禁止類商品目録を追加した。

##### 1. 輸出商品の輸出税還付率の調整

(1) 以下に挙げる商品の輸出税還付を **廃止** する。

塩、セメントを除く全ての非金属類鉱産物、石炭、天然ガス、パラフィン、  
コールタール、珪素、砒素、石材、非鉄金属及び廃品など。

金属陶器、25種類の農薬および中間体、一部の加工済み皮革、鉛酸蓄電池、酸化水銀電池など。

細糸手の加紗、木炭、枕木、コルク製品、一部木材の第一次製品など。

(2) 鋼材などの輸出税還付率を引き下げる。

省略・・・)

(3) 重大な技術設備、一部のIT製品などの輸出税還付率を引き上げる。

## 2. 加工貿易禁止類商品目録の追加

これ以前に輸出税還付を取り消し済みの商品および今回輸出税還付を取り消された商品は、**加工貿易禁止類目録**に組み入れるとし、加工貿易禁止類目録に組み入れられた商品の輸入については、一律輸入関税および輸入段階での税を徴収する。

上記により、「**輸出税還付廃止 = 加工貿易禁止 = 対象商品は中国との貿易が出来なくなる**」との誤解が生じたが、あくまでも中国からの輸出取引において輸出関税(増値税)の還付を廃止するということであり、単純に考えると増値税(17%)などの税金還付がなくなるということである。

加えて、従来、加工貿易用に(中国に)輸入していた原材料の輸入時にも関税・増値税を支払わなければならなくなった。また、輸入増値税の控除・還付を受けずに輸出することと合わせ、加工貿易の代表とされる来料・進料加工などにおいて「保税」のメリットがなくなった。つまり、輸出税還付の廃止対象品目あるいは還付率引き下げ対象品目を扱っていた企業にとって、関税の負担が大きくなり、収益面で大きなダメージを受けることは避けられない。

しかしながら、関税などを支払えば、**一般貿易として取引する委託加工**という道は残された。よって関税を支払っても採算が合うということであれば、該当商品の委託加工は保税ではない形で継続される可能性は依然として存在する。つまり、当該商品の「**加工貿易は奨励しない**」という方針を明確にし、該当商品の**輸出の減少**を促した形である。

ただし、上記の通知の公布・施行の時点において、「加工貿易禁止類商品目録」という詳細な一覧については、対外的に公表しなかった。「何が加工貿易禁止類の対象なのか」については「禁止類目録の具体的な商品名称および称号は、商務部が関係部門と共に別途発布する。…(中略)…商務部は税関総署と共に上述の精神にもとづいて別途公告を対外的に発布する」とし、明確化はとりあえず保留された。

(3) 2006年9月施行

### 『一部商品の輸出税還付率調整の関連問題に関する補充通知』

(財政部、税関総署、国家税務総局 財税[2006]145号 2006年9月29日 以下「145号通知」)

『一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知』(財[2006]139号)が下達された後、各地から一部の執行や付属文書に存在する問題について意見がおくられてきたことを受け、139号通知で公表・明確にされていなかった、「これ以前に輸出税還付を廃止済みの商品…」の目録について、この145号通知・付属文書である「**9月15日以前に輸出税還付を廃止済みの商品リスト**」によって明らかにされた。

「通知付属文書：2006年9月15日以前に輸出税還付を廃止済みの商品リスト」  
(138品目・税関商品分類HSコード8桁)

(4) 2006年10月施行

『我が国、一部輸出入商品の暫定関税税率を調整』

(財政部新聞弁公室 2006年10月27日)

【要旨】

2006年11月1日より、一部輸出製品の暫定関税税率を調整する。

今回の調整では、58項目の輸入商品に対して比較的低い暫定税率を実施すると共に110項目の商品に対して輸出関税を追加徴収されることとなった。

(5) 2006年11月施行

『一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知』

(国务院関税税則委員会 税委会[2006]30号 2006年11月1日施行 以下「30号通知」)

【要旨】

1. 一部商品の輸入暫定率を調整 (= 輸入関税率引き下げ)  
…4類の商品、合計58税目。
2. 一部商品の輸出暫定税率の調整 (= 輸出関税率引き上げ)  
…5類の商品、合計110税目

30号通知は、特定商品の輸出入関税率の変更のみであり、還付率についての変更はなされなかった。

(6) 2006年11月施行

『加工貿易禁止類商品目録』

(商務部、税関総署、国家環境保護総局公告 2006年第82号 2006年11月1日公布 2006年11月22日施行 以下「82号公告」)

【要旨】

1. 一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知』

(財税[2006]139号)の要求にもとづき、商務部、税関総署および環境保護総局は、**新たな加工貿易禁止類目録を制定した。**

2. 2006年11月22日以前に、すでに商務主管部門の認可を受けている加工貿易業務は、規定にもとづいて税関へ加工貿易の届出を申請し、かつ契約の有効期限内に執行を完了させることを許可する。企業を単元として管理するオンライン監督管理企業は、**2007年11月22日までに執行を完了させることを許可する。**
3. 保税区、輸出加工区などの税関特殊監督管理区域にも適用するが、本公告発布前に区内において**設立済みの企業は除く。**
4. 『商務部、税関総署および環境保護総局公告(2005年105号)』の農薬、石炭の加工貿易禁止に関する関連規定は執行を終止し、本公告を基準とする。105号公告の**その他の内容は引き続き有効である。**

82号公告により**139号通知の対象804品目(税関商品分類HSコード10桁)が明確化**された。また、139号通知の施行以降、香港系を中心に外資系企業からの反発・抗議が多発との情報もあり、結果として2006年11月22日以前の商務部認可済み分については、条件付きで**その認可期限内まで猶予期間(最長2007年11月22日)**が与えられた。

しかしながら、139号通知は加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知であることから、82号公告施行前に加工貿易が禁止された品目については、従来どおり「保税扱い」が適用されることはない。また、この公告発布(2006年11月1日)以前に**保税区、輸出加工区などの税関特殊監督管理区域において設立済みの企業は、一連の加工貿易禁止措置の対象から除外されることとなった。**

(7) 2007年4月施行

**『加工貿易管理強化の関連問題に関する通知』**

(商務部 商産発[2007]133号 2007年4月12日 以下「133号通知」)

**【要旨】**

1. 加工貿易の管理の整備と新規参入への厳格な審査

審査認可権を厳格に管理する。…加工貿易業務の審査認可において、加工貿易オンライン審査認可管理システムを使用し、関係する証明データは商務部のデータバンクで一元管理する。

加工貿易の内販審査認可権限の委譲し、2007年7月1日より、加工貿易企業が保税で輸入した材料の内販を申請する場合は、一律に元々『加工貿易業務批准証』を発行した商務主管部門が、『加工貿易保税輸入材料内販審査認可暫定弁法』の規定に基づいて受理し、審査認可に責任を負う。

日常の統計分析を重視する。…加工貿易企業の生産、経営、納税、環境保護、エネルギー消費、従業員数、賃金水準、従業員の社会保険納付状況などデータの統計を統括する。

加工貿易企業の健全な雇用制度を促す。

2. エネルギー消費量が高く、環境汚染が深刻で、付加価値の低い生産加工への加工貿易企業の従事を制限及び減少させる。

環境保護、エネルギー消費、雇用、設備レベル等の指標を、審査範囲に組み入れる。

加工貿易企業に環境保護基準の厳格な執行を促し、エネルギーの節約や消耗率の引き下げを奨励する。

立ち後れた生産能力の淘汰を加速させる。

133号通知では、次のような産業に従事する企業について制限するか、もしくは減らしていくといった方針を明確にし、且つ協調している。

- ・加工貿易の中でエネルギー消費量が高い産業に従事する企業、
- ・環境汚染が深刻な産業に従事する企業
- ・付加価値の低い産業に従事する企業

環境保護基準の厳格な執行に関しては、環境保護およびエネルギー消耗のレベルが基準に達しない企業、或いは環境責任事故を起こした企業の加工貿易業務の展開を禁止するとあり、加えて「淘汰すべき製品類は淘汰していく」としている。

(8) 2007年4月施行

『加工貿易禁止類商品目録』

(商務部、税関総署、環境保護総局公告[2007]第17号令 2007年4月5日公布  
2007年4月26日施行)

【要旨】

1. 1,183品目を対象とした。
2. 輸入(原料)と輸出(製品)それぞれについて管理する方法に切り替えた。
3. これ以前の禁止品目についても併せて一括見直しを行った。

17号令では禁止品目数が大幅に増え、割り箸や加工紙製品などが対象となったことから、企業経営に影響が出た日系企業も少なくないといわれている。

( 8 ) 2007 年 7 月施行

『一部商品の輸出税還付率引き下げに関する通知』

( 財政部、国家政務総局 財税[2007]90 号 2007 年 6 月 19 日公布 2007 年 7 月 1 日施行  
以下「90 号通知」)

【要旨】

一部品目の輸出税還付率を調整

**輸出税還付廃止** ……10 種類の商品 ( 合計 687 税目 )

**輸出税還付率引き下げ** ……15 種類の商品 ( 合計 1,031 税目 )

**輸出税免除** ……11 商品

( 9 ) 2007 年 8 月施行

『加工貿易制限類商品目録』

( 商務部、税関総署公告 [ 2007 ] 第 44 号令 2007 年 7 月 23 日公布  
2007 年 8 月 23 日施行 )

【要旨】

1 . 加工貿易について以下の 3 つの制約条件を設定した。

制限される加工貿易品目を目録化し、範囲を拡大 ( 目録外の品目は可 )

繊維製品・家具など計 1853 品目が対象となった。

上海、山東、広東など沿海地方の新規の加工貿易について制限した。

これに対して中西部における加工貿易は制限せず、

加工貿易が制限される企業の範囲を拡大し、実施方法を細分化した。

それまで保証金の積み立てが不要であった A 類企業が行う制限類の加工貿易も、  
沿海地方で行う場合は保証金の積み立てが必要となる。

また保証金の額について沿海地方と中西部とで区別した。

2 . 税関特殊監督管理区域における加工貿易および転廠を伴う加工貿易については、  
適用除外としている。

3 . この 44 号令に対する補足ともいえる、以下に関する通達などが後日公布された。

銀行保証金台帳制度における中国銀行の保証状差し入れ利用について

中西部を受け皿とした加工貿易の移転支持について

受け入れ重点地域：河南省新郷市、同焦作市、山西省太原市、安徽省合肥市、  
同蕪湖市、江西省南昌市、同贛州市、湖北省武漢市、湖南省郴州市等 9 都市 ( 2007  
年 4 月の中部博覧会会議において認定 )

この 44 号令の公布においては、以下の問題が露呈した。

以下の繊維製品や家具といった、多くの香港・台湾企業が係わっている商品が対象となっており、中国政府に対する相当な反発につながった。結果、撤退を決断せざるを得ない状況に追い込まれた企業も少なくなかった。

新たなに制限対象となった加工貿易に携わる企業では、銀行保証金台帳制度に対する理解が不十分であり、保証金の代わりに中国銀行が保証状を差し入れることができるといった制度を知らないケースが少なくなかったと考えられる。また保証状を差し入れる中国銀行内部もこれに係る与信問題への対応法について撤退されていたため、一時的に混乱を引き起こした。

このため以下の通知を公布し、混乱を収めようとした。しかしながら、これらは実は過去の法令について、関係各方面に対して周知徹底を求めたに過ぎない。

8月22日 税関総署「商務部 税関総署の2007年第44号公告に係る執行の問題について」(税関総署公告[2007]第46号)

9月5日 商務部 税関総署 銀監会 公布公告「加工貿易台帳保証金納付方式を明確にする」

9月5日 商務部 税関総署 銀監会 公布公告『台帳保証金納付方式の公告』([2007]第71号)

44号令に対する地方政府の立場は様々であった。広東省などは加工貿易への依存が高いこともあり、企業側と利害が一致している。このため企業に中央政府のマクロ政策に対する理解を求めるといった苦しい立場に立たされた。これに対し広西チワン族自治区政府や四川省などは、これを外資誘致の商機と捉え、移転を呼びかけた。

しかしながら「転廠」を伴う加工貿易は44号令の適用対象外となったため、実質的な影響がでなかった業種も少なくなかった。

#### (10) 2008年1月施行

##### 『加工貿易禁止類商品目録』

(商務部、税関総署公告[2007]第110号 2007年12月21日公布 2008年1月21日施行)

##### 【要旨】

1. 2008年1月21日以前に認可を得ていない加工貿易については、現行の加工貿易契約の有効期限内に限り実行することを認めた。
2. 企業を単位としたネットワーク監督・管理をうける企業は2008年12月21日までに完了することとした。
3. 保税區・輸出加工區などの税関管理地域にも適用する。ただし、本通知以前に当該区内に設立された企業は除外とする。



[ 2007 ] 第 1 7 号令では、輸入・輸出それぞれについて禁止品目を明示されていたが、本目録上の品目は輸出商品を基準とした明示となった。

今回、金属関連の品目が加工貿易禁止品目となったが、加工後の製品が転廠に用いられる場合は、加工貿易禁止対象外となっている。

( 11 ) 2008 年 4 月施行

『税関の企業分類管理弁法』

( 税関総署令 [ 2008 ] 第 170 号 2008 年 1 月 30 日改正 2008 年 4 月 1 日施行 )

【要旨】

- 1 . 本弁法の施行により、AEO制度を中国国内で展開を目指す。  
つまり、貿易安全管理に優れた輸出入者 ( AEO = *Authorized Economic Operator* ) を税関が認定し、通関手続きの簡素化などのベネフィットを与える制度。
- 2 . 分類管理の対象企業に通関業者を加え、輸出入業者、通関業者、加工企業の 3 つとした。
- 3 . 税関は、商業界との協力関係を強化していく。
- 4 . 簡便な通関を整理統合する。
  - ・優良企業リスト、ブラックリスト制度と大型ハイテク企業向けの簡便な通関措置を組み合わせる。
  - ・「企業分類管理措置目録」を制定し、全国で統一展開する。

ここまでざっと時系列で加工貿易規制の流れをみてきたが、中国政府は、2007 年に入り、加工貿易に対する規制を強めているのは明白である。また同時に加工貿易規制において微妙な舵取りが求められ始めていることも見て取れる。

第 1 点目の加工貿易制限の強化であるが、所謂「外圧」の存在がその背景にある。本報告書の冒頭でも説明しているように、貿易黒字や環境保護といった対外的な問題が、政府による加工貿易規制の推進につながっている。2006 年 9 月に加工貿易の規制を開始したものの、貿易黒字の減少に関する、はっきりした効果は見られていないことから、2007 年に入り、2 度にわたる禁止品目の発表を行ったと見てよい。つまり、2008 年も引き続き貿易黒字が拡大するようであれば、中国政府は引き続き加工貿易の規制を進めていくものと考えられる。

しかしながら、加工貿易が中国のこれまでの経済成長に寄与してきたことや、依然として加工貿易への依存率が低くない構造を考慮すると、中国政府としては、加工貿易に急ブレーキをかけるような政策を採ることはできない。ブレーキのかけ方次第では、経済の失速、それに外資が中国から逃げ出すといった事態を招きかねないからである。そもそも外

資の多くが撤退した場合、中国政府の掲げる「産業構造の高度化」といった産業転換すら図れなくなる。

そこで、中国政府は 2 つ目の点である「微妙な舵取り」が求められているわけである。中国政府は、以下の 3 つの規制方法を巧みに使い分けることで、加工貿易を一気に規制することなく、加工貿易を行いつらい環境を作り上げ、自然とブレーキがかかるように仕組んでいる。それでも 44 号令公布あたりから、香港・台湾系企業からの反発は激しく、一旦公布した規制品目やその実施方法について、後になって見直すという事態が散見されるようになっている。

- ・ 直接禁止する
- ・ 保証金によって加工貿易実施上の障壁を設ける
- ・ 該当品目の増値税還付率の引き下げ・取り消し

転廠を伴う加工貿易についても同様で、産業構造に着目して、産業界への配慮をした措置ではないかと考えられる。

禁止類では原則的には禁止とされているものの一部適用除外とされているが、例えば 110 号令では金属類・金属製品といった品目については転廠を伴うものは適用除外となっている。そして 44 号令の加工貿易制限類では、転廠を伴う加工貿易は全面的に適用除外として扱われている。またこの他にも、17 号令では輸入と輸出でそれぞれ定めていた禁止品目も、110 号令では輸出品目、つまり製品ベースのみで、加工貿易の禁止をリスト化されている。これらは、中国政府が伸ばしていきたい商品の一部については、その産業の構造的に、転廠を伴う加工貿易継続を認めていかなければ、「産業の高度化」が困難という判断が働いていると見るのが自然であろう。加えて、産業界からの要請に耳を傾け、出来る限りの配慮をしているとも感じられる。

高度な産業であれば、大抵の場合、分業化が進み、バリューチェーンを構築している。台湾が得意とし、広東で展開している IT 関連産業などはその代表的な例である。おそらくこうした企業からの反発があり、中国政府は配慮せざるを得なかったのだろうが、それだけではなく、中国政府の目指す「産業の高度化」という経済政策の達成をはかり、加工貿易から脱却後の着地点を用意しておかざるを得ないことに気づいた結果が、例外を設けるに至った理由ではないだろうか。そして中国の加工貿易に関する政策は、中国政府が理想とする高度化した産業のバリューチェーンを例外として保護もしくは育成し、そうではない産業については退場を求めるといった形で、中国の内（産業の高度化）と外（貿易黒字解消）のバランスをとるといった展開に転換しつつあるものと考えられる。

#### 4. 「加工貿易」の方式別「税コスト」の違い

##### (1) 方式別「税コスト」のシミュレーション

一般貿易、「来料加工」、「進料加工」、そして一般貿易、といった4つの方式別に税コストを一定の前提条件に基づいて計算し、比較したものが【表 - 4 - 】である。

いずれの方式であっても、海外の委託者もしくは製品の受取人が中国の加工受託者に支払う加工賃もしくは製品と原料の差額である付加価値の増加分は変わらない。しかしながら加工受託者にとっては得られる利益が異なってくる。これは4つの方式が、2でも触れたように、関税・増値税について免税となるのか、課税となるのか、またどのような課税方式となるのか、それぞれ異なるものの、これらの課税は中国国内で行われるため、直接、この影響を受けるのは中国国内の加工受託者であるためである。よって、【表 - 4 - 】においては、「国内受託者が得られる粗利」という項目を設けた。

これを見る限り、「加工貿易」というスキームを利用することで、このスキームを利用しない場合に比べて「来料加工」であれば、約30%、「進料加工」であれば、15%弱ほど、粗利を増やすことができることになる。或はその分、価格競争力のあるビジネス展開が図れることを意味する。これに対して、一般加工は「来料加工」、「進料加工」に比べ、それぞれ30%減、21%減となり、加工貿易に携わる企業にとって、3で説明したような輸出税還付取り消し、加工貿易禁止といった措置は大きな打撃になることが認識できる。

なお、それ考慮すべき主な項目については【表 - 4 - 】に盛り込んだが、実務上、税コストの負担以外に資金負担を考慮しなければならない。そのうち、『加工貿易制限類商品目録』における「保証金台帳制度」に関するものについては後述する。

#### 表 - 4- を計算するための前提条件

A) コスト計算の前提条件	原料： 100	製品： 300 (歩留まり 100%)
	関税： 10%	増値税： 17%
	増値税還付率： 5% (還付率取り消しの場合は0%)	

#### B) 公式

##### 一般貿易の場合

$$\text{免税・控除・還付方式野納税額} = \text{FOB 価格} * (\text{増値税課税率} - \text{還付率}) - \text{仕入税額}$$

##### 進料加工の場合

$$\text{控除還付不能額} = (\text{輸出 FOB 額} - \text{免税仕入額}) * (\text{徴収税率} - \text{税金還付率})$$

【表 4 - 】ビジネススキーム別コスト

	一般貿易 (輸出税還付あり)		来料加工		進料加工		一般貿易 (輸出税還付取り消し 加工貿易禁止による)	
原料価格	100.0	前提より	100.0	前提より	100.0	前提より	100.0	前提より
輸入関税	10.0	=100*10%	0.0	免税	0.0	免税	10.0	=100*10%
輸入増値税	18.7	=100*(100%+10%)*17%	0.0	免税	0.0	留保	18.7	=100*(100%+10%)*17%
国外委託者 の加工賃負 担額	200.0	=300-100	200.0	=300-100	200.0	=300-100	200.0	=300-100
輸出関税	0.0	=300*0%	0.0	免税	0.0	免税	0.0	=300*0%
輸出増値税	17.3	=300*(17-5%)-18.7	0.0	免税	24.0	=(300-100)*(17%-5%)	32.3	=300*(17-0%)-18.7
製品価格	300.0	前提より	300.0	前提より	300.0	前提より	300.0	前提より
国内受託者 が得られる 粗利	<b>154</b>	=200-(10+18.7+17.3)	<b>200</b>	=300-100	<b>176</b>	=300-100-24	<b>139</b>	=200-(10+18.7+32.3)
資金負担	原料価格/加工原価/ 輸入関税/輸入増値税		加工原価		原料価格/加工原価		原料価格/加工原価/ 輸入関税/輸入増値税	

(2) 異なる地域の「加工貿易」における問題

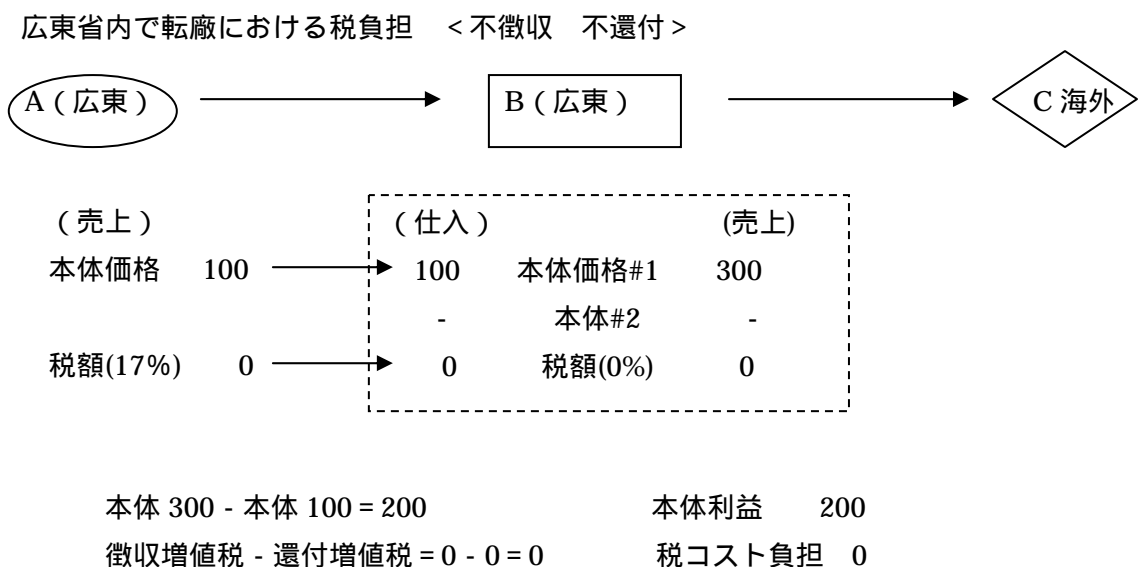
「加工貿易」の仕入税額の扱いについて、広東を除く、中国殆どの地域では2000年以降、「控除・還付」方式を採っているが、広東においては「不徴収・不還付」方式を採用している。このため同じ中国国内でありながら、広東省と他の地域との間で増値税の課税制度上整合性が取れないという問題がある。

「控除・還付」とは仕入れ時に仕入税額が発生することを前提とし、売上税額から仕入税額を控除した後の金額を納税額とする考え方で、増値税の納税額算出の考え方と同じである。「不徴収・不還付」とは仕入税額の徴収も無いことから、相応する還付も無いという

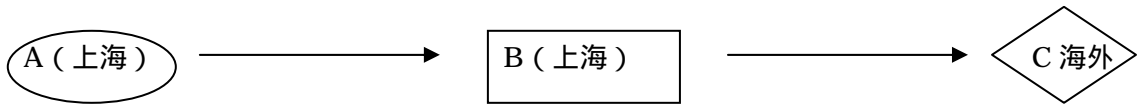
考え方である。そもそも仕入税額が課税されるのか否かという前提が異なる点に、この2つの方式に大きな差異が認められる。

歴史的に見れば、1994年1月以前の「加工貿易」は「不徴収・不還付」方式を採用しており、移行期間を挟んで2000年には「控除・還付」方式に移行するはずであった。しかしながら、『1993年12月31日以前に設立が認可された外資企業の輸出財貨等に関する関連税収問題の通知』（国税発[1999]012号1999年1月15日公布 即日公布 2006年4月30日失効）が、最終的に「不徴収・不還付」方式の継続採用を認める解釈を出した。結果、広東は「不徴収・不還付」の継続を決めし、その他の地域では「控除・還付」方式を採用したことで、中国国内で異なる制度ができてしまったのである。

例えば、上海から広東への転廠のケースでは上海で増徴税を納めてしまった場合、広東側では「不徴収・不還付」方式のため上海で納めた増徴税について、税として認識されずに還付が受けられないため、浮いてしまった税額は広東側の本体コストとなってしまう。これを図で説明したのが以下である。また、  
については広東省内、上海市内でのといった同一地域内での転廠のケースのコスト構造を図で説明したものである。



その他の省内での転廠における税負担 <控除・還付>

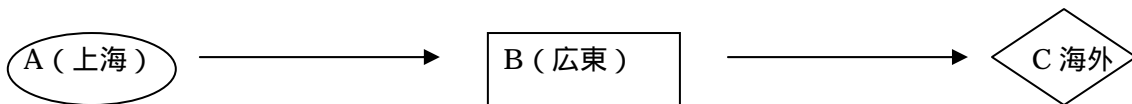


(売上)		(仕入)		(売上)
本体価格	100	100	本体価格#1	300
		-	本体#2	-
税額(17%)	17	17 (留保)	税額(17%)	(還付 5%)

: 要納税額/以下計算参照

本体 300 - 本体 100 = 200	本体利益	200
300 * (17% - 5%) - 17 = 19	税コスト負担	19

上海 広東の転廠における税負担 <控除・還付不可能>



(売上)		(仕入)		(売上)
本体価格	100	100	本体価格#1	300
		17	本体#2	-
税額(17%)	17	0	税額(0%)	0

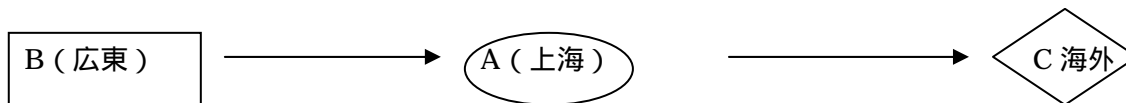
本体 300 - (本体 100 + 本体 17) = 183	本体利益	183
徴収増値税 - 還付増値税 = 0 - 0 = 0	税コスト負担	0

上記の試算によれば、非常に大まかであるが、同一地域での転廠であれば広東域内であれば、200の粗利益を上げることができ、上海域内では181の粗利益となる。これに対して上海から広東への転廠を行った場合は、183の粗利益であり、このような転廠は、前述の如く控除・還付が受けられないことによって、利益を圧迫するという結果になるため、妙味のあるスキームとは言えない。

一方、上海域内の転廠との比較では、差異は余り見られないように感じられる。しかしながら上海（もしくはその他の地域）から広東への転廠では、省を跨ぐ物流コストを考えると、上海域内での転廠に比べても魅力的なものとは考え難い。

では、広東 上海の転廠ではどうであろうか。この転廠では以下のようなになる。

広東 上海の転廠における税負担<控除・還付>



(売上)		(仕入)		(売上)
本体価格	100	100	本体価格#1	300
			本体#2	-
税額(0%)	0	0	税額(17%)	(還付 5%)
: 要納税額/以下計算参照				

$$\begin{aligned}
 & \text{本体 } 300 - 100 = 200 & \text{本体利益} & 200 \\
 & (300 - 0) * (17\% - 5\%) = 36 & \text{税コスト負担} & 36 \\
 & \text{あるいは} & & \\
 & 300 * (17\% - 5\%) - 0 = 36
 \end{aligned}$$

上記のようにこの転廠では粗利益は164に過ぎないということになるが、これには2つの理由がある。一つは進料加工という観点では、上海側は、広東から転廠を受ける金額を免税仕入額として認識できないことである。もう一つは上海側が広東から転廠を受ける際に、上海側で控除可能な仕入税額が発生しないことである。

ここで述べた問題は、言い方を換えれば一種の矛盾である。何故ならば同じ行為でありながら、との違うように、場所が異なることでその結果・結論が異なるからである。冒頭でも述べたように広東だけが「不徴収・不還付」という過去の方式を今でも踏襲し、その他の地域では「控除・還付」という異なる制度を運用していることが、このような矛盾の発生する直接原因であり、地域で異なる制度を許してきた、中国中央政府のこれまでの政策が背景として存在することは見逃せない。

このような矛盾は解消されるべきであり、またそのために必要なのは、統一ルールによる運用・管理ではないだろうか。それが「不徴収・不還付」、それとも「控除・還付」のいずれであろうとも、中国中央政府は早期に明確な見解を出し、且つ混乱を避けるためにも経過措置期間を十分に設けながら施行に移すべきであろう。

( 3 ) 加工貿易制限類と銀行保証金台帳制度

『加工貿易制限類商品目録』は、以下のように「商品」、「企業」、「地域」といった3つの条件の組み合わせによって、「銀行保証金台帳制度」を以って加工貿易の実施に制限を与える制度である。これを2007年7月に公布された44号令に基づき、図解したものが以下であり、『加工貿易禁止類商品目録』が禁止か、許可なのかという二次元的管理なのに対して、『加工貿易制限類商品目録』は44号令から3次元管理になった。

【図 4 加工貿易制限類の分類ごとの措置】

(前提条件)

X 軸：加工貿易の商品軸

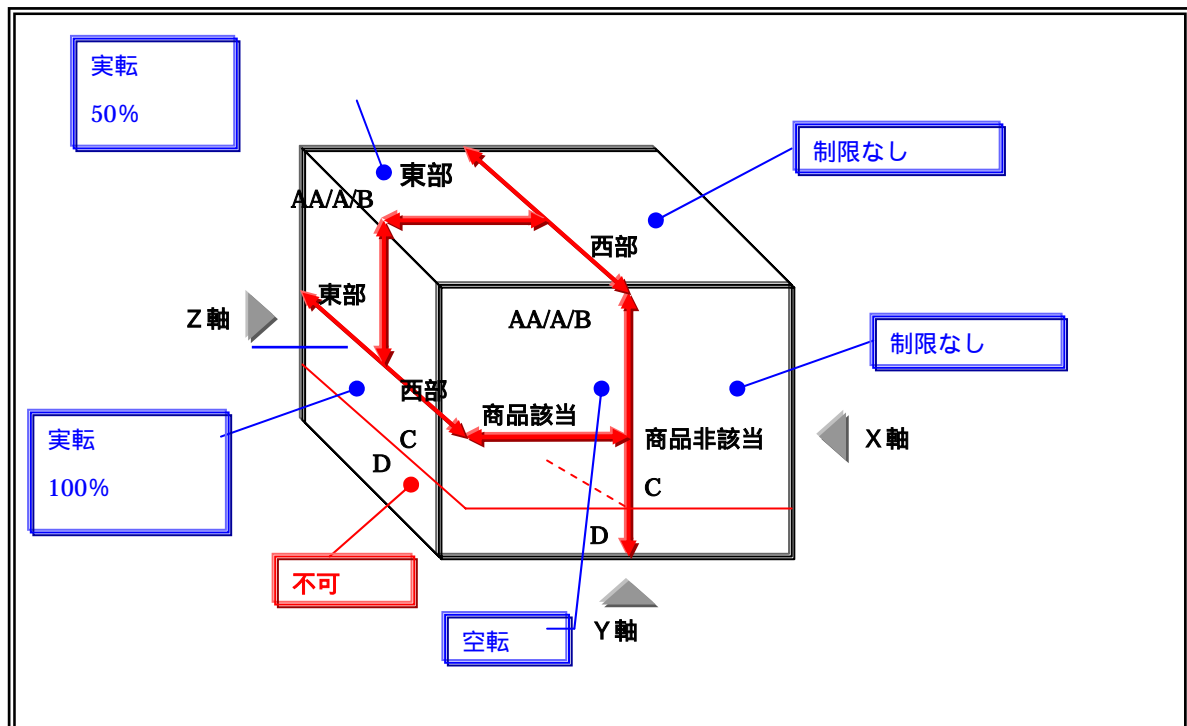
目録にリストアップされているか否か。

Y 軸：加工企業の信用度

企業の通関体制や違反記録によって A 類～D 類に分類。(図 参照)

Z 軸：加工企業の所在地(地域)

企業が東部沿岸地域(北京、天津、上海、遼寧、河北、山東、江蘇、浙江、福建、広東)に在るのか、それとも中西部(前述以外)に在るのか。





『加工貿易制限類商品目録』よれば、制限類商品目録に該当する商品の加工貿易については、輸入関税および増値税相当額の全額もしくは 50%を保証金として積まなければならない、「銀行保証金台帳制度」を実施することになる。これを説明したのが【表 - 4 企業分類と加工貿易の制限】である。

但し企業の信用度ともいえる分類や加工貿易を実施する地域によって、実際に保証金を積む必要のある「実転」と実際の保証金を積む必要の無い「空転」の 2 種類に分けられる。また実際に保証金を積まなければならないケースでも、企業分類で C 類に分類された場合は地域に関係なく、輸入関税および増値税相当額の全額を、東部で行われる加工貿易で AA 類、A 類、B 類が行う場合は、輸入関税および増値税相当額の 50%を積まなければならないとされている。中西部で、AA 類から B 類が行う加工貿易であれば、「空転」を実施するとされ、実際の保証金を積む必要性はない。企業はどのように分類されるのかについては、【表 - 3 企業分類】を参照いただきたい。

なお、加工した製品を輸出した時点で、保証金は返金されるとともに保証金を積んだ期間の金利も、普通預金の利率に基づき支払われる。

加工貿易禁止類商品目録をボクシングのストレートパンチに例えるならば、この加工貿易制限類商品目録は差し詰め、ボディブローといってもよいだろう。

『加工貿易制限類商品目録』で実転に該当した場合、原料を輸入した時点で、上述の保証金を一旦積み立てなければならないが、製品の輸出を行った時点で、保証金は積み立て期間の金利とともに返金される。損益計算上では『加工貿易制限類商品目録』に該当してもしなくとも、コストの増減は発生しないため、中国の加工貿易企業には殆ど影響がないように感じられる。しかしながら保証金を用意し、そして寝かすだけの資金余力がなければならず、キャッシュフロー上のインパクトは小さくない。

加工貿易では、中国では通常認められない「相殺」が認められることから、加工貿易に携わる中国の加工企業は概ね、余裕資金を多く持たないだけでなく、それを想定した資金計画も立てていない。ましてや広東式の加工貿易企業に至っては、郷鎮企業という出資形態からしても、出資者そのものの資金力は言うに及ばず、委託者側と受託者側が親子関係である場合と異なり、増資や融資といった対応が難しい。

また特に 44 号令に盛り込まれた繊維製品や家具製品といった業種で見た場合、国外の委託者も香港・台湾を中心とした中小企業が多く、まさしく加工貿易のスキームに依存しており、保証金を伴う加工貿易は、企業にとって即効性の影響は無くとも、じわりじわりと影響をうけることになる。

【表 - 4 - 企業分類】

分類	AA 類	A 類	B 類	C 類	D 類
最低条件	A 類を 1 年以上経験	B 類を 1 年以上経験		密輸を行っている	密輸罪を犯した
前年の 輸出入高	US\$3000 万	US\$50 万	初登録の場合		
税 関 検 査 AA 類、A 類、B 類については次の要求を満たすこと もしくは C 類、D 類についてはいずれか1つ当てはまること。	税関管理に関する要求を満たしている	連続 1 年密輸罪・密輸行為・税関管理監督違反がない		1 年に 3 回以上税関監督管理規定に違反もしくは罰金 RMB50 万以上	1 年に 1 回以上密輸を行った
	企業経営管理に関する要求を満たしている	知財侵害商品の輸出により行政処分を受けていない		1 年に 2 回以上、知財侵害商品の輸出による行政処分	1 年に 3 回以上、知財侵害商品の輸出による行政処分
	貿易安全管理に関する要求を満たしている	納税・罰金の納付遅れ、未納などがない		納税・罰金の納付遅れ、未納など RMB50 万	納税・罰金の納付遅れ、未納など RMB50 万
		前年の通関申告と実際の誤差が 3%以内	C・D 類に該当する状況が無い。		
		会計制度が完備されており、業務記録が正しく、完璧である	AA 類企業が AA 類管理条件を満たさず、A 類にも該当しない場合		
		税関に自主的に協力し、即座に税関手続きし、正しく、有効な書類をまれなく提供	A 類企業が A 類管理の条件を満たさない場合		
その他		「税関輸出入貨物出荷・荷受人通関登録登記証書」書換え手続き及び関連変更手続きすること			
		行政部門・機構に不良記録がない			

【表 - 4 企業分類と加工貿易の制限】

企業分類	AA	A	B	C	D
	(増設)	(既存)	(既存)	(既存)	(既存)
税関の企業 に対する対応	便宜を図る		通常の管理	厳格な管理	
	所属地での通関申告・積出(出入国)地での検査・許可		積出(出入国)地通関申告・検査・許可		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①A類に対する便宜</li> <li>②信用許可</li> <li>③通関上の問題解決につき協力する</li> <li>④電子データによる通関申告を経て、直接、現場検査段階に入ることが可能</li> <li>⑤VAN出し検査は一般的には実施しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①優先的に現場で申告・検査・通関許可</li> <li>②貨物を積出港もしくは税関管理監督区域への持込前の事前通関手続き可能</li> <li>③事務時間外・休暇なども緊急通関可能</li> <li>④加工貿易保証金台帳制度で「空転」実施もしくは銀行保証金台帳制度は実施しない</li> <li>⑤優先的に加工貿易登録・変更・認可可能</li> <li>⑥企業の通関士に対するトレーニングなどにつき便宜を提供</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①書類検査、貨物検査、確認審査等の通関手続き</li> <li>②加工貿易の展開及び事後に関して厳しく監督管理を行う</li> </ul>	
	AA	A	B	C	D
加工貿易 取り扱い と保証金	東部	加工貿易可 / 実転 (50%)		加工貿易可 / 実転 (100%)	加工貿易不可
	西部	加工貿易可 / 空転			

ところで「銀行保証金台帳制度」は、『加工貿易の銀行保証金台帳制度を完璧なものにするに関する意見』( 国務院弁公庁[1999]35号 1999年3月26日公布 1999年6月1日施行予定 1999年10月1日施行に延期 ) に基づいて実施が始まった。

この制度は、この35号通知の前言でも謳われているように、本来、加工貿易という制度を利用した密輸、つまり加工貿易用として保税輸入した原料やその製品を中国国内で販売してしまう行為を防止するために始まった制度である。『加工貿易制限類商品目録』において加工貿易のブレーキ役となる「銀行保証金台帳制度」は実は、この制度の本来の目的とは異なる利用方法をされていることになる。このために、前述の通り企業分類によって、「実転」と「空転」という異なる対応をとることになっている。

当初は密輸防止のための制度であり、加工貿易自体にブレーキをかけることを目的としていなかったため、加工貿易企業の現金による保証金の積み立てという負担を解消する目的で、中国銀行の保証状の差し入れに関する法令が公布されることになる。『加工貿易企業多様形式納税保証金に関する実施弁法』( 経貿委[1999]1271号令 1999年12月29日公布、2000年1月1日施行 ) 『加工貿易企業の多様な形式による納付税額保証金弁法実施細則( 暫定 )』( 税関総署 中国銀行 署税 [2000] 124号 3月16日公布 4月10日施行 ) がそれらであり、35号通知施行後まもなく公布された。この弁法では、中国銀行は、企業が提供する担保がリスク回避に見合うと判断した場合には、保証金の代わりとなる、税関を受取人とした保証状を発行できるとしている。銀行保証金台帳制度の枠組みと保証状を利用した場合の枠組みについては【図 - 4 - 】ならびに【図 - 4 - 】を参照いただきたい。

但し万が一、中国銀行が担保が適当との評価を下さない場合は、保証状の差し入れは実施されず、現金などによる保証金積み立てが必要となる点は留意しなければならない。

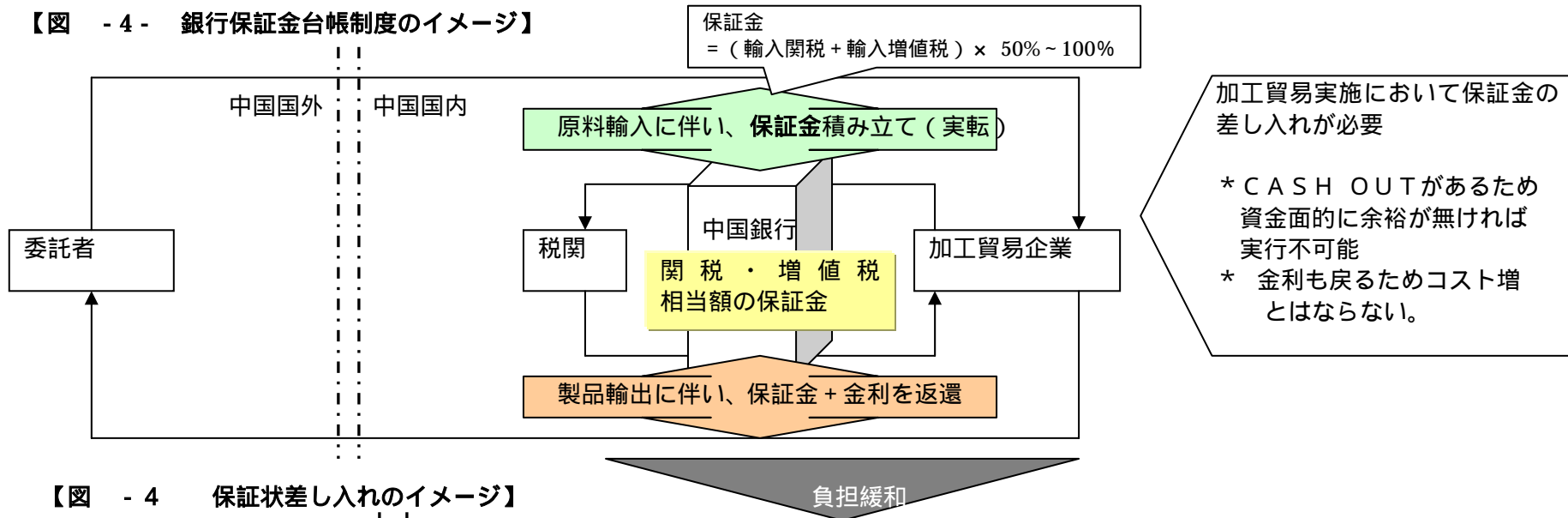
この保証状制度を利用すれば、キャッシュフローの悪化を回避することができることとされており、44号令公布後に中国政府は関係通知を公布している。確かに当初の目的と当時の状況からすれば、中国政府の通知の通り、この保証状制度は、加工貿易企業にとっては問題を解消する制度といえるだろう。しかし以下のような事情から、44号令で対象となる加工貿易企業の殆どでは、問題が必ずしも解消されるとは言いがたい。特に の観点からの見直しについては検討の余地があるのではないだろうか。

加工貿易企業もしくはその出資者が相応の担保を提供できない可能性が高い。  
企業側の問題もさることながら、中国銀行の抱える不良債権残高の多さを考慮すると、企業の提供する担保に対する評価が厳しくなる可能性は高い。  
加工貿易企業が、保証状差し入れ銀行である中国銀行と取引があるとは限らない。  
他の銀行(特に外資系金融機関)を用いたスキームの可否が不透明。

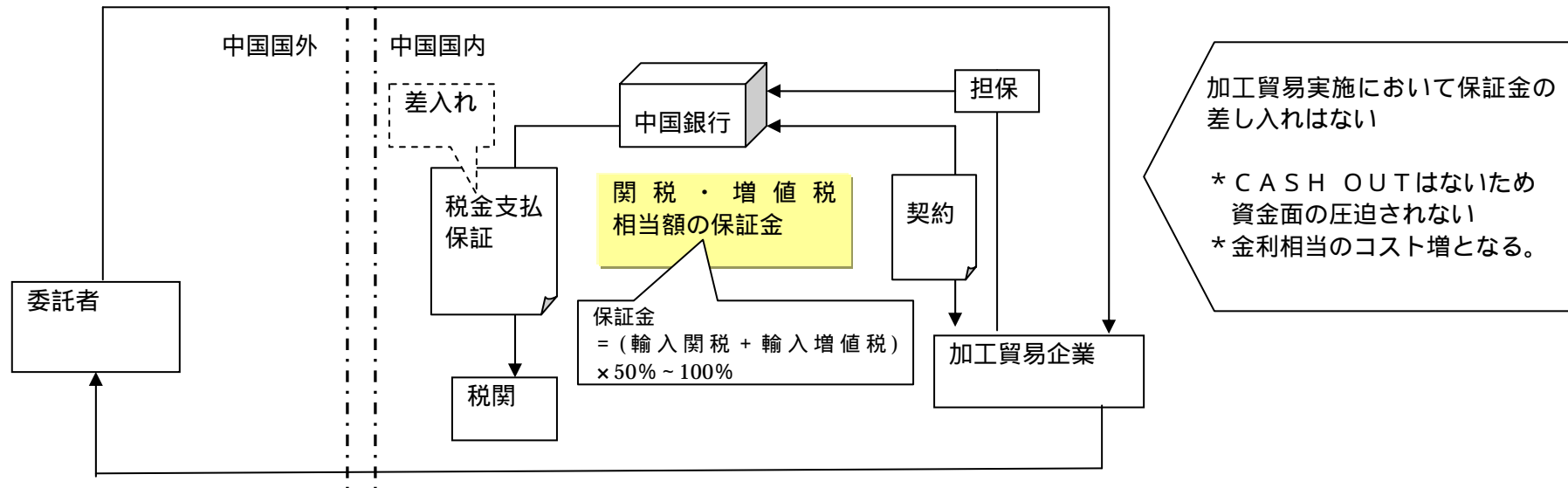
なお、銀行保証金台帳制度は【図 - 4 - 】ならびに【図 - 4 - 】のような方法で実施されることになるが、実際は1年間を超えない期間で連続して加工貿易が行われるため、そのピーク時を考慮すれば、次のような違いが現れることを補足説明しておく。

保証金の金額は、理論上の関税+増値税相当額を大幅に上回る可能性が高い。  
1ロットの加工貿易が完了するごとに保証金は返金されず、当該加工貿易が最終的に終了した時点で返金されるため、資金が寝る期間がロットごとのコスト計算上のものより長めになる。

【図 - 4 - 銀行保証金台帳制度のイメージ】



【図 - 4 保証状差し入れのイメージ】



## 加工貿易禁止類目録拡充に係るヒアリング調査結果

今回の『加工貿易禁止類目録拡充に係るヒアリング調査』については、加工貿易を行なっている中国進出日系現地法人 36 社、及び中国現地法人の親会社(日本本社)13 社に対し、ヒアリング調査を実施した。

ヒアリング対象企業の進出地域は、華東地区 19 社、華南地区 18 社、及び山東地区 12 社となっている(日本本社については、加工貿易を行なっている現地法人の進出地域とした)。

ヒアリング対象企業の業種については、製造業 46 社、卸売業 3 社であり、製造業の内訳は、繊維 11 社、鉄鋼 7 社、化学工業 4 社、電気機器 4 社、食料品 3 社、精密機器 3 社、パルプ・紙 2 社、ゴム 2 社、一般機器 2 社、金属製品 1 社、その他 7 社となっている(日本本社については、日本本社の主業を業種とした)。

企業規模の判定については、中小企業基本法を参考にしており、製造業については資本金 3 億円以下又は従業員数 300 名以下、卸売業については資本金 1 億円以下又は従業員数 100 人以下、の企業を中小企業として分類、それを超える企業については大企業として分類した。

ヒアリング項目については、下記の通り。

1. 中国進出(加工貿易開始)の理由
2. 加工貿易禁止類目録の拡充が現在の中国事業に与える影響
3. 実際に、加工貿易禁止類目録の規制対象となっている商品等はあるか
4. 加工貿易禁止類目録の拡充に対する対応
5. 加工貿易規制強化に対する意見
6. 加工貿易禁止類目録拡充に対する中国政府の対応
7. 加工貿易禁止類目録の拡充が今後の中国事業戦略に与える影響
8. 中国中西部に加工貿易特区が設立された場合の進出検討

### 1. 中国進出(加工貿易開始)の理由

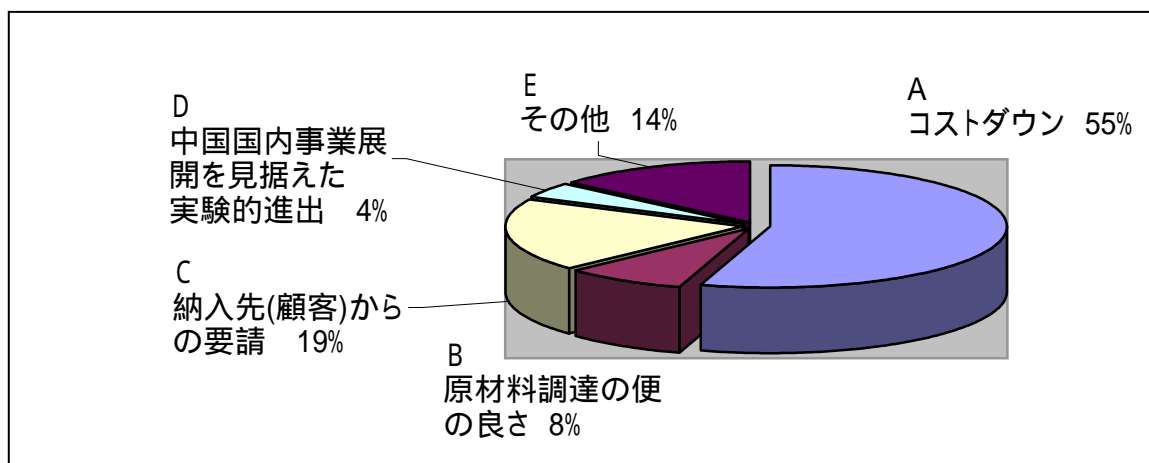
全 49 社(うち大企業 30 社、中小企業 19 社)を対象に、当初の中国進出(加工貿易開始)の理由について複数選択回答方式で質問したところ、全 73(うち大企業 41、中小企業 32)の有効回答を得た。

全体としては、コストダウンを理由とする声が過半数を占める結果となった。尚、各選択肢の結果は、A. コストダウン(55%)、B. 原料調達の便の良さ(8%)、C. 納入先(顧客)からの要請(19%)、D. 中国国内事業展開を見据えた実験的進出(4%)、E. その他(14%)である。

2 つ目の特徴は、コストダウンに次いで、理由に「中国国内における需要を求めて進

出した」ことを挙げる企業が多いことである。これは、C .納入先(顧客)からの要請(19%)に加えて、E . その他(14%)の具体的内容の殆どが、異口同音に「中国に内外資問わず顧客が集まっていたから」或いは「顧客が進出する兆しがあったから」と述べていることから見て取れる。一口に加工貿易といっても“輸入材料を中国内で加工し実際に国外へ輸出する”というシンプルなものばかりではなく、いわゆる転廠(深加工結転)スキームを活用した、中間材製造業者にとっての“内需対応”にあたる行為が広く行われていることを窺わせる結果となった。

グラフ - 1 - 当初の中国進出(加工貿易開始)の理由は何ですか？〔全体〕  
(複数回答可)



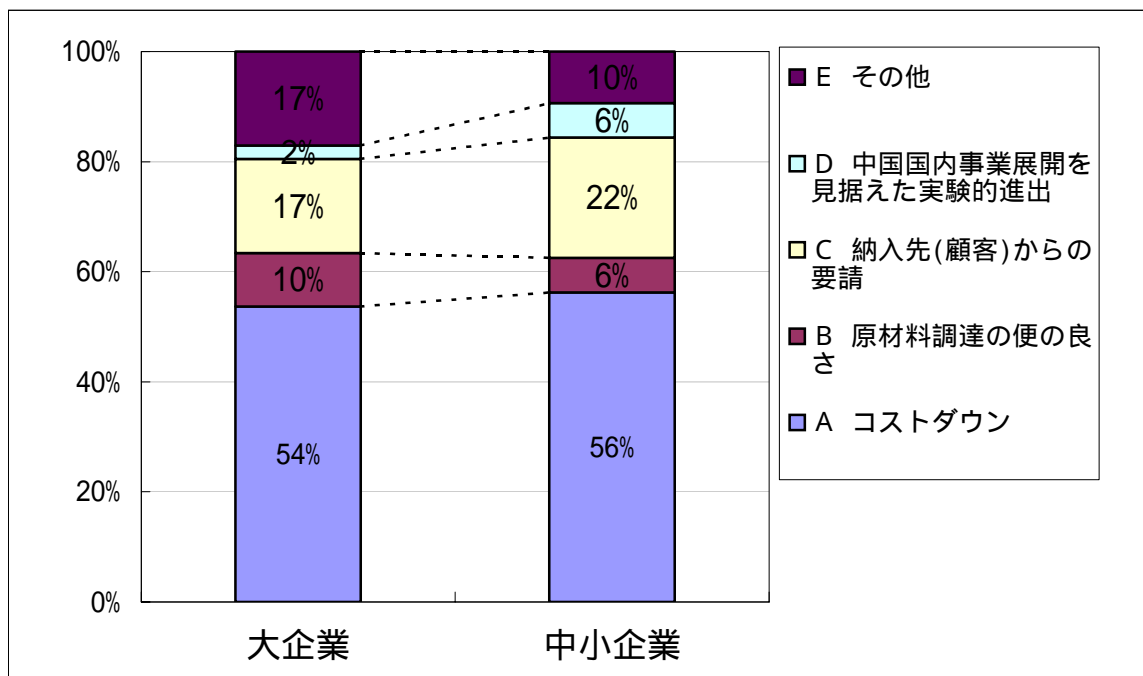
[E その他]の具体的内容 \* [ ] 内は、進出地域・業種・企業規模

- 外資系・内資系を問わず顧客が集中しており、その需要増を見込んで進出。  
〔全て広東省・鉄鋼・大・(計3社)、江蘇省・繊維・大〕
- 日系需要家が多く進出、その需要対応の為、自主的に進出。〔広東省・鉄鋼・大〕
- 日系顧客の進出兆しが見えたので、需要に先回りして進出。〔江蘇省・鉄鋼・大〕
- 中国企業が軌道に乗るまでの暫定措置及び日本へのバックアップ。〔江蘇省・化学・大〕
- 優秀な人材を求めて。単純加工品はほぼ中国に移管した。  
〔江蘇省・電気機器・中小〕
- 生産キャパシティ拡大の為。〔広東省・精密機器・中小〕

先程のデータを大企業、中小企業それぞれの集計結果の比較を試みたが、若干の差異はあれ、傾向として大きな違いは見られなかった。ただし、ある中小企業(電気機器製造)が E . その他の具体的内容で「優秀な人材を求めて」とコメントしており、中小企業が日本国内で直面している人材確保の難しさを垣間見せる興味深いものであった為、

参考として付け加える。

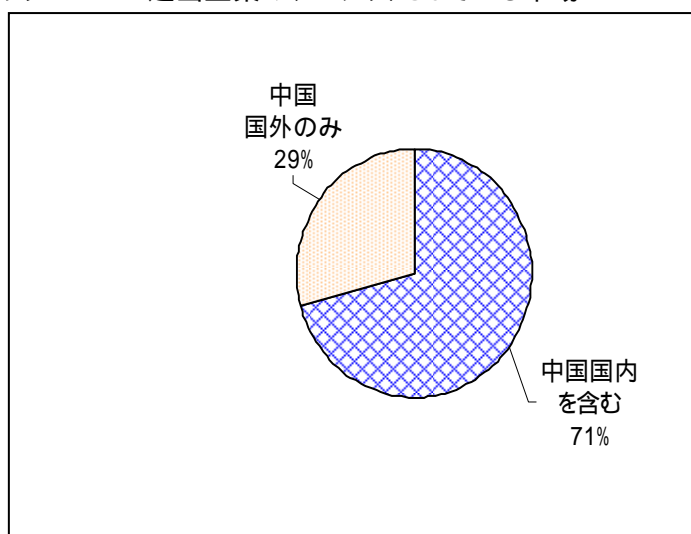
グラフ - 1 - 加工貿易開始の理由 [大企業・中小企業別回答の比較](複数回答)



なおコストダウンを、加工工場としての進出の理由として挙げた企業の中にも、実は国内販売も視野に入れて進出した企業が存在するのも事実である。そこで、この設問への回答時に寄せられたコメントをベースに、加工工場を中国に設立するにあたり、中国市場への販売は視野に無かったのかどうかを見てみた。この結果が、右のグラフ -1- で

あり、およそ7割が中国国内市場への販売も目的のとしていたことが分かる。因みに、コストダウンと回答した企業のうち、約1/4は国内販売を志向している。約半数の企業は「分からない」と回答しているが、これを仮に「内販」をはっきりと意識していないだけだとすれば、やは

グラフ -1- 進出企業のターゲットとしている市場





り、コストダウンと一言でいっても、単に作り手、売り手である企業が利益を上げるためだけの手法を意味しない。つまり、その先に中国国内市場を見据えた、プロセスの一つとして「加工貿易」というスキームを利用している企業は少なくないと見てよいのではないだろうか。

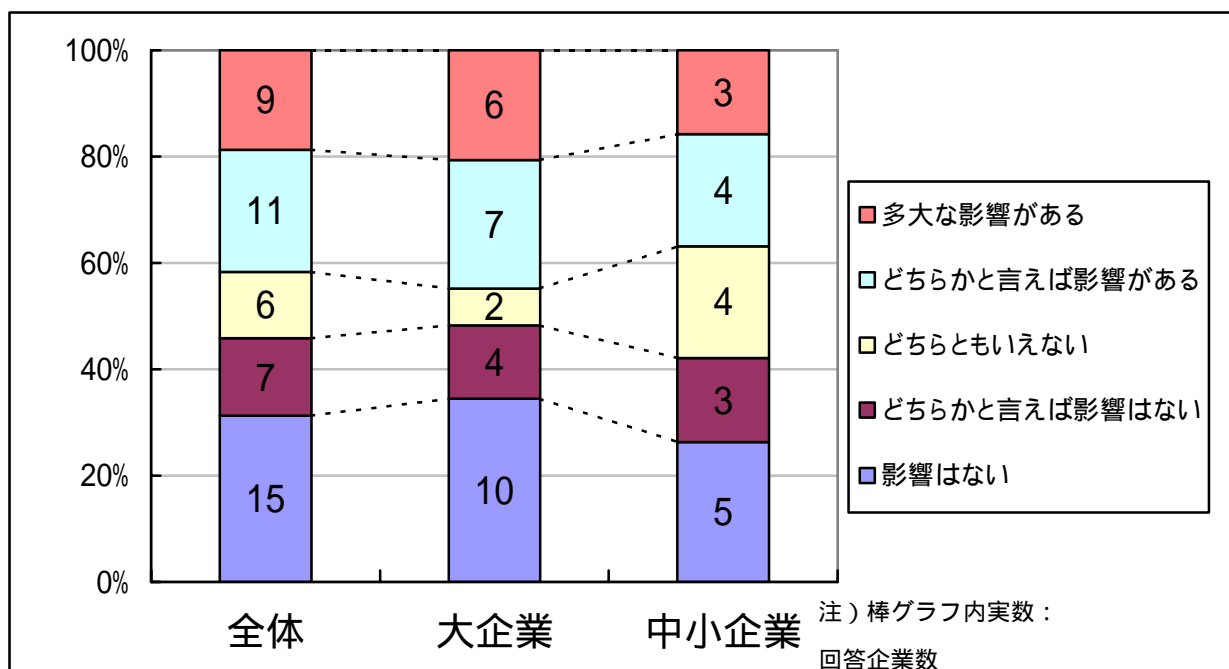
## 2. 加工貿易禁止類目録の拡充が現在の中国事業に与える影響

全 49 社(うち大企業 30 社、中小企業 19 社)を対象に、『加工貿易禁止類目録の拡充が現在の中国事業に与える影響』について質問を行い、48 社(うち大企業 29 社、中小企業 19 社)から有効回答を得た。

まず、全体として、回答企業の約 40%にあたる 20 社から『多大な影響がある』(18%)、『どちらかと言えば影響がある』(22%)との回答があり、影響の程度にこそ差はあるものの、加工貿易禁止類目録の拡充が、加工貿易を行っている企業の現在の中国事業に相応の影響を与えていると考えることができる。

企業規模別にみると、大企業の回答は、『影響あり』(42%)、『影響無し』(52%)に 2 極化しており、『どちらとも言えない』と回答した企業は 6%と少数だった。一方、中小企業は、回答にばらつきがあり、特に『どちらとも言えない』と回答した企業が 21%にのぼった。

グラフ - 2 - 現在の中国事業に与える影響



これは、加工貿易を行なっている大企業については、豊富な情報収集力を活かして、規制の流れをある程度予測し、自社の中国事業にどの程度影響を及ぼしていくかを既

に織り込んでいる企業が多いものと思料される。これに対し、中小企業については、『情報』という経営資源に乏しいことから、判断材料となる情報が不足しており、現時点でどのような影響を及ぼすのか、判断できない現状が伺われる。

また、加工貿易禁止目録に指定されていないものの、『取扱商品が輸出増値税還付率引き下げの対象となった』と回答した企業が6社(13%)ほどあり、加工貿易禁止類目録の拡充と並び、輸出増値税還付率の引き下げが企業の収支に相応の影響を及ぼしていると思料される。

表 - 2 - 現在の中国事業に与える影響(具体的なヒアリング内容)

[ ]内は、進出地域・業種・企業規模

1. 『多大な影響がある』と回答した企業

元々、利益率が低く、規制対象となった場合はコスト吸収が出来ない。〔山東省・食料品・大〕

現時点で、規制対象にはなっていないが、増値税還付率の引き下げがあり、既に大きな影響を受けている。〔江蘇省・繊維・中小〕

中国事業における加工貿易比率は高くないので、危機的ではないが影響はある。〔広東省・鉄鋼・大〕

当社主力製品が、07年4月の加工貿易禁止目録に指定された。〔江蘇省・商社・大〕

2. 『どちらかと言えば影響がある』と回答した企業

一部の取扱商品で増値税還付率が引き下げられたが、加工貿易禁止類に指定された商品はない。〔江蘇省・繊維・大/江蘇省・その他・中小/広東省・電気機器・大〕

06年10月の規制以降、増値税還付率が引き下げられた商品は多数ある。〔江蘇省・電気機器・中小〕

3. 『どちらとも言えない』と回答した企業

規制対象になったとしても、中国からの撤退はできない。〔山東省・繊維・中小〕

目下規制対象となっていないが、取扱商品について増値税還付率引き下げの噂はあり、実現すると影響はある。〔江蘇省・その他・中小〕

今のところ影響無し。同業他社も条件は同じなので、あまり懸念はしていない。〔江蘇省・繊維・中小〕

4. 『どちらかと言えば影響はない』と回答した企業

当社の中国事業に占める加工貿易の比率は低い。〔山東省・食料品・中小〕

直接輸出ではなく、転廠による納入であるため、直接的な影響はない(ただし、顧客の製品が規制を受けると需要減という間接的影響は懸念)。〔広東省・鉄鋼・大〕

### 5. 『どちらとも言えない』と回答した企業

今のところ、影響は無し。〔江蘇省・繊維・大〕

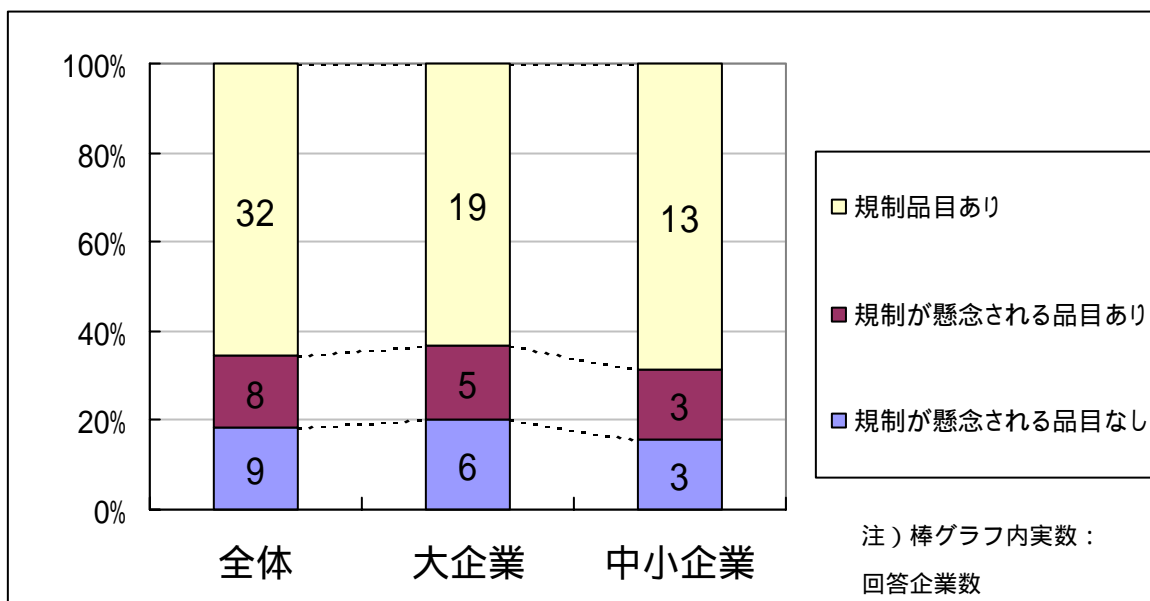
当社の主要製品は、加工貿易禁止・増値税還付引き下げ双方とも懸念無し。〔江蘇省・精密機器・大〕

加工貿易の優遇政策はいつかはなくなるだろうと思われるので、将来への漠たる不安がある。〔広東省・鉄鋼・大〕

### 3. 実際に、加工貿易禁止類目録の規制対象となっている商品等はあるか。

全 49 社(うち大企業 30 社、中小企業 19 社)を対象に、『実際に、加工貿易禁止類目録の規制対象となっている商品はあるか。また今後加工貿易禁止類目録の規制が懸念される商品はあるか。』について質問を行い、49 社(うち大企業 30 社、中小企業 19 社)から有効回答を得た。

グラフ - 3 - 規制品目の有無について



まず、全体として、回答企業の約 80%にあたる 40 社から『規制品目あり』(64%)、『規制が懸念される品目あり』(16%)との回答があった。これは、今回のヒアリング対象企業の選定を、事前アンケートに基づき、加工貿易禁止類目録拡充の影響を感じている企業を中心に行ったことによるものである。よって、本質問については、大企業・中小企業間での大きな違いは見られなかった。

また、『加工貿易禁止類目録による規制が懸念される品目』については、2007 年 6 月 19 日に公布された『一部商品の輸出税還付率引き下げに関する通知』で増値税還付

率が引き下げられた商品が中心に挙げられており、増値税還付率引き下げの対象となった商品については、今後加工貿易禁止につながっていくと考えられているものと思料される。

表 - 3 - 加工貿易禁止類目録の規制対象となっている商品等について  
(具体的なヒアリング内容)

1. 『規制品目あり』と回答した企業

ライナ(HS : 4804390090 )
中芯(HS : 4808100000)
白板紙(HS:4810310090)
鉛蓄電池用部品(HS : 8507901000)
起動用鉛蓄電池(HS : 8507100000)
ステンレス鋼線(HS : 7223000000 )
錫メッキ鋼板(HS : 7210110000 ・ 7210120000 )
亜鉛メッキ鋼板(HS : 72103000)
溶融ホワイトアルミナ(HS : 2818100106)

2. 『規制が懸念される品目あり』と回答した企業

普通ハンダ(HS : 8311200000)
アルミナ(HS : 2818200000)
六方晶窒化ホウ素(HS : 2850000003)
テープ(HS : 4811400000)
両面テープ(HS : 4811490000)
錫メッキ鋼板(HS : 7210110000 ・ 7210120000)
ステンレス鋼線(HS : 7223000000)
合成繊維(HS : 5505100000)
アルミニウム(HS : 76 - )
紙製品(HS : 48 - )
皮製品(HS : 41 - )
臭化水素酸
船舶ブロック
繊維関連素材
金属部品

#### 4. 加工貿易禁止類目録の拡充に対する対応

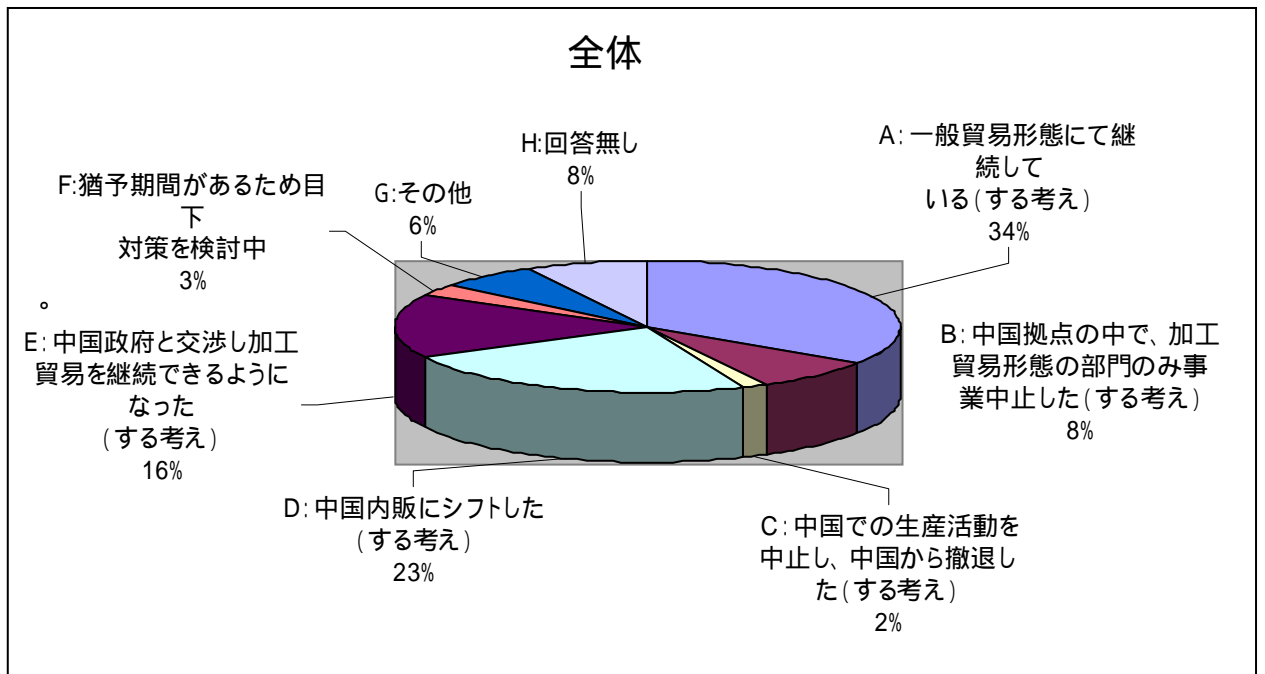
全 49 社（うち大企業 30 社、中小企業 19 社）を対象に、『昨今の加工貿易禁止類目録の拡充に対し各企業がどのように対応しているか』について複数選択回答方式で質問を行い、全 59（うち大企業 36、中小企業 23）の回答を得た。

##### （1）加工貿易禁止規制に対する対応

回答は全体では A：一般貿易形態にて継続していく（34%）、D：中国内販にシフト（23%）、E：中国政府と交渉し加工貿易を継続できるようになった（16%）となっており、以下 B：中国の拠点の中で加工貿易形態の部門のみ事業中止した（する考え）（8%）、G：その他（6%）、F：猶予期間がある為、目下対策を検討中（3%）、C：中国での生産活動を中止し中国から撤退した（する考え）（2%）と続く。

大企業及び中小企業間の比較でみると、どちらとも A 回答がトップを占める。ついで D の回答が多い点では差異はみられない。但し、E：『中国政府と交渉し加工貿易を継続できるようになった』の項目では大企業が 20%であったのに対し中小企業では 8%と数字的な開きがあり、大企業・中小企業においては当局、特に最終決定力のある中央政府レベルとの対応・交渉力において差があるのではないかと推測される

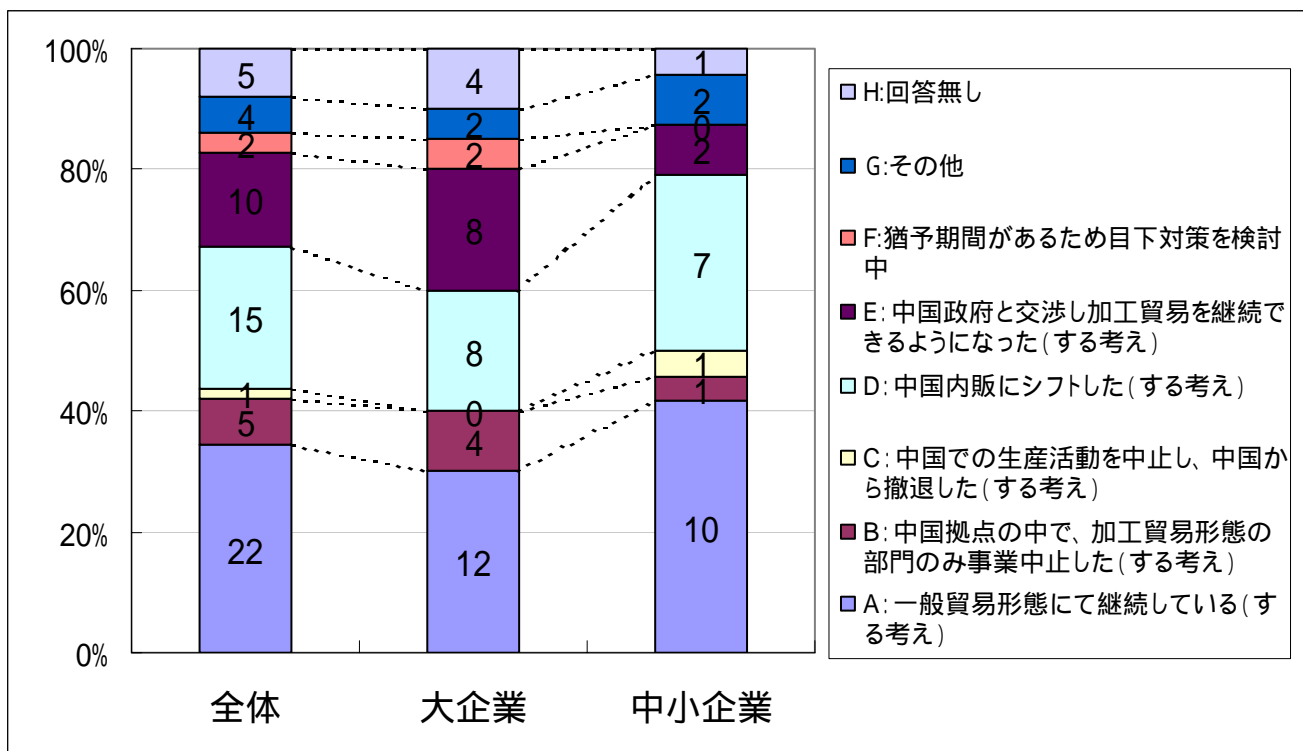
グラフ - 4 - 加工貿易禁止規制後の対応 [全体] (複数回答)



なお、一般貿易形態に転換した場合のコスト増加率についてであるが、小さい場合で 8%、大きい場合では 30%と幅のある回答であるが、これは商品によって増値税の還付率や輸入関税率が異なることに加え、原料・部品の一部を国内調達していること

が背景にあり、15%程度の増加率とする回答が最も多い。このコスト増については、販売価格へ転嫁したいが、なかなか現実には難しいようで、価格転嫁で吸収するという回答した企業は無かった。つまり全ての企業が「コストダウンありき」か、転嫁するにせよコストダウンを同時に図ることで、売り手・買い手が譲歩し、「妥協点を見つける」といった対応を挙げており、加工貿易の禁止といった措置は、加工貿易をメインに進出した企業にとって厳しい試練になりそうである。

グラフ - 4 - 加工貿易禁止規制後の対応〔大企業・中小企業別〕(複数回答)



(2) 4 - 1 加工貿易禁止規制に対する対応(一般貿易形態にて継続する)

この設問については大企業・中小企業の回答内容において大きな差異は見られず、一般貿易にシフトしていくにあたり、更なるコスト削減、販売価格へのコスト転嫁の必要性を感じている点では共通している。しかしながら、回答内容を見てみると『製造を全て中国にシフトしているため、一般貿易に切り替え、何とか続ける方策を立てる』〔江蘇省・その他・中小〕、『一般貿易にて継続していくしかない』〔山東省・繊維・中小〕、『日本の製品の90%以上が輸入であり、簡単にシフトはできない』〔広東省・繊維・中小〕、『日本回帰も考えられるが人件費がネック。元々粗利率の高い商品を作っておりコスト増は吸収可能』〔山東省・繊維・大企業〕、『現状において、規制対象品の全体に占める割合が低いので税金を支払って対応する』〔山東省・一般機器・大企業〕等のコメントをみる限り大企業ではある程度事業の多様性・取扱品目の多さから、中

小企業に比べて対応方法の選択肢に幅が見られる。

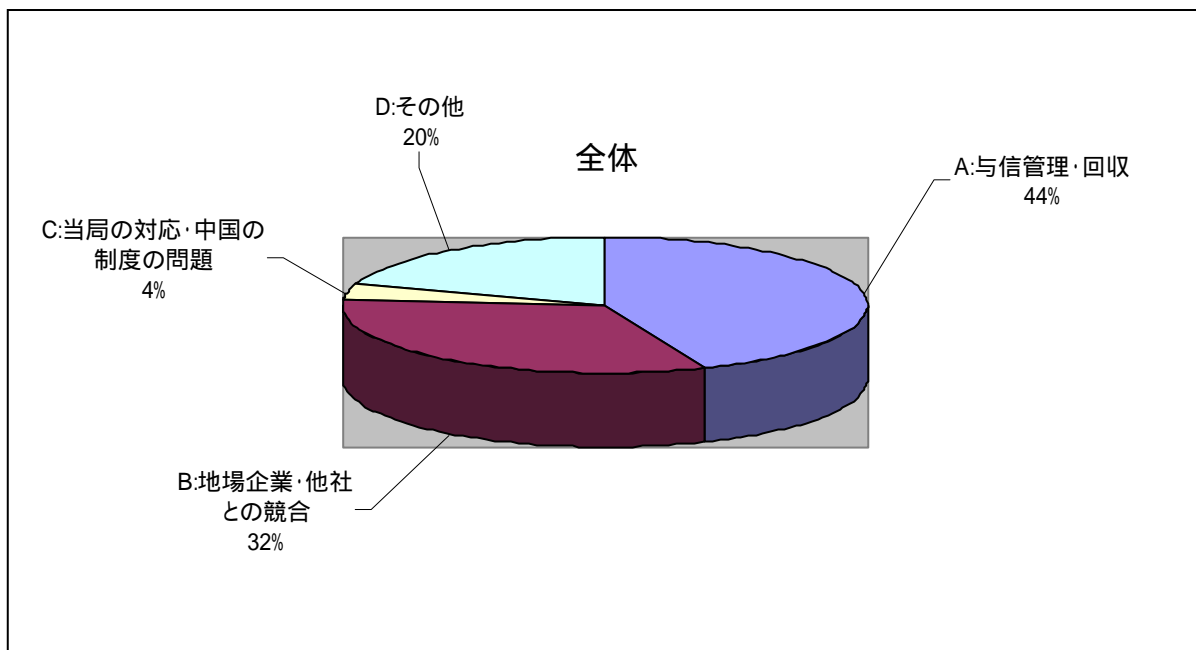
### (3) 4 - 2 生産拠点の移転先

本設問に関する回答を見てみると、『日本回帰・すでにマレーシアに拠点あり』、『すでに全世界に拠点あり』、『グループですでに中国以外に拠点あり』と、大企業ではすでに他国への進出もおこなっており、生産拠点のリスク分散を図っているとの回答が多く見られた。一方、中小企業では『現在予定無し。移転において多大なエネルギーを使う』、『品質管理・その他理由から中国撤退は考えにくい』と中国に出てきた以上、当地での成功を優先、他国への移転を検討する余裕がないとの印象を受けた。中国に次ぐ新たな候補地としてはベトナムを挙げているところが多いが、具体的な計画に着手している先はなかった。

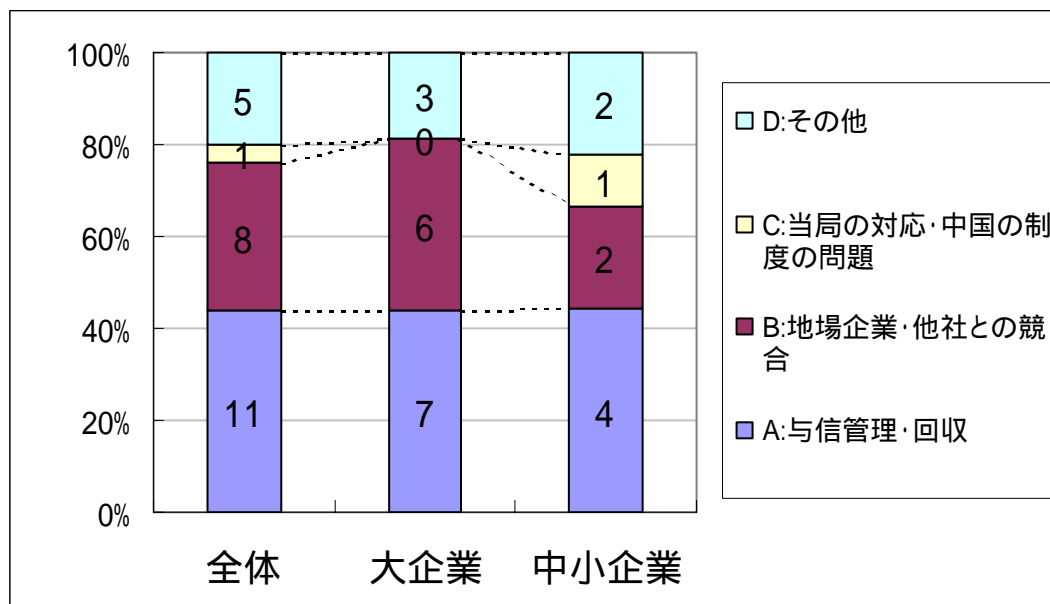
### (4) 4 - 3 中国内販へシフトするにあたっての課題・障害について

内販を進めていくうえでの課題としては 与信管理・回収(44%) 地場企業・他社との競合(32%) で全回答の76%を占める結果となった。また本設問においては大企業及び中小企業間での回答に差異は見られず、中国国内販売においては大企業・中小企業ともに同じ課題・障害を抱えていることが窺える。

グラフ - 4 - 内販シフトの課題・障害について (複数回答)



グラフ - 4 - 内販シフトの課題・障害について〔大企業・中小企業別〕  
(複数回答)



[その他]回答の具体的内容

失った市場に見合う販売先の確保に相当の時間を要する〔広東省・鉄鋼製造・大〕  
販売先への供給が第一であり、価格なども厳しいが自助努力にて可能な限り対応  
〔国内：投資先広東省・繊維・中小〕  
知的財産権問題〔国内：投資先各地・金属製品・中小〕  
増値税コスト〔山東省・食料品・大〕  
内販率がすでに高いので特筆すべく課題無し〔広東省・鉄鋼・大〕

(5) 4 - 4 中国政府と交渉し加工貿易を継続出来るようになった(にする)

E:『中国政府と交渉し加工貿易を継続出来るようになった(にする)』と答えた企業の回答例を見てみると、HSコードの変更対応に関する回答が3件(大企業2件、中小企業1件)、取扱商品がハイテク製品でありハイテクでない製品と同等に扱われることから交渉可能が3件(大企業2件、中小企業1件)環境に配慮した万全な対応を取っているため引き続き認めて欲しいといった回答が2件(大企業)。

大企業では、自社の要望・不満について当局と接点を持ち直接交渉を行い、また交渉材料の準備・用意をしている。一方、中小企業では「製品がハイテク産業に属することを主張し保護を求める」、「中小企業の中国進出サポート及び各企業の発展を踏まえ今後も継続できることを希望する」、「知り合いがいれば何とかなる」などの漠然とした回答が多い。問題は認識しているものの、対処方法に具体性が欠ける。



## 5. 加工貿易規制強化に対する意見

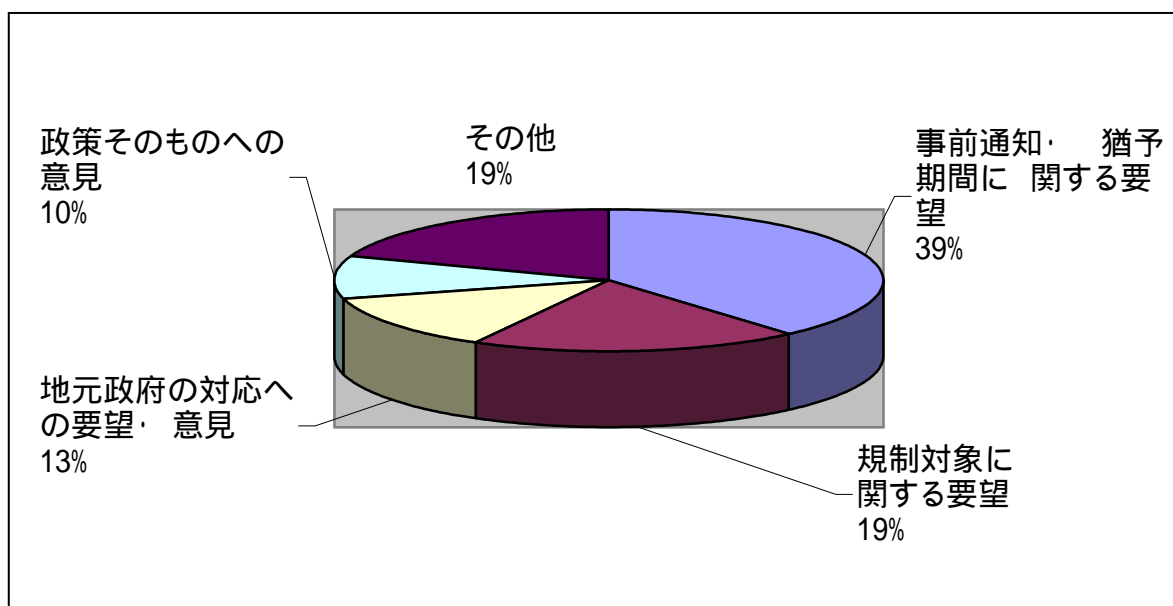
本設問は、当初、対象者に「加工貿易禁止類目録拡充に対する意見」を問うものであったが、その後、「目下のところ増値税輸出還付率引き下げが企業に与える影響が大きい」という仮説を得た為、実査段階では、増値税還付率引き下げも含めた「加工貿易規制強化全般に関する意見」を訊くものに改めた。

その上で、全49社(うち大企業30社、中小企業19社)を対象に自由回答方式で質問を行い、結果、全31(大企業19、中小企業12)の有効回答を得た。

回答は、その内容別に分類すると、大きく次の5つに分類された。即ち、「事前通知・猶予期間に関する要望」、「規制対象に関する要望」、「地元政府の対応への要望・意見」、「政策そのものへの意見」、「その他」、である。

まず、全体で上記5つの分類の構成比を見ると、「事前通知・猶予期間に関する要望」が最も大きく39%、次いで「規制対象に関する要望」が19%、以下「地元政府の対応への要望・意見」13%、「政策そのものへの意見」10%と続き、「その他」は19%という結果であった。

グラフ - 5 - 提起された意見・要望の分類別構成比 [全体]



更に、企業規模別に各分類の構成比を見たところ、大企業、中小企業間では、構成に差異があり、それぞれの特徴が見られた。

まず、大企業では「事前通知・猶予期間に関する要望」が47%と構成比の約半数を占め、その内容は「中央政府の規制公布から施行までの期間が短い」、「突然公布されるため、気が抜けない」、「3ヶ月～3年間の猶予期間が欲しい」というものであった。また、

ヒアリングの過程で得たコメントと考え合わせると、現在の業務もさることながら、影響による年度・中長期計画との乖離に対する懸念や、「そもそもこれでは中長期計画そのものを立てられない」という不満が感じられた。

大企業で次に構成比が大きいものは「規制対象に関する要望」で、これは増値税還付率引き下げや加工貿易禁止の対象をHSコード別に決定する手法への懸念表明であった。多くの場合、大企業では環境保全や省エネルギー問題への投資や施策を実施しており、製品も技術的先進性を伴ったハイエンド製品との自負がある。一方、同カテゴリー製品を製造する内資企業の多くは環境や省エネルギー問題には対策を講じておらず、低コストで安価なローエンド製品を製造しているのが現状であるが、HSコードによる一括管理ではそうした違いは反映されない。集計結果には企業努力が認められず一緒にされて不利益を被る不満や将来の事業展望への不安が表れているものと思われる。

上記の通り、大企業の特徴は、総じて中長期的展望を憂い、また要望や不満を提起するための具体的な論拠を準備していることであった。これに対し、中小企業では障害発生時の対処に悩み、漠然とした不満、不安を抱えてしまっている感がある。

また、中小企業では最も構成比が大きかった「地元政府の対応への要望・意見」に分類されるコメントが大企業からはひとつもなかったことも、企業規模による目線の違いを感じさせ、大変印象的であった。

グラフ - 5 - 提起された意見・要望の分類別構成比 [大企業・中小企業の比較]

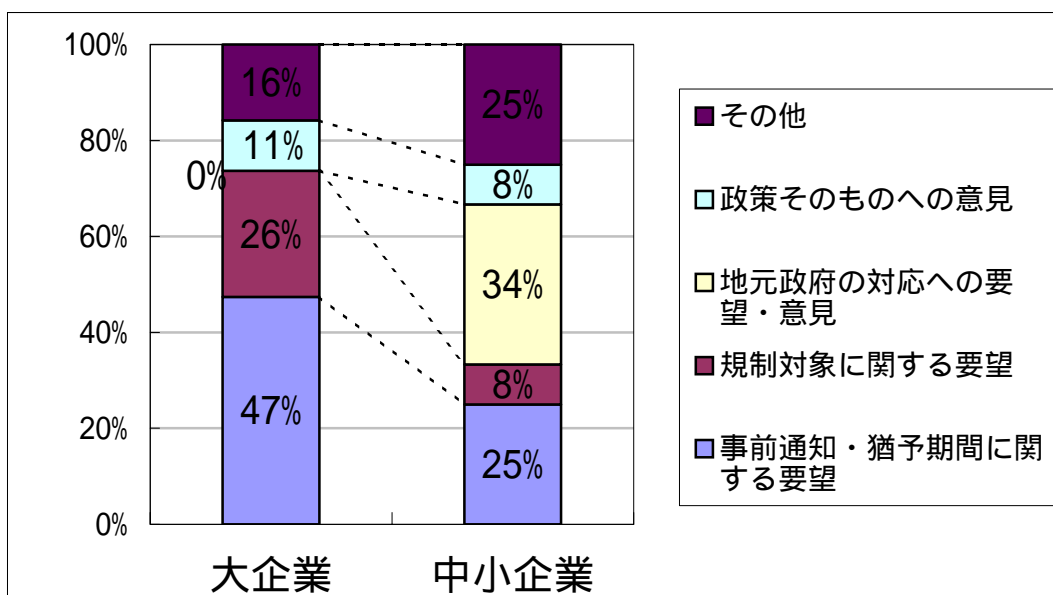


表 - 5 - 加工貿易規制強化に対する意見（具体的なヒアリング内容）[大企業編]

〔 〕内は、進出地域・業種

事前通知・猶予期間に関する要望（計 9 件；うち重複 1 件）

- 規制の公布が唐突なため、油断ができずストレスフル。〔広東省・電気機器〕
- 無理な注文とは思いますが、将来の方向性を、十分な準備と猶予期間を考慮した上で、明確に打ち出して欲しい。〔広東省・その他〕
- 公布から施行までの猶予期間が無さ過ぎる。〔広東省・電気機器〕
- 事前に通知が欲しい。通知が遅い。(山東省・ゴム)
- 今回は進料加工手冊申請時に判明し対応した。今後は事前情報が欲しい。  
〔江蘇省・化学〕
- 公布から施行まで最低 3 ヶ月欲しい（実務上は契約後船積みが終わった加工分までは認めて欲しいし、そのようにネゴしている）。〔山東省・繊維〕
- 本社の販売計画に合わせて生産計画を立てる為、最低半年、できれば 1 年前には通知が欲しい。〔江蘇省・繊維、山東省・食料品〕
- 加工貿易禁止類品目にする場合、3 年程度の段階的猶予が欲しい。  
〔広東省・電気機器〕

規制対象に関する要望（計 5 件）

- HS コードでの一括管理により当局の意図していない製品まで禁止目録に入ってしまったのではないか？〔江蘇省・金属製品〕
- 十把ひとからげではなく、詳細に吟味の上決定して欲しい(製品の先進性を理解し、R-INT<sup>®</sup> 製品と区別して欲しい。)〔広東省・鉄鋼〕
- 加工後の製品は鉄鋼ではなく鉄鋼加工品であり、高炉製品と同様の扱いとならないように考慮して欲しい。〔広東省・鉄鋼〕
- 特に医療用途等、使用用途が重要な商品もあり、ハイテク商品として規制除外される余地を残して欲しい。〔広東省・電気機器〕
- 規制対象品の明確化をして欲しい。〔広東省・鉄鋼〕

地元政府の対応への要望・意見（計 0 件）

政策そのものへの意見（計 2 件）

- 政策の進め方、通知の方法等理不尽。増値税引き下げは国際常識から言えば問題あるのではないか。〔江蘇省・繊維〕
- 鉄鋼への規制強化は貿易摩擦の解消が根源にある。加工貿易禁止政策とは別に考えるべきである。〔広東省・鉄鋼〕

その他 (計3件)

- 地域によって法規解釈と運用がまちまちであり混乱する。〔広東省・鉄鋼〕
- 加工貿易の制度廃止は業務簡素化に繋がるので歓迎する。輸出奨励は別の形で実施すればよいと考える。〔広東省・パルプ紙〕
- 加工貿易手冊更新の際、係官に紅包を渡さなければならない。〔広東省・精密機器〕
- 加工後の製品は鉄鋼ではなく鉄鋼加工品であり、高炉製品と同様の扱いとならないように考慮して欲しい。〔広東省・鉄鋼〕
- 特に医療用途等、使用用途が重要な商品もあり、ハイテク商品として規制除外される余地を残して欲しい。〔広東省・電気機器〕
- 規制対象品の明確化をして欲しい。〔広東省・鉄鋼〕

地元政府の対応への要望・意見 (計0件)

政策そのものへの意見 (計2件)

- 政策の進め方、通知の方法等理不尽。増値税引き下げは国際常識から言えば問題あるのではないか。〔江蘇省・繊維〕
- 鉄鋼への規制強化は貿易摩擦の解消が根源にある。加工貿易禁止政策とは別に考えるべきである。〔広東省・鉄鋼〕

その他 (計3件)

- 地域によって法規解釈と運用がまちまちであり混乱する。〔広東省・鉄鋼〕
- 加工貿易の制度廃止は業務簡素化に繋がるので歓迎する。輸出奨励は別の形で実施すればよいと考える。〔広東省・パルプ紙〕
- 加工貿易手冊更新の際、係官に紅包を渡さなければならない。〔広東省・精密機器〕

表 - 5 - 加工貿易規制強化に対する意見(具体的なヒアリング内容)[中小企業編]

[ ]内は、進出地域・業種

事前通知・猶予期間に関する要望 (計3件)

- 政策がガラッと変わるのではという不安が絶えずあり。政策公布から施行まで猶予期間を与えて欲しい。〔広東省・精密機器〕
- 法規の変化が激しいので対応に戸惑う。もう少し時間的猶予が欲しい。〔江蘇省・その他〕
- 公布から施行までは少なくとも半年間は必要。〔江蘇省・繊維〕

規制対象に関する要望 (計1件)

- 一方的かつ一定業種に偏っているので考えて欲しい。〔江蘇省・繊維〕

地元政府の対応への要望・意見 (計4件)

- 障害が発生した時に訴える手段がない。〔江蘇省・電気機器〕
- 中央の指示に対して、地方ではしっかりとした対応が出来ていない。  
〔広東省・化学〕
- 通知後施行までの期間が短いのもあれば、施行されても実際運用されないものもあるという風に、一貫性がない。〔山東省・食料品〕
- 当局にはスピーディーな対応を求める。〔江蘇省・その他〕

政策そのものへの意見 (計1件)

- 今後の動向如何により経営形態の変更を余儀なくされることも考えられる。加工貿易が経済発展の一つの機軸となり、中国の発展に寄与していることを再認識し、双方の発展を見据えた政策を考慮すべき。〔広東省・その他〕

その他 (計3件)

- 当社のような中小企業が反発しても受け入れられない。〔山東省・繊維〕
- 特に無し。中国で事業をやるからには中国の事業、ルールに合わせるべき。  
〔上海市・その他〕
- 日本の皮の輸入規制の方が影響は大きい。〔浙江省・その他〕

6. (2007年の)加工貿易規制強化に対する、中国の中央・地方政府の対応について

全49社(うち大企業30社、中小企業19社)を対象に、『(今回の)加工貿易規制に対する、中国の中央・地方政府の対応はどうか』について自由回答方式で質問を行い、25社(うち大企業17、中小企業8)の回答を得た。うち1社については、分類上大企業ではあるが、現地での事業規模を以って中小企業として回答した企業があり、ここでは例外的に中小企業に分類している。

設問は選択回答を求めるものではないため、定量的分析はやや困難かと想定していたが、全体の回答を整理する中である程度の傾向が見えており興味深い。以下、見えてきた傾向別に回答を(1)から(6)に分類してみる。

(1) 地方政府(管理委員会等を含む)の対応を評価

大企業7社、中小企業6社と評価が高かった。この中には、日常的な相談窓口としての評価が含まれる。

(2) 中央や省などの上級政府を評価

大企業3社から好意的な回答が得られた。ただし「窓口や地方政府レベルでは埒が明かず、より上級の政府に相談した」というケースであり、切羽詰った時の直訴先的な色彩が濃い。一方で、中央(上級)政府の対応に不満を持つと思われる回答も3社あり、「地

元政府に陳情し、中央政府へレポートを上げてもらっているが、今のところ成果無し」〔広東省・電気機器・大手〕のように、反応の遅さに不満を感じている回答が2社あった。政策の決定メカニズムや行政の不透明性を裏打ちしているとも言える（後述4．参照）。

### （3）個別の部門への評価

「税関は最近管理面もきっちりしており勉強もしていて付き合い易いが、検閲局の検査は厳しくなっている」〔江蘇省・繊維・大手〕のように、個別の行政部門によって評価が分かれる回答があり、行政のサービスレベルの向上と平準化が容易でないこと、同時に行政への全面的信頼が難しいことを窺わせる。

### （4）政策の決定メカニズムや行政の透明性への不信

「区政府の対応は丁寧だが大事なことについて判断の権限がない」〔広東省・鉄鋼・大手〕「規定があるならば、企業規模の大小や外資・内資の区別なく統一して欲しい」〔山東省・食料品・大手〕など、政策の決定メカニズムや行政の透明性への不信を感じていると思われる回答は多かった。大企業は8社がこの点について不信感を表明している。一方中小企業で明確な不信を表明しているところは殆ど無いが「中小企業には、本件のみならず様々な面で厳しく、泣き寝入りが多い」〔山東省・ゴム・大手、但し現地規模は中小〕と、厳しい現実が垣間見える。

### （5）政策変更への不満や不安

「一方的な措置であり納得がいかない。投資・生産稼働する前に通知すべきである」〔広東省・電気機器・大手〕など、政策の変更に戸惑い今後への不安を表明する企業は6社あった。一国の産業政策の変換に干渉はできないにしても「誘致の時点では優遇策をアピールするが、いつの間にか政策が変わる」〔山東省・繊維・大手〕という声を、中国政府は真摯に受け止めるべきであろう。

### （6）情報伝達に問題

1．に挙げたように地方政府（窓口）を評価する企業は多いものの、「説明があいまい」〔広東省・紙パルプ・大手〕のように、政府部門からの情報伝達に問題を感じている企業が3社ある。この点は行政との堅固な信頼関係を築く上での障害になっていると思われる。

纏めてみると、当然のように中国の行政全般における縦・横・斜めの問題を浮き彫りにする結果となった。とりわけ、政策の決定メカニズムや行政の透明性への不信は普遍的かつ日常的だと思われる。地方政府の日常的対応への信頼度が高いだけに「いざという時どこに相談すれば問題が解決するのかわからない」という課題は、根本的かつ深刻だと言えよう。

なお大企業と中小企業の比較も試みたが、明確な差異はあまり認められなかった。地

域・業種間の比較においての差異はさらに不明瞭であった。また、一つの回答の中に複数の主旨が含まれていることが多いため、数字は参考とされたい。

## 7. 加工貿易禁止類目録の拡充が今後の中国事業戦略に与える影響

全 49 社(うち大企業 30 社、中小企業 19 社)を対象に、『加工貿易禁止類目録の拡充が今後の中国事業戦略に与える影響』について質問を行い、46 社(うち大企業 29 社、中小企業 17 社)から有効回答を得た。

まず、全体として、回答企業の約 57%にあたる 26 社から『大いに影響がある』(42%)、『どちらかと言えば影響がある』(15%)との回答があり、影響の程度にこそ差はあるものの、加工貿易禁止類目録の拡充が、加工貿易を行っている企業の今後の中国事業戦略に相応の影響を与えていると考えることができる。

企業規模別にみると、大企業の回答は、『影響あり』(62%)、『影響無し』(28%)に 2 極化しており、『どちらとも言えない』と回答した企業は 10%と少数であった。一方、中小企業については、『影響あり』(47%)、『不安材料であるが、どちらとも言えない』(47%)に 2 極化しており、『影響無し』(6%)と回答した企業は 1 社のみであった。

これは、設問 2 の「加工貿易禁止類目録の拡充が現在の中国事業に与える影響」と同様、大企業については、豊富な情報収集力を活かして、規制の流れをある程度予測し、自社事業にどの程度影響を及ぼすかを既に織り込んでいるものと思料される。これに対し、中小企業については、『情報』という経営資源が乏しく、情報不足の中、現時点でどのような影響を及ぼしていくのか、判断できていない現状が伺われる。

グラフ - 7 - 今後の中国事業戦略の影響

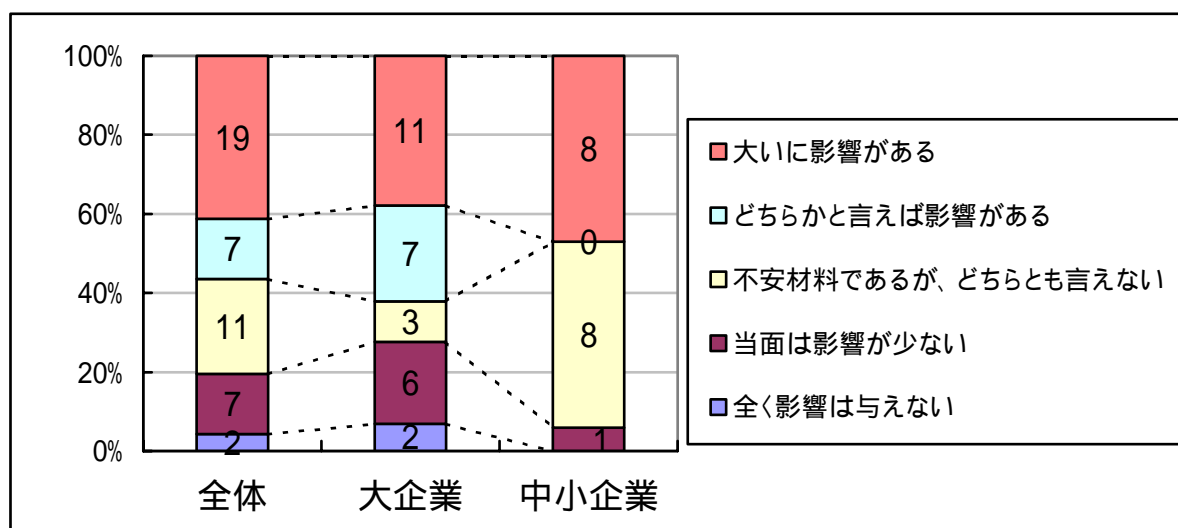


表 - 7 - 今後の中国事業戦略の影響（具体的なヒアリング内容）

[ ] 内は、進出地域・業種・企業規模

1. 『大いに影響がある』と回答した企業

このまま、禁止類目録が拡充されていけば、採算が合わなくなる。〔山東省・ゴム・大〕  
大きな影響があるが、第3国への進出は調査や言語の問題などがあり、現状検討できない。  
〔山東省・繊維・中小〕

加工貿易形態の取引ができなくなれば、中国で生産するメリットは失われる。〔江蘇省・商業・大〕

移転については、簡単に検討できない以上、今後さらなる増徴税の還付率引き下げ、及び加工貿易禁止類の拡充は、今後の中国戦略への影響大。〔広東省・繊維・中小〕

2. 『どちらかと言えば影響がある』と回答した企業

取扱商品のうち、低付加価値型商品の継続は困難だが、高付加価値型商品への影響は少ない。〔山東省・食料品・大〕

3. 『不安材料であるが、どちらとも言えない』と回答した企業

一旦、進出した以上、中国でのオペレーションは何としても継続していく必要がある。〔江蘇省・その他・中小〕

当地に進出してきたからには、じっくり腰を据えてやっていくつもりである。〔江蘇省・中小・中小〕

OEM事業であるため、独自での判断はできない。〔広東省・精密機器・中小〕

4. 『当面は影響が少ない』と回答した企業

加工貿易禁止類目録に指定された商品の製造台数が伸びれば、影響も出てくる。〔山東省・一般機器・大〕

当事業は、取引先との戦略的同盟が必要。単独での判断はできない。〔広東省・鉄鋼・大〕

5. 『全く影響は与えない』と回答した企業

進出した以上、今後どのような変化があっても腰を据えて進むしかない。〔江蘇省・精密機器・大〕

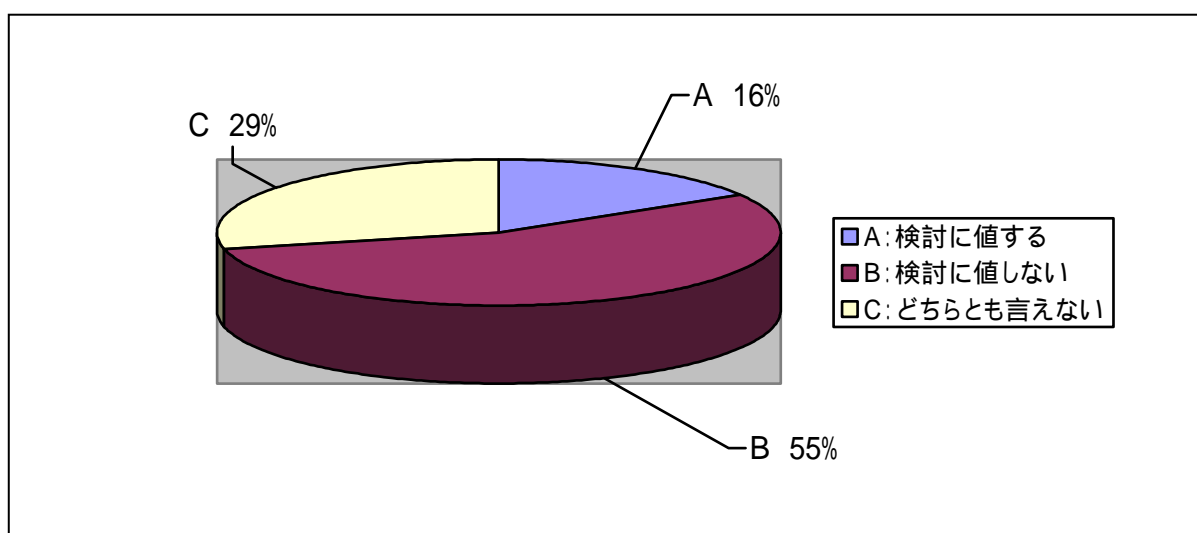


8. 中国の中西部地区などに加工貿易禁止類目録の影響を受けない「特区」が出来た場合、加工貿易拠点として進出検討を行なうか

2005年より中央政府によって推進されている「中部掘起」つまり中部地区振興など、内陸部と沿岸部間の格差是正のために種々の政策が施行されている。この設問はこれらの政策に外商投資企業がいかに対応するかを予測すべく、今次の調査項目に補足的に付け加えた。中国では沿海部の発展が先行した経緯もあるが、加工貿易自体が原材料を輸入し製品を輸出するという大原則に基づくため、加工貿易産業の殆どが沿海部に分布していると断言してよいだろう。その中であえて、加工貿易という切り口から内陸部の発展の可能性を探ってみたい。

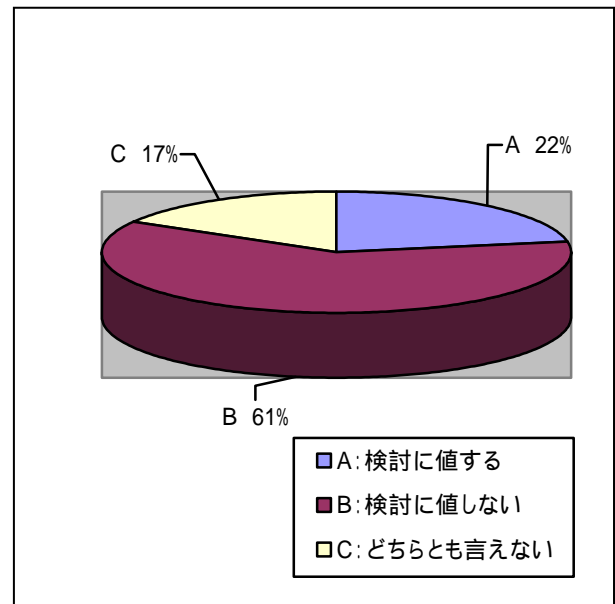
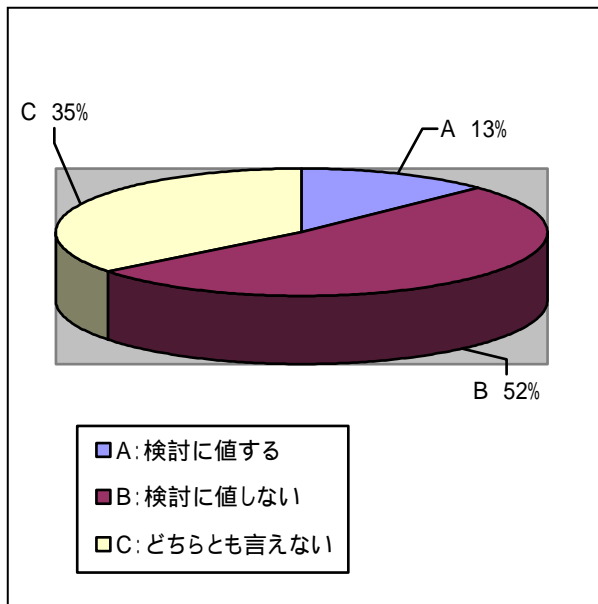
この設問に対して、かなりの割合で「検討に値しない」との回答があることは十分予測されたが、全体の実数は55%（27社）であり、一方で「検討に値する」と回答した企業が16%（8社）あったことは興味深い。企業規模の比較においては、大手企業の52%（16社）が「検討に値しない」としたのに対し、中小企業は61%（11社）であり、限られた資本と労力の中で「進出した以上腰を据えてやっていく」〔江蘇省・電気機器・中小〕覚悟であることが窺える。また「どちらとも言えない」とするのは現地でのヒアリング先36社中5社であるのに対し、国内ヒアリング先13社中8社と、現地での判断の方がより明確である。

グラフ - 8 - 進出検討を行うか〔全体〕(回答49社)



グラフ - 8 - 大企業（回答 30 社）

グラフ - 8 - 中小企業（回答 19 社）

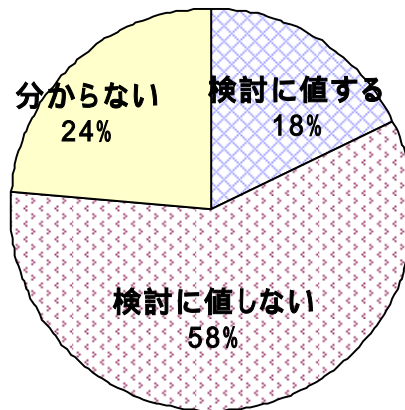


具体的な回答内容を見ると、「検討に値する」理由が「顧客の動向次第。顧客近くに立地することが大事」〔広東省・鉄鋼・大手〕など「顧客優先」や、「人件費も高騰しており、今後もコストアップに対応していく必要がある」〔江蘇省・その他・中小〕などの「コスト面」と、比較的明確であるのに対し、「検討に値しない」理由は、コスト以外にも基本的なハード条件、地理的優位性など多岐に亘ると同時に、「優遇措置があっても何年か後には結局沿岸部同様に撤廃される」〔江蘇省・精密機器・大手〕と、政策変更への不安も挙がってくる。

さらに「検討に値する」とした企業も「検討に値するが物流費が問題」〔江蘇省・その他・中小〕などいわゆる「条件つき回答」が多く、優遇政策がありコストが安ければ積極的に検討する、というものではない。「どちらとも言えない」と回答した企業にも、労働者の質や原材料の調達の良さなど複数の条件を挙げる回答が目立つ。

また話は戻るが、内陸部、特に中部については「国内販売に適している」というのが謳い文句となっている。その背景は、中国の真ん中に位置し、鉄道、高速道路もしくは水路といった様々な輸送手段により、中国の東西南北へ均等の距離、時間で到達できるためである。「設問1．中国進出の理由」でも述べたように、国内販売を視野に入れている進出企業は7割を超えることが分かっているが、ではこれらの企業が中国の思惑通りに「内陸の特区への進出を検討する」のかとといえば、実はそうではなく、半数以上の企業が、否定的である。次のグラフ - 8 - は、設問1で「国内販売を視野に入れている」と答えた企業が、内陸進出を検討するか否かについてクロス分析したデータをグラフ化したものであるが、このグラフがそれを物語っている。

グラフ - 8 - 内陸進出を検討 / 国内販売を検討する企業



進出場所選定の基本条件は、製造業であれば、一般的には進出場所は原料調達場所に近いか、市場に近いかの何れかということになる。既存の販売先、納入先の下承、極論を言えば、これらの企業が中部へ移転しない限り、沿岸地域における加工貿易の禁止や制限と中部進出に対する優遇制度を抱き合わせにしても、禁止あるいは制限の対象となった進出企業は中部へ移転することは考えづらいのではないだろうか。

当然ではあるが、企業の投資（移転）は目先のコストのみで決定されるものではなく、総合的な判断に基づくものであることが窺える。つまり既往進出企業はあらゆる条件を判断した上で投資の意思決定を行い、経営してきたわけで、この度の政策変更が既往進出企業に与える影響の大きさもまた窺えるのである。

総じて言えば、既往進出企業にとっては、既にある（培ってきた）有利な条件と引き換えにするほどの決定的なメリットが内陸部にあるか否か、が内陸部進出の判断の分かれ目となろうが、少なくとも今次調査からは、内陸部への転換を試みる企業は極めて少数だと思われる。

## ．総括

以上のように今回、各企業に対して主として 8 項目にわたり、一連の加工貿易に関する政策の影響につきヒアリングを行なった。既に項目ごとに特徴的な点につきまとめを行なっているが、最後にこれらを総括しておきたい。

今回訪問した先は、事前の調査で基本的に加工貿易を行なっている企業を中心とした。その規模、業種、エリアは意図的にバラつきがあるように選択したが、サンプル数が少ないこともあり、そこから中国に進出している加工貿易企業の全体感につき、精度の高い傾向を演繹することには困難も伴った。しかしながら、その中で、加工貿易に従事している企業にとって、今回の一連の政策がどのような影響を及ぼしているのか、今後、どのような戦略を検討しているのか、そのための障害、或いは要望事項は奈辺にあるのかにつき、ある程度、蓋然性の高い傾向はつかめたと思われる。

まず、一番顕著な点は、今回の加工貿易禁止類品目の見直し、及び増値税還付率引き下げの影響については、加工貿易に従事している殆どの日系企業が生産・販売計画についての見直しの必要性、或いは不安を感じているという点である。その不安の原因は幾つかの共通点が見られる。即ち、

加工貿易禁止類品目、或いは増値税還付率引き下げ品目が今後、どのような拡がりを見せるのか、その中で自社製品がどう扱われていくのかが不透明であること、

こうした法規がある日、突然に提出され、極めて短い期間に実行されることから、年度計画や出荷計画、調達計画が大幅に狂い、進出計画自体の見直しが必要になるケースすら想定し得ること、

自社製品が一連の政策の中で HS コードにより対象となってしまった場合、中央政府が目指している（と思われる）「両高一資」とはおよそ対極にある製品も一律に引っ掛けてしまい、本来の立法精神とはズレるのではないかと、という疑問に答える行政当局が不在であること、併せて税関当局も商品の肌理細かな対応をしてくれない、或いは各地の対応の仕方に地域差があること、

換言すれば、禁止類目録の作成は商務部が主管するが、増値税還付率引き下げは財政部・国家税務総局が主管し、先進技術についての判断は国家発展改革委員会が行い、環境保全上の優位性を判断するのは環境保護部系列とバラバラであり、これらの行政機関は、それぞれ企業活動に大きく影響を及ぼしているものの、外資企業の管轄責任を持つ商務部系列の局との間で、横断的に情報交換を行うような場が無く、日系を含めた外資

系企業が種々、救済を求める場合に、有効かつ即効性のある支援をしてくれる行政窓口が見えていないこと、

2007年7月に施行された44号令では、転廠を伴う加工貿易については、制限の対象にならないとされているが、このような例外規定が今後も維持されるのかどうか不透明なこと

次に特徴的な点は、こうした不安要因を抱えながらも、各企業はそれぞれ対応を迫られているわけであるが、その実態は、やはり先ずは生産を続けることが前提になっており、今回の措置をもって、即時撤退まで検討している企業は極めて少ないという点である。ただ、その中身は幾つかの特徴的なモデルが複雑に絡み合ったまだら模様になっている。

#### 「自然体」型

単に「上がったコストは、無論、企業努力により生産コストの切り詰めを行なうが、基本的には販売価格に上乘せする」という、他力本願的な、或いは無手勝流ともいえる解決方法によるケース

#### 「内販変換」型

これを機会に、生産企業の加工貿易形態を見直し、一般貿易形態に切り替えても立ち行くよう、積極的に国内販売ルートを確認しようと、販売戦略を見直すケース

#### 「折衝」型

将来、仮に自社製品がHSコードで一連の政策に抵触してもロビー活動で引き続き優遇を享受すべく行政機関と接触を図り、現状維持を模索しようとするケース

大きく分類すれば、以上のような3つの代表的なケースが存在しているのであるが、これらの3つのケースは同時進行するケースが多く、どのケースに重点をおいているのか、その濃淡は各社各様である。但し、いずれのケースに於いても、共通しているのは、の「内販変換」型に見られる「中国市場の魅力 撤退という選択肢の排除」という構図である。中国は2001年のWTO加盟以来、着実に国内市場を開放してきていること、加えて2004年に外資系企業に商業性企業設立が認められてからは大企業を中心に多くの日系企業が中国を従来の輸出基地としての位置付けから中国国内市場を睨んだ生産基地として位置付けへとビジネスモデルを切り替え始めてきたことなど、加工貿易企業にとっても製品の販売戦略面で国内市場の開拓は重要な課題となっていた背景がある。

そのような環境下に置かれている日系企業が今回の一連の政策に対して取った上記の対応は、細かく見ていけば更に幾つかの特徴が伺える。

最も特徴的な点は、大企業と中堅・中小企業の対応能力の差である。

まず、「自然体」型であるが、結果として、このような戦略を取る企業は大企業にも中堅中小企業にも見られる。製造原価が上がり、製品の価格競争力が低下し始めた場合、本来、企業は更なる製造原価の圧縮を図るべく、努力するものであり、それは企業規模には関係がない。もちろん、圧倒的な市場占有率を持つ、或いは価格競争力のある製品を生産している企業であれば、規模の大小に関わらず、「殿様商売」が可能であり、その場合は「自然体」型を通していける。

しかしながら、一般的な中堅中小企業に於いては、製品のシンプルさにおいて、付加価値から生じる利幅は常にギリギリの状態に置かれており、製造原価の圧縮は既に限界的な状況に置かれている。そのような状況下にあって今回のような状況が生じれば「打つ手はもう無い」ことから、販売価格に転嫁せざるを得ない状況になるのである。このようなケースの場合、万一、販売先の了解が得られなければ「内販変換」型に移ることを画策するものの、中堅中小企業は人材、情報が圧倒的に不足しており、ビジネスモデルの変更という選択肢よりも「別の場所へ移る = 撤退」という選択肢のほうが遥かに簡便なのである。ただ、既に述べてきたように、中堅中小企業の販売先でもある大手企業はここ数年、中国を市場として捉え積極的な投資を行なった結果、中国国内に生産拠点を移しているような場合も多く、中堅中小企業は今回の政策により「閉じ込められるような形」で「内販変換」型へと衣替えをさせられていく。

これに対し、大企業の中国生産現地法人は、世界的なマーケティング戦略の中に組み込まれており、短期的にその製造コストが上がっても他の生産基地との価格バランスの中で吸収可能であることから、暫くは「自然体」型でやっていくだけの余裕があるのであって、中堅中小企業のケースとはその根幹が大きく違っている。大企業の場合は同時に「内販変換」型を常に志向してきており、既にそのようなビジネスモデルも立ち上げつつある。その全体的な対中戦略、対世界戦略の中で「自然体」型と「内販変換」型、更に「折衝」型を組み合わせつつ、今次措置に対し総合的に乗り切っていこうとしている。

「内販変換」型の大企業については上述の通りであるが、中堅中小企業の場合は進出した時期によっても若干のニュアンスの違いが見られる。古くから進出している企業の場合、主要な顧客は当初、海外にあり、そこに廉価な製品を提供するために進出してきたが、上述のように、大企業（=顧客）自体の中国進出、及び今般の一連の政策により、中国国内にも顧客がいることに「気が付いた」、或いは「気が付かされた」ため、「内販変換」型への変換に「閉じ込められる」ケースが見られる。これに対し、比較的最近時に進出してきた中堅中小企業の場合は、初めから国内市場を横目で見ながら加工貿易を行なってきたおり、今次措置に遭遇しても、多少、時間軸にブレはあるものの、「想定内」として「内販変換」型の路線を取っている。前者のケースでは「内販変換」も人材育成、情報収集では後手に周りがちであり、新しいビジネスモデルへの移行に戸惑うケースが多いが、後者のケースでは、既に「織り込み済み」であることから、相応の対応が可能になっている。

「折衝」型についても、大企業と中堅中小企業では、やはり底力の差、体力の差が出て

いる。中堅中小企業にとっては「地元政府」が頼りであるのに比べ、大企業はやはり中央政府を巻き込んだ全面的な折衝を志向している。また、大企業のケースは「両高一資」には該当しないケースが多く、その点からも自社製品の優位性を梃子に折衝しようとする明確なコンセプトを持っている。これに対し中堅中小企業の中には、まさに「両高一資」に該当するような労働集約型企业も少なくなく、そうした企業は確たる根拠を持たずに、言わば「情にすぎる」形での折衝を余儀なくされるパターンも散見され、同じ「折衝」型と言っても、大企業と中堅中小企業ではその有効性には大きな差異があると思われる。

興味深いのは、広東省政府は改革開放の前衛として早くから当政策をリードし、鄧小平氏の支持を得ていたこと、或いは香港に隣接し「一国二制度」を円滑に推進していく使命を帯びていることから、今も中央政府に対しては一家言、持っており、外資系企業保護に対する意欲が強い点である。無論、そこには華僑資本の影響も色濃く認められる。このため、そこに展開する日本の企業は、大企業、中堅中小企業を問わず、広東省政府に対する陳情に一定の意義を見出している点である。増値税の「不徴税・不還付」という広東独自の加工貿易形態も、今後、どのように展開していくのか、広東省政府の対中央政府工作がどうなるかが注目されている。

アンケート、及びヒアリングを通じて以上のような実態が把握できたが、こうした情況に於いて、日系企業が抱えている不安を解消し、安心した企業活動を行っていく上で、中国政府に検討を促したい点につき、述べてみたい。

進出企業が抱えている不安については既述の通り、大きく4つのパターンがあった。

まず、1点目としては、加工貿易禁止類品目の見直し、或いは増値税還付率引き下げといった一連の政策における商品の選定に対する不安の払拭についてである。大きな流れとして、「両高一資」と呼ばれる商品が徐々に対象となる、という点は理解できる。ただ、世の中からそのような産業が消えるわけにはいかず、あるエリアにとっては貴重な就業機会の提供の場になっている。商品の選定に際しては、そうした多くの特殊要因も加味しながら行なって頂きたい、という点である。特に「両高一資」の定義を更に明確にし、将来、自社製品がこうした範疇に入るのかどうかを、ある程度、予測可能なものにしていくことが中国政府に求められている。

また、「両高一資」のコンセプトに加え、貿易摩擦商品が加わるとなると事情は更に複雑になってくる。日系進出企業は、従来は輸出基地として海外向けに製品を輸出してきた。しかし、中国に進出している企業の多くは、国内市場が開放されれば乗り遅れまいとして、常に中国の国内市場を横目で睨んできた。ここ数年、漸く中国政府が外貨バランス問題に決着をつけ、WTO加盟時のコミットメントを履行するに及んで、多くの日系進出企業は中国国内市場への進出を積極化しており、既存の加工貿易工場をどのような形で国内市場向けに編成替えしていくのかを検討している。しかし、こうした状況下で、突然、加工貿易

企業に対する政策が変わってしまうと、国内販売体制の構築や市場開拓までの時間的余裕が無く、ビジネスモデルの変更が間に合わなくなってしまうリスクがある。同時に一連の政策によるコストアップ部分は短期的には販売価格に転嫁される可能性が高く、当面は貿易黒字が拡大してしまう可能性が高い。また、加工貿易に於いては原則、原材料は海外調達しており、進料加工であればまず原料を輸入しているのである。加工貿易がストップする、ということは海外から買う物も減る、ということであり、貿易収支は縮小均衡に向かってしまう。こうした観点からも、貿易摩擦問題は今後の加工貿易に関する議論に加えるべきではない。万一、こうした加工貿易に対する政策と、企業側のビジネスモデル変更との間にタイムラグがある場合、企業は生産拠点を近隣国に移さざるをえなくなり、中国は将来、巨大な市場にはなりえても先進的製造業を集積することを難しくしてしまうリスクを中国政府は理解する必要がある。

加えて、ハイテク製品を製造する大手企業の中には、中国の産業発展政策に応じる形で、多くの関係部品供給業者を日本から中国に誘致し、そして中国国内におけるバリューチェーンを構築しながら、事業の高度化を図っているところもある。実は、最終製品はハイテクであっても、部品や原料のレベルについては「両高一資」に該当するケースも少なくない点は見落としとしてはならない。またこうした中には、転廠を伴う加工貿易のスキームを活用しているケースも少なくない。中国が今後育てていきたいはずのハイテク産業のバリューチェーンを破壊し、その成長を阻害してしまう恐れが、「両高一資」といったコンセプトに基づく加工貿易の規制には潜んでいることも忘れてはならない。

次に、2点目として、新しい措置の実施、見直しが何時頃あるのか、という問題は、企業経営の観点からは極めて大きな不安定要因になっている。2007年7月23日にも、1853品目の商品が『加工貿易制限類商品目録』に指定され、この結果当該商品を生産している企業は8月23日以降、加工貿易契約時に保証金の積立てが義務付けられることとなった。これにより、企業には一時的に資金負担が生じることから、急遽キャッシュフローの見直しが迫られている。加えて殆どの企業で翌年の予算策定がほぼ終わったはずの、2007年の年の瀬も押し迫った時期に2007年2回目の『加工貿易禁止類商品目録』が公布され、2008年1月21日から新たに589品目の加工貿易が禁止された。国の経済運営をマクロの面で捉えた場合、こうした見直しが止むを得ないものであることは認められるものの、そのような変更、見直しは極力、その頻度を抑えるべきであり、ある程度、定例化、規範化するべきである。例えば毎年、3月頃から見直し作業を行い、その時点で企業側の意見を十分、汲み上げ、6月頃、決定し、実施は翌年1月1日から、というような形で定例化しておけば企業としてはある程度の予測が立ち、それに併せた経営計画の立案が可能になる。特に公布から実施までの時間は、本来、企業の年度計画の観点からは1年は欲しいというのが本音であるが、それが難しい場合でも、せめて原材料 - 製品の発注、受注の観点から半年程度は必要、という声が進出企業の一般的な声であった。この点についても、今後、商務部、



財政部、国家税務総局には十分な理解を求めていきたい。

また、3点目として、HSコードの弾力的運用という問題については、「両高一資」の業種であっても、きめ細かく見ていけば、日本企業の場合は他国、まして中国の同業他社との比較に於いて圧倒的に資源節約、環境配慮型であり、最終製品の形が同じだからといってその過程を考慮に入れないというのは明らかに不合理だと思われる。仮に、そうした日本の技術を利用した製品すら不要、ということであれば、上に述べたようにそうした製品を生産する企業は退出せざるを得ず、中国はそうした製品を今後、輸入に頼ることとなる。同時に、その業種の就業機会は失われる。

最後に、4点目として、こうした様々な外資系企業の意見、要望を聞いていく窓口の一元化とスピード化の問題は、単に外資系企業のみならず、内資企業にとっても必要なはずである。内外一体化を目指す中国政府は、こうした「陳情」に対しても透明であるべきで、外資系の見えないところで内資企業のみが抜け道を持っている、というような印象を外資企業に与えないためにも、このようなルールは制度化すべきである。このためには、商務部系列の窓口には財政部、国家税務総局、環境保護部、国家発展改革委員会などが共同で各企業の意見を汲み上げてタイムリーに結果を公表していく枠組み作りや、地方の企業の意見や抱える問題について、地方政府から中央へスムーズに上申を行えるようなシステムの構築が欠かせない。特に、企業所得税法の改正により、今後、税制優遇を受ける場合にも「先進技術型」、或いは小型の「微利企業」の認定問題が起こるはずであり、これらの解釈と加工貿易企業との一貫性も必要である。つまり、税制面で「先進型」と認定されながら、加工貿易の面では「退出を願う」、というのでは一貫性に欠け、混乱が生じるので、是非、その点にも留意した合理性のある基準を作って頂きたい。

今回の調査を通じて、ある程度、予想されたことではあったが、仮に加工貿易特区を、現在、中国政府が経済発展戦略上、力を入れている内陸部に設けた場合でも、物流コストの面を考慮に入れればやはり多くの企業が移転には懐疑的であり、現在の地で生産を継続したいと考えている。こうした中で、町によっては、ある特定業種が集積しているケースもあり、それが全国一律のHSコードによる税制面での対応を迫られることにより、その町の就業問題が顕在化し、或いはその町の特色が損なわれる可能性がある。

中国は大国であり、全ての町がITや自動車産業を目指すことは却って不合理である。各省、各市はそれぞれ独自の文化、自然環境の中で相応しい産業を伸ばすべきであり、それによって初めて、地方間の格差解消の可能性が生まれるはずである。

日本も地方の過疎化という問題を抱えているが、その対応として考えられたのが一村一品運動や、ふるさと創生資金などの国による各地方独自の産業育成への支援であった。そうした制度について、中国政府は更に研究を加えるべきであり、HSコードを指定する際にも、例えば各市に対し、指定された製品の中から1項目は独自判断で優遇を継続してよい、

というような対応は検討に値するのではないか。

それが可能となれば、例えば山東省の某市は食品加工に対し優遇を与え、広東省の某市は自動車部品に対し優遇を与える、江蘇省の某市には繊維産業に優遇を与え、貴州省の某市には希少金属開発に優遇を与える、といった形で各地方の優位性を活かし、経済発展戦略上の特色を打ち出すことが可能となっていく。

エリアによる優遇策は廃し、産業政策に則った優遇策に切り替える、という政策は理解できるが、既に内陸や自治区に対しては特殊な政策を採用している。今後は各省市の特色に沿った産業政策を策定し、そうした各地の独自性に配慮した税制面での後押しが必要になるのではないだろうか。こうした措置が施されて初めて各地の実情にあった効率的な経済開発が可能となり、各地方都市と沿海大都市との差別化が達成され、地方都市に核となる産業が芽生え、就業機会を創出し、ひいては格差の縮小も可能になっていくのではないだろうか。

広大な国土であることから、各地がどの製品を選択するか、中央政府にとって、その把握は難しいと思われるが、実際の運営を省政府に委ねれば技術的に難しいことは思われない。無論、そうした措置が正しく公平に行なわれ、汚職の温床にならないような監視システムは必要となるであろう。

加工貿易が中国経済に果たしてきた役割は大きいものがあった。また、それは今も重要な地位を占めている。しかしながら、その役割に変化が生じているのは時代の宿命とも言える。加工貿易を巡る各種政策、或いは外資政策全般についても、中国政府には連続性、安定性に配慮した運営を行なって頂きたい。経済の発展は新しい課題を生む。中国は今、まさにテイクオフの時期を迎えており、過去、日本や欧米諸国が経験した負の遺産についても学ぶことができる点、有利な筈である。中国政府がそうした過去の他国の経験をしっかりと学び、今後も世界経済との連携を安定的に深めていくことを期待すると同時に、日中投資促進機構としても日本の企業の意見、要望を汲み上げ、正確に中国側に伝え、加工貿易企業が将来も安定的に発展できるような政策運営を推進するよう、中国政府に働きかけていきたい。

## V. 付属資料

### 「加工貿易禁止類目録」拡充による影響 実態調査表

1. 当初の中国進出（加工貿易形態開始）の理由は何ですか（複数回答可）。該当する選択肢を丸で囲んでください（以下同様）。  
A：コストダウン    B：原材料調達の便のよさ    C：納入先(顧客)からの要請  
D：その後の中国国内（内販）事業展開を見据えての実験的進出  
E：その他 [ ]
  
2. 「加工貿易禁止類目録」拡充など、中国政府による加工貿易規制が、現在の貴社事業に与える影響度合いを教えてください。  
A：多大な影響がある    B：どちらかといえば影響がある    C：どちらともいえない  
D：どちらかといえば影響はない    E：影響はない
  
3. 加工貿易に係る貴社取扱い商品（原材料・製品）のうち、加工貿易禁止類目録で規制された（規制が懸念される）品目はありますか。該当するアルファベットを丸で囲んでください。  
また、B「対象品目あり」・C「懸念される対象品目あり」を選択された場合、その対象品名とともにHSコード（10桁）を記載してください。  
A：対象品目なし  
B：対象品目あり  
対象品名 [ ] (HSコード )  
対象品名 [ ] (HSコード )  
対象品名 [ ] (HSコード )  
C：懸念される対象品目あり  
対象品名 [ ] (HSコード )  
対象品名 [ ] (HSコード )  
対象品名 [ ] (HSコード )
  
4. 加工貿易禁止類目録で規制を受けた後(受けた場合)、それに対してどのような対応をされましたか(するお考えですか)。  
A：一般貿易形態にて継続している(する考え)。  
B：中国の拠点の中で、加工貿易形態の部門のみ事業中止（一部撤退）した(する考え)。  
C：中国での生産活動を中止し、中国から撤退した（する考え）。  
D：中国内販にシフトした（する考え）。  
E：中国政府と交渉し加工貿易を継続できるようになった(する考え)。  
F：猶予期間がある為、目下対策を検討中。  
G：その他 [ ]

**4-1. Aとお答えの方**

一般貿易形態への変更で、コストはどの程度増加しましたか(する見込みですか)、  
またその対策は？

コスト増加率〔約 \_\_\_\_\_ %〕

対策：以下の中で当てはまるものがある場合にはご選択下さい。

- a. 更なるコスト削減      b. 販売価格への転嫁  
c. その他〔 \_\_\_\_\_ 〕

**4-2. B、またはCとお答えの方**

中国から撤退し、第3国に生産拠点を移した(移す)場合には、その国をご教示下さい。  
〔国名 \_\_\_\_\_ 〕〔国名 \_\_\_\_\_ 〕

**4-3. Dとお答えの方**

内販型へ移行されるにあたり苦勞した(すると見込まれる)こと、または障害となっ  
ている(なると見込まれる)ことは何ですか。

苦勞した(苦勞すると見込まれる)こと、または障害となっている(なると見込まれる)こと

**4-4. Eとお答えの方**

その交渉方法、加工貿易を継続できることになった(にする)根拠等をご教示ください。

**5. 「加工貿易禁止類目録」拡充に対するご意見**

HSコードでの一律管理、猶予期間の短さなど、お困りなこと、中国当局に考慮してほしい  
ことなど自由にご記載下さい。

6. 加工貿易の問題に対して、中国の中央・地方政府の対応はいかがでしたか。

7. 2007年の「加工貿易禁止類目録」拡充など、中国政府による加工貿易規制の流れは、今後の貴社の中国事業戦略に影響を与えますか。

- A：大いに影響がある
- B：どちらかといえば影響がある
- C：不安材料ではあるが、現在はどちらともいえない
- D：当面は影響が少ない
- E：全く影響は与えない

8. 中国の中部・西部地区などに加工貿易禁止類目録の影響を受けない「特区」が出来たとしたら、貴社は進出し、加工貿易を行いますか。

- A：検討に値する
- B：検討に値しない
- C：どちらともいえない

9. 「加工貿易禁止類目録」の問題への対応も含め、今後、日中投資促進機構に期待することは何ですか。

その他

**調査対象属性**

企業名 (類別： で囲む)	(類別： 現地法人 ・ 日本国内法人 )		
回答者 部署名		回答者 ご芳名	
Eメールアドレス			
TEL 番号		FAX 番号	

輸出 / 内販比	輸出 [                    % ]    :    内販 [                    % ]
業種と事業内容	業種        :  事業内容 :

(ヒアリングシート 完)

**日中投資促進機構 使用欄**

ヒアリング日	年 月 日( )	記入日	年 月 日( )
参加者		文責	

## 第 四 部

### 中国進出企業と開発区の現状

(2008年3月)





## 中国進出企業と開発区の現状(2008年3月)



### I. 経済政策の転換期を迎えた中国

#### 1. ジャンプアップを目指す中国

2007年10月に第17次中国共産党大会が開催された。「革命を知らない世代」と呼ばれ、その政治手腕に世界から注目が集まった胡錦濤体制は、第1期の5年において政治・外交そして経済において一定の成果を上げたことを、大会において確認した。そしてまた、新たな経済目標として、2020年までにGDPを2000年の約4倍にまで成長させるとの構想を掲げた。

中国は'80年代に始まった鄧小平の「改革開放」政策以降、経済発展を続け、「世界の工場」となって世界を支えた。そしてWTOへの加盟により「世界の市場」に大きく変貌を遂げ、世界経済を動かすまでになった。中国の現在の経済状況は高度経済成長期に突入する頃の日本に似ていることからすれば、2008年の北京オリンピック、2010年の上海万博や広州アジア大会など多くの大イベントによって、中国は日本が経験した「アジアの奇蹟」を再現する可能性は高いと見込まれ、「GDPを4倍にする」という数値目標達成難度は決して高いものではないだろう。

#### 2. WTO加盟で転機をむかえた中国

2001年の中国のWTO加盟は、外国企業にとってチャンスであった。それまでの中国は外国企業が中国に進出することは歓迎しながらも、実質的には製造業以外の業種の進出は難しいという状況にあった。また外国企業が中国国内に投資設立した企業(以下「外商投資企業」)はその製品を主に国外へ輸出することを主な業務としていた。もっとも当時、中国国内の購買力が伴わず、国外市場への輸出で儲けざるをえなかったという事情があった。しかしそれだけではなく、輸出奨励政策として輸出型企業は企業所得税の優遇を受けられたという事情に加えて、外商投資企業は多くの点で中国国内市場への参入は制限されていたのである。

しかし中国は2001年のWTO加盟時に、「市場原則の尊重無差別原則の徹底」、所謂「外資に対する内国民待遇」を公約とし、その実施項目として次の3つに取り組むこととした。また参入制限撤廃などに関する目標に、次の4つを設定した。

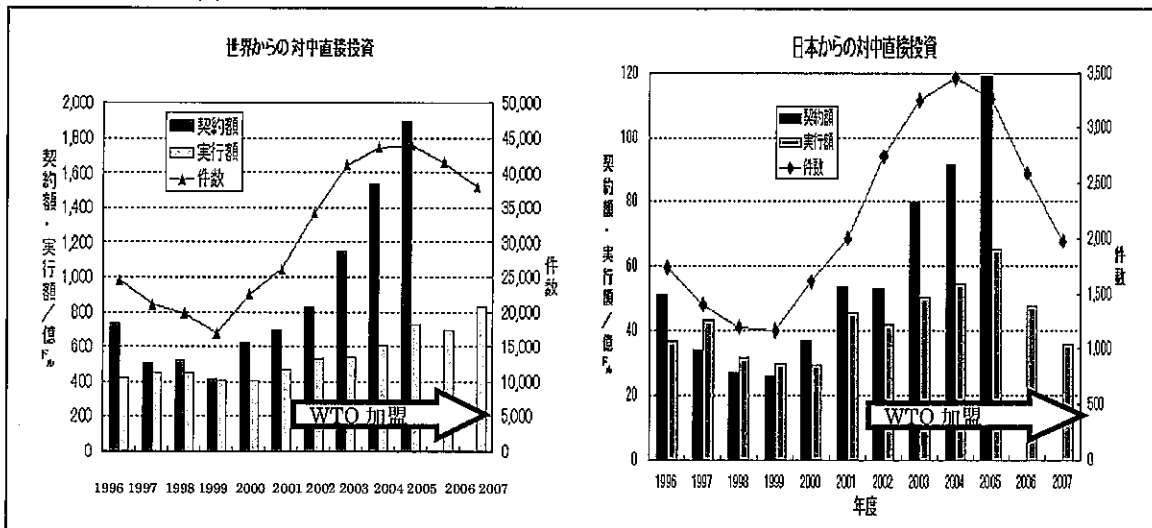
- ・法令などの透明性を確保し、統括的、公平かつ合理的に実施
- ・価格への介入を削減
- ・物・サービス等の調達などにおける内外差別を撤廃



- ①貿易権の自由化
- ②投資制限措置の削減
- ③輸入割当等の原則撤廃
- ④流通、金融、電気通信、建設等に関する外資規制等の削減・撤廃

このことで、外国企業は 13 億人を抱える巨大市場、中国への進出が一気に加速することになる。WTO加盟前後の対中投資の件数、金額の違いは次のグラフにおける数値の変化でも明らかである。

【グラフ 1-(2)】世界と日本からの対中投資の変化（出所：中国商務部「外資利用統計」）

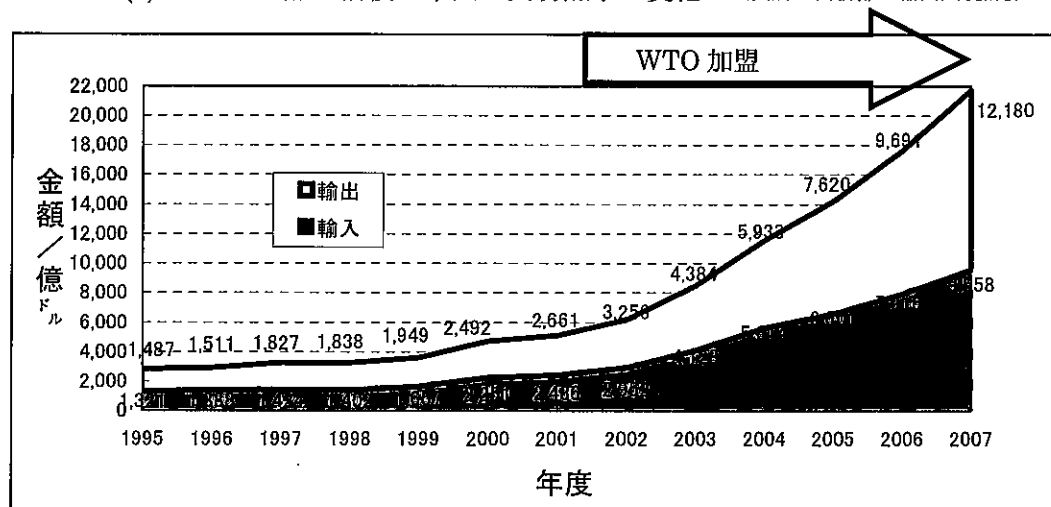


### 3. WTO 加盟後の外資進出

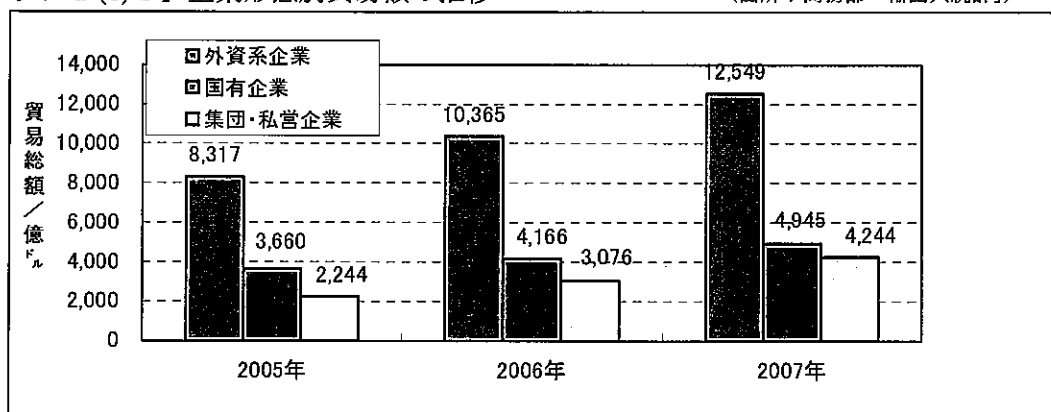
中国は加盟時の公約である「外資に対する内国民待遇」を段階的に推進し、少なくとも外商投資企業、とりわけ世界的なブランドを有する企業は中国市場に確たる地位を確立しつつある。因みに日中投資促進機構（以下「当機構」）で行っている日系企業アンケート調査によれば、2002年時点で74.8%、2004年は81.5%、2006年では81.8%の企業が事業拡大の理由として、中国市場の拡大を挙げていることから、このような状況がうかがえる。しかし同時に中国への進出が容易になったということで、中国の安い労賃をもとめて中国に進出してきた外国企業も少なくない。中国の輸出奨励政

策とあいまって、以下の2つのグラフからも分かるように、外商投資企業を中心に多大な貿易黒字を生み出し、日本はもちろん、EUや米国といった国々との間で貿易摩擦が発生するに至った。

【グラフ 1-(3)a】 WTO加盟前後の中国の貿易黒字の変化 (出所：商務部「輸出入統計」)



【グラフ 1-(3)b】 企業形態別貿易額の推移 (出所：商務部「輸出入統計」)



この結果、2001年末のWTO加盟から6年以上が経ち、これまで外国企業にとって対中投資の最大の理由であった、WTO加盟時の公約である「外資に対する内国民待遇」を中国が履行することが、今度は外商投資企業への税制優遇の撤廃などといった、中国政府による外資政策の更なる転換を引き起こし、外商投資企業に対してマイナスに働き始めているとの指摘もある。このような環境の中、外商投資企業を取り巻く最近の政策について日系外商投資企業、ならびに受け入れとサポートを行う開発区側はどのように感じているのだろうか。

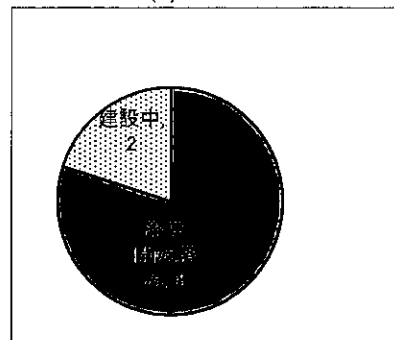
※注：本文でいう「開発区」には、経済特区、経済技術開発区、高新技术産業園区、保税區、輸出加工区、保税物流園区、保税物流中心、保税港区などの一般区以外の地域を指す。

#### 4. 今回の調査目的

そこで今回、2008年3月5日から3月11日の約1週間、天津、唐山、武漢の3箇所で計10社の日系外商投資企業および開発区管理委員会を含む7政府機関を訪問し、次の3点について調査を行った。

- ・進出企業と開発区の関係
- ・『労働契約法』施行後の進出企業の対応
- ・『土地使用税暫行条例』改正後の進出企業の動向

【グラフ 1-(4)】訪問企業の状況



『労働契約法』は2008年1月1日から施行され、「終身雇用化」によるコストアップが問題視されており、外資政策の転換も手伝って、中国事業の見直しを行う企業も昨秋以降に現れた。改正『土地使用税暫行条例』は2007年1月1日から施行された。2008年1月1日から施行されている改正『企業所得税法』よりも早く、税制面で外資への優遇を廃止を実施することを決めた法令であり、調査時点では既に何らかの影響が出ているはずである。

機械製造もしくはこれに係わる業種に絞って調査を行ったことから、この関係で前述の3都市での調査実施となったことを補足説明させていただきたい。

## II. 進出企業と開発区の関係

### 1. 多すぎる開発区

中国には開発区、特区、高新技术産業園区、保税區など所謂、産業振興用に用意された特種な地域が全国に存在する。これらを本文では便宜上、「開発区」と呼ばせていただくが、中国全土の開発区の数、中国国土資源部の「中国開発区分布図表」によると、国家級が219箇所、省級が1346箇所も存在する。最も多いのは山東省で、国家級が16箇所、省級が155箇所あり、最も少ないのはチベット自治区で国家級1箇所のみとなっている。

いくら広い国土をもつ中国といえども、このように国家級、省級合わせて1500を超える、現在の開発区の数、数は少なくないというのが正直な感想である。しかし現在の数は、開発区が2003年から整理された結果である。それまでは国家級から郷鎮級までを

合わせると、中国全土には 5000 箇所を超える開発区が存在した。この結果、乱開発が進み、土地の権利の問題や行政サービスの低下などの弊害を引き起こし、国務院の命令によって、開発区の整理が始まった。

では何故、開発区の数がこれ程までに増加したのか。それは開発区を建設し、そして外資を誘致することは地域経済の活性化を推進する近道だったからである。しかし、主に下級の行政が設立した開発区を中心に、開発行為そのものが無計画に行われ、進出企業に提供すべきサービスが提供できないといった問題だけでなく、開発区間の過当競争を引き起こすに至った。このような状況の下、国土資源部、国家発展改革委員会、監察部、建設部および審計署は 2003 年 8 月より開発区の統廃合を行い、その結果として現在の数まで整理されたのである。

しかしながら、最近、上海、天津、大連や海南島などに保税港区という保税区域が新たに整備されてきており、開発区は再び僅かだが増加傾向にある。また【グラフ 1-(3)b】にもあるように国外からの進出企業の伸び悩みもあり、今回視察した開発区でも、入居率にばらつきが見られ、入居企業が非常に少ない開発区が存在するような感じを受けた。

## 2. 各開発区が繰り広げる生き残り合戦

前述の通り、開発区は数の上では整理が進んだといっても良いが、そもそも需給バランスが取れているのか、という点で疑問が残る。またそれぞれの開発区の本来の存在意義と機能については不明瞭な点も多く、本当の意味での開発区の整理が行われたとは言い難いのではないだろうか。

経済特区、経済技術開発区、高技術産業園区、保税区、輸出加工区、保税物流園区、保税港区等、それぞれの開発区は異なる位置づけをもち、相応のサービスを提供すべきである。これらを大きく分けると、保税区、輸出加工区、保税物流園区などの保税区域については次のような定義づけができ、狭義の開発区との違いは明確になっている。

### 【保税区域について】

- ◆ 目的：「保税取引」実施のため
- ◆ 保税機能の具備
  - ・ 柵による一般区との区分
  - ・ 管理制度・ルールの確立（保税区域でも各形態で異なる）

これに対して、前述の狭義の開発区は、一般の地域との顕著な違いがあるわけではなく、そして経済特区、経済技術開発区、高技術産業園区について比較すると、規則上の違いがあったりするものの、実際の違いが保税区域と異なり、あまり明確では

ないと感じられる。たとえば、高技術産業開発区が、その入居企業についてハイテク業種企業を対象としているはずである。しかし今回、ある高技術産業開発区を訪問した際に管理委員会の担当者より、入居企業がハイテク企業に該当するかどうかの審査は、現在のところ開発区側の一切の権限に任されているとの説明を伺い、入居企業に対する基準はもちろんのこと、その審査運用も厳格に行われているのかといった疑問を感じさせられた。

ここで指摘したいのは、開発区の名前と入居企業の業種の不マッチや開発区の勝手な判断の横行ではない。本来ある特定の目的を以って設立されたはずの開発区が、その目的に向かわずに、入居企業数という成績を重視した発展をすることが妥当かどうかである。地域経済の活性化を急ぐあまり、過去に開発区の乱立問題が起り、同じ地区の異なる開発区の間で企業を取り合うといったカニバリゼーションを引き起こしている可能性も否定できない。そして今では、どんな企業でも誘致しようという数の経営となっているのではないか。それが入居した企業のニーズに合っているのか、という点である。

### 3. 開発区に対する満足度

開発区と入居企業はWIN-WINの関係でなければならないであろう。

この点からすれば、開発区側にとって企業の進出に、税収を上げ、また地域経済の活性化や雇用の創出を期待する。そういったことが実現できる企業に進出してもらいたいはずである。

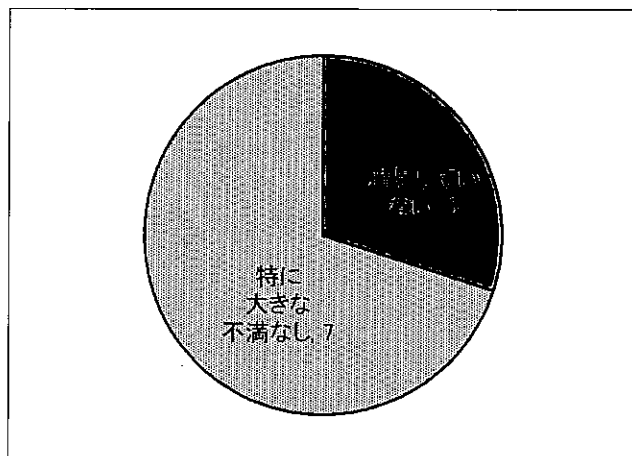
では進出企業からみた場合どうなのであろうか。企業は利益を上げ、その企業価値を最大化することが目的である。よって進出先選びでは、そこでの企業所得税の優遇や保税制度の有無は直接経営に影響を与える点として重視されるのは間違いない。そしてマーケットに近いとか、交通の便といった地理的要因も重要な点である。これらの多くは開発区の説明やパンフレットに記載されている事項であり、各開発区とも企業間の競争上で重要なポイントとなると意識している。確かに企業が用地選定をする際にこれらの点は最初に検討されるものであることは疑いない。しかし、本当にこれだけで企業に勝ちをもたらすのだろうか。

【グラフ 2-(3)】は、今回お話を伺った 10 社の開発区に対する印象である。うち 3 社については、開発区が「企業に対してサービスをしない」点を不満として挙げている。例えば、ある企業から伺ったお話はこうだ。

工場建設時になって、電気の供給は開発区までは整備されているので、そこから先、工場までの電線工事は企業側で対応すべきというのが開発区側の説明があった。これに対して、企業側としては少なくとも開発区内の電力供給体制は整えてほしいという

要望を開発区側に提示した。つまり工場用地内は別としても、工場用地までの電気の供給体制を整えてもらいたいと言う要望をだしたところ、開発区側は最終的に規定を持ち出し、開発区に対する電力供給は間違いなくされているのであるから、瑕疵は存在せず、それ以上のサービスは提供しない、よって用地までの電力供給を確保する工事はやはり進出企業側が手配すべきであるとの対応であったとのことである。

【グラフ 2-(3)】 開発区に対する満足度



ここで考えるべきは、インフラが企業経営上の使用に耐えうる程度に整っており、且つ安定的にそのサービスが提供されることは最低条件である点だ。こういったことが満たされなければ、企業は利益を上げるに至らず、企業所得税の優遇を享受はありえないのである。したがって、こういった点を軽視する開発区に対して不満を持つ企業が存在しても不思議はない。

#### 4. 開発区と企業の考えのズレ

開発区は企業が本当に WIN-WIN の関係を望むのであれば、企業のニーズを理解・把握しなければならない。しかし前述の通り、現実には必ずしもそうではない。

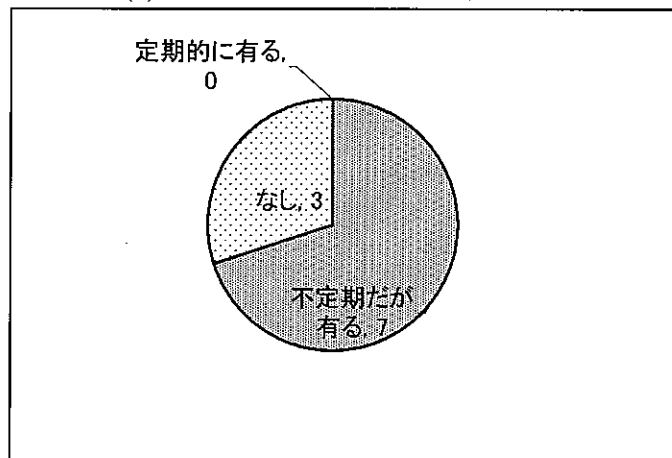
次の【グラフ 2-(4)】を見てみるとわかるように、開発区と企業が定期的に交流しているという話はいずれの企業からも聞けなかった。多分、進出する前は入念な打ち合わせを毎日のようにしてきたはずなのに、である。

興味深いのは、不定期だが交流があると答えた企業と交流がないと回答した企業は、それぞれ開発区に特に不満がないと回答した企業、満足していないとした企業と、実は一致しているということである。

開発区の企業の交流は、開発区が行政を行う上で必要な企業のニーズを把握する上

で必要不可欠なものであるといえるのではないだろうか。

【グラフ 2-(4)】 開発区と企業の交流（現状）



ところで開発区が「強み」としてあげるものの多くは、実は「自らの強み」ではない。優遇税制はそもそも特定の開発区というよりは企業の属性に左右されるものである。また全土で見れば多くの開発区で享受できるので、実は開発区を最終的に絞り込む決定打にはなりにくいともいえる。地理的条件について言えば、広範囲で考えた場合は確かに大きな要素ではある。しかし同じ地域であれば開発区ごとに大きな差異はなく、ほぼ等しく享受できる先天的な優位性であり、どれほどまでに開発区間の比較において、その判断に影響を与えるのかは希薄である。

今回企業が、開発区に対する評価を語る際に、開発区の税制優遇や地理的要因は余り話題とならず、企業側からは常に開発区の提供するサービスや開発区の企業に対する関心度が話題となった。進出を決めた理由に、開発区が企業の立場に立って物事を考えてくれる、企業が経営を行う上で必要な事柄についてサポートしてもらえそうといったことを挙げた企業もいた。このように、一部の開発区では進出企業のニーズを捉えて、できる限りのサポートサービスの提供を始めていることも事実である。この開発区では入居済みの外商投資企業から不満は出ず、また開発区側との関係も良好との印象を受けた。

話は戻るが、では開発区「自らの強み」は何であるか。開発区に進出することで付与される優位的条件、つまり優遇税制や地理的優位性などを、企業が如何に活用し、企業の持つ強みを十分に発揮できるようにサポートする力をもつことではないだろうか。そして、そのために開発区は進出企業のニーズを把握する必要があると考える。



## 5. 産業を特定している開発区

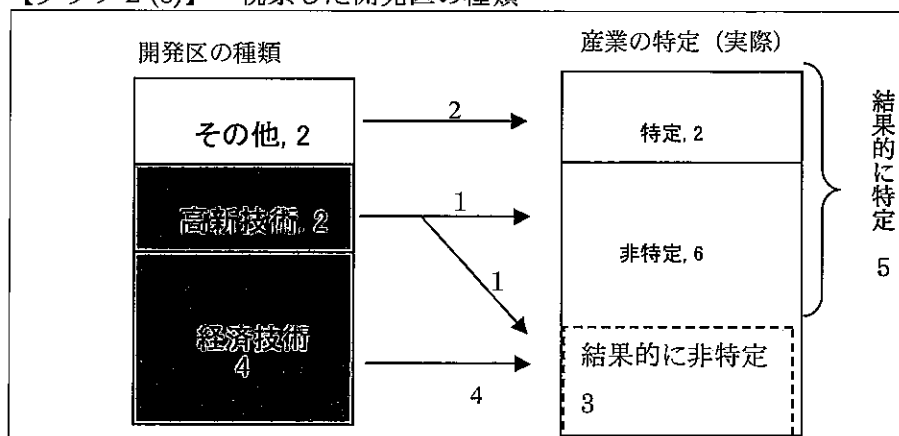
異国の地に進出する企業にとって、不安材料は少なくないのは想像に難くない。仮にある企業に世界的に通用する「強み」があったとしても、その「強み」は異国で発揮できるとは限らない。中国では、とかく表面的なものに目が向けられやすく、直ぐに答えがでる明快さを求める傾向がある。すなわち「技術導入」や「先端設備」を持ち込めば、その「強み」が発揮されるように考えがちである。しかし「強み」を実現する為にはそのベースとなる、「ヒト」、「モノ」、「カネ」といったリソースが揃わなければならない、それを支える法令、会計・税務、労務など様々な分野の支援体制やインフラなどの物理的な基盤整備がなされていなければならない。これらのうち一部分でも不十分であれば、「強み」は十分に発揮できないということになる。

ところで、どの分野でのリソースが重要なのか、基盤整備が必要なのか、そしてどの程度必要かという点は、実は産業ごと、企業ごとに異なる。各開発区からすれば、企業側のニーズを一社一社訊いて回ることは現実的とは感じられないであろう。また仮にそのようにしたとしても、それらを全て満すようなソリューションを提供することも現実的ではない。

では、開発区は企業のニーズを満たす為、どのように対処すべきだろうか。提言したいのは、各開発区が特定の産業に絞った開発区の発展を目指すことである。

そこで以下グラフをご覧頂きたい。今回視察した企業が属する開発区の本来の分類を【グラフ 2-(5)】の左側に示した。このうち特定の産業用に設立された開発区は高新技术産業園区とその他に属する開発区の計4箇所あった。因みにそのうちその他の開発区のうち1つについてはどの産業を指すのかは、正直なところ明確とは言いがたかった。

【グラフ 2-(5)】 視察した開発区の種類



続いて実際に産業を特定した企業誘致や開発区運営が行われているのかについては、

グラフの右側に示した通りであるが、開発区の現実は当初の目的通りとなっていないことがわかる。

「結果的に特定」は当初の目的とは異なる場合も含めて、特定した産業・企業を最終的に明確化し、指向している開発区の数である。非特定の6箇所のうち3箇所が結果的に特定している。そして残りの3箇所は、依然として産業・企業を特定しない開発区であるが、このうち1箇所は大型の開発区であり、総合的な発展が進んでおり、産業の特定は必要ない段階にきている。

【グラフ 2-(5)】で、少なくない開発区が現在、産業の特定を始めていることがわかる。非特定6箇所のうち、3箇所が産業を特定する開発区に転じているが、実は産業は言うに及ばず、ある特定の国の企業に絞った発展を模索している。開発区によっては、比較的近い場所に早くから発達した開発区が存在し、その陰に隠れ、目立たない存在だったところもある。こうした開発区では、その弱みを強みにできるよう産業や国をフォーカスしている。そして開発区側はそのための人材を置き、企業の色々な悩みに応じたサポートを実施している。言語も出資企業の国の言語が通じることなども手伝って、企業側と開発区との関係も良好との印象を受けた。そしてそこで面談した企業には活気が感じられた。

これに対して、ある高技術開発区は本当に企業にとって相応しい開発区なのか疑問を感じざるを得なかった。実際に、この開発区の進出企業からは、開発区に対する不満が挙げられている。

この開発区の担当者の関心は「日本の大手電機メーカーが今後、中国のどこに進出する予定なのか」といった点に寄せられていた。大手電機メーカーは何らかの形でIT産業に関与しているのは事実だろうが、大手電機メーカー＝ITということにはならない。例えば大手電機メーカーの中には、分野の「選択と集中」によりITから撤退する方向性を打ち出しているメーカーも存在する。こういった現実を踏まえた発展計画を考えているのであれば、開発区側からは、もう少し絞り込んだ話、例えば、どんな企業のどんな分野に進出してもらいたいといった話が出てもおかしくはないのだが、そのようなことはなかったし、開発区としてIT関係にどのようなサービスが提供できるのかの説明もなかった。現に、この開発区はIT産業以外の企業も多く進出している。

また「売掛金の回収が容易でないことに不安を感じる企業が少なくない」ことを紹介した折に、開発区の担当者は、そのような事実は本当にあるのか信じがたいという風であった。そして「支払いを遅らせる企業があれば、それを開発区が取り締まればよい」と語っていたのには、開発区側と企業側との距離を感じさせられた。

この開発区はインテリジェンスビルが立ち並び、IT産業向けの開発区を標榜するのに相応しい都市建設を行っている。都市としては成功しているように感じられるが、

そこにある企業が成功するかどうかは今後の展開次第であろう。

何故、開発区は産業の特定を始めているのだろうか。中国の政府機構改革の中で、開発区管理組織の法人化も始まっているため、採算を重視する傾向にある。つまり、経費を際限なく投入し、多方面で総合的な取り組みを行うことが難しくなっているのであろう。また開発区も過当競争の中で、これまでのように進出企業を開発区が選別できるとは限らなくなっている。進出企業への支援を前面に打ち出し、進出する側が魅力的に感じるような仕掛けを作ることが開発区側に求められているのだと思われる。

### Ⅲ. 労働契約法施行後の進出企業の対応

#### 1. 労働契約法の施行によって何が変わったのか。

2008年1月1日より『労働契約法』が施行された。同法の特徴は次の7点であり、同法施行前、第2の点に注目が集まった。

①書面による労働契約の義務化

②雇用形態の明確化と終身雇用③試用期間をルール化④守秘義務と競業規制の規範化⑤労働組合（工会）の関与⑥人材派遣の規範化⑦アルバイト（非全日制）雇用の規範化

『労働契約法』では、一定条件を満たす長期間雇用労働者との労働契約の更新にあたっては、期間を固定しない契約を締結することが求められている。2007年6月29日に同法が公布されて間もなくは、日系外商投資企業を含む多くの内外資企業は、この「無固定期間」により、解雇が実質的に出来なくなるのではないかと不安視された。権利意識の強い国情に加えて、『労働契約法』施行前、労働関係の基本法である『労働法』においても第39条に企業による労働者の解雇事由について定められていたものの、実質的に同条の事由を満たすことは不可能に近いと理解されていたからである。

なお、『労働契約法』公布前の『労働法』下においても「無固定期間」に関する規定があり、終身雇用の制度、思想が無かったわけではない。一定条件を満たした労働者が「無固定期間」を求めれば、「無固定期間」の労働契約を締結しなけりなかつた。

では、『労働法』と『労働契約法』で「無固定期間」に関する規定がどのようにことなるのだろうか。それは、「無固定期間」の労働契約の締結を労働者が企業側に求めることが必要かどうかである。前者では労働者がこれを求めなければならないが、『労働契約法』では労働者が「無固定期間」労働契約の締結を求めなくとも、「無固定期間」労働契約を締結しなければならない点である。つまり条件を満たせば、自動的に「無固定期間」になる点が企業にとって重荷とを感じる所以である。

## 2. 無固定期間に対する懸念

日系企業では対応策として、正社員から派遣社員への切り替えを検討する動きが見られたが、派遣社員の場合に「無固定期間」労働契約とならないか否かについて不明確であること、また『労働契約法』公布後に外国企業向けの人材派遣会社から提示された派遣契約書には、正社員と同じ条件を満たした場合に「無固定期間」労働契約を締結するよう求める条項が盛り込まれていたことなどから、現時点では派遣の活用はそれほど盛んに検討されていない。

但し、中国の労賃の上昇や中国政府の採る加工貿易政策の転換といったマイナス要因とあいまって、最終的にチャイナ・プラス・ワンよろしく、生産拠点の国外への移転を決めるに至った日系企業も存在する。

韓国企業については中小などでは、かねてからの赤字経営と、今後の労賃上昇懸念から、今年に入り「夜逃げ」をする企業が急増し、社会問題ともなっている。台湾企業も夜逃げこそないが、前述のような理由で中国から撤退し、他の東南アジア諸国へ移転する動きがある。

中国国内企業に目を向けると、国営もしくは国有時代から現在の民間企業への改革の中で多くの自宅待機労働者を生み出し、負の遺産として実質的にはこれを依然として抱えている旧国有企業は、その負担の大きさを、身を以って知っているだけに、この種の問題について敏感であるのは想像に難くない。このため、2007年末頃には著名な旧国有企業でも大量解雇と雇いなおしが実行された。これに対して、政府労働社会保障部門は、雇いなおしの違法性を指摘し、他の企業が追随しないよう求めた。

【表 3-(2)】労働契約法公布以降に人員整理等を決定した企業（一部）

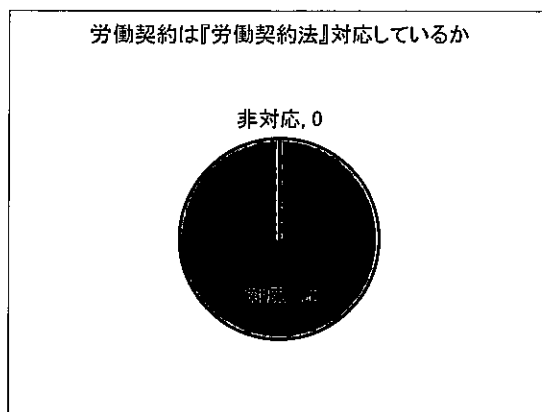
企業名	国籍・地域	解雇人数
LG 電子	韓国	約 11%
中央電視台	中国	約 1800 名
中国銀行四川分行	中国	数千名
Wal-mart Global Procurement	米国	約 200 名
深セン華為技術	中国	約 7000 名
東莞常登靴業	台湾	撤退(済み)
オリンパス	日本	集約・撤退(予定)

出所：メディア報道より

では日系外商投資企業は同法施行後、この問題につきどのように考えているかといえば、雇用の無固定期間化は望まないものの、多くの企業では現実を受け入れているというのが現状である。よって、当初心配されたような混乱は起きていないと考えてよい。むしろ今回訪問した企業が製造業に属するためか、日本企業の文化を生かした、

人材育成に力をいれているとのことであった。

【グラフ 3-(2)】 労働契約は『労働契約法』に対応しているか

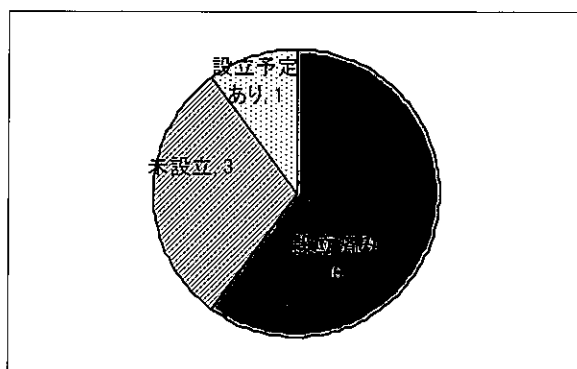


なお、日中投資促進機構では『労働契約法』施行前に、会員から同法対応の労働契約書の雛形についての問い合わせを受けることが少なくなかった。2007 年末には各地の労働社会保障部門から基礎的な雛形が発表されたりもしたが、今回の調査では、弁護士やコンサルタントからチェックを受けた契約書をしようしている企業が大部分であることがわかった。この場合の本社を通じて日本もしくは日系の弁護士・コンサルタントを活用しているとのことであった。労働契約条件の多様化やいい加減な対応の許されない部分ということもあって、突き詰めればカスタマイズされたものが必要なのだろう。因みに現地の団体、もしくは開発区のサポートを受けているケースは少ないようであった。

### 3. 工会の活用

「工会」を「労働組合」と和訳したり、「労働組合」相当の存在として説明されることもある。日本では「労働組合」といえば、基本的に企業に相対する立場の、経営上好ましからぬ存在である。しかし今回の出張で、工会をそのように考えることは適当でないばかりか、今回訪問した大部分の日系外商投資企業が、工会を企業側労働者と結びつける存在として積極的に評価していた。この点については『労働契約法』公布後に開催されたセミナーでコンサルタントや弁護士などの有識者が説明、もしくは提案したように、工会は労働組合のように企業と相対する存在ではなく、企業とのパイプ役もしくは企業寄りの存在であることが確認できた。

【グラフ 3-(3)】 工会の設立状況



今回訪問もしくは面談した企業で開業済み企業8社のうち6社について工会を設立済みであった。工会設立済みの企業については、工会設立による不利益は無いとしている。むしろ工会が労働者を取り纏めたり、企業とのパイプ役として調整役を果たしているといったことから、その存在について肯定的であり、積極的に活用していこうと考えている。また工会が企業側に相談して、工会経費の使途を決めているという事例を、ある企業で伺ったが、これは工会と企業の良好かつ密接な関係を証明する格好例であろう。

強いて言えば、給与の2%を工会経費として費用負担しなければならない点は企業にとって少くない負担ではないかと想像していたが、企業からは特に、工会経費に対する苦言は呈されなかった。工会はよく労働者の親睦活動の為の組織といわれるが、事実2%工会経費はそういった親睦活動に使われていることが多い。よって親睦会費補助の感覚で企業は負担しているようでもある。もっとも2%という額がもう少し少なければと言う声もなくはなかったが、工会に対する積極的な評価と併せて考えれば、工会は費用に見合う存在ということなのであろう。因みに工会未設立の2社のうち1社については設立を検討中とのことであった。

ただし『労働契約法』施行前後に、同法への対応あるいは労働争議において、工会を活用したという話は聞かれなかった。また、これまで工会が労働争議などの旗振役になることも無かったようだが、そのような役割を果たす必要性や機会がなかったのか、それともそもそも労働組合と異なる存在であるからなのかわからない。しかしながら『労働契約法』の施行に伴い、工会が期待される役割は増えてくるのではないだろうか。

なお工会設立について、『工会法』に則り、25名を超える労働者を雇用する企業は工会を設立しなければならない」と、工会設立は義務であるといった認識を持っている開発区もしくは企業が存在した。後日、『工会法』を読み直したが、その第10条には次のように定められており、労働者が25名を超える場合は工会の基層委員会を設立しなければならないのであって、工会そのものの設立義務については定められていな

い。つまり、工会設立は「労働者の権利」であって、義務ではないことを、ここに補足説明させていただく。

#### 4. 就労規則・評価制度に対する取り組み

政府労働社会保障部門は『労働契約法』の公布直後に、「無固定期間」労働契約に関して、「終身雇用」＝労働契約の解除はできない」といった理解は誤りであるとの解説を発表している。また、2007年12月30日づけ新華網によれば、中国人民大学労働関係研究所常所長は、労働問題関係の座談会において「『無固定期間』労働契約は、単に期間の終了時期を定めていない労働契約でしかない」との解釈を発表している。

中国では改革開放まで基本的に終身雇用と同様のシステムを採用していた。そして働かなくとも働いても同じ給与であることから、労働者は、業務改善や技術革新などへの意欲は削がれ、「鉄飯碗」（「親方日の丸」と同義）と呼ばれた。この結果、社会が停滞したと言われる。今回、終身雇用が保証されることで、労働者が再び「鉄飯碗」化し、企業の経済活動が停滞するのではないか、という心配が企業側にある。そしてそういった存在の排除が出来なければ、その補充マンパワーとして新たな雇用をする必要性があり、人件費の負担増となることを懸念している。

これに対して政府労働社会保障部門の説明は、『労働契約法』の施行によって、「鉄飯碗」は発生しうると認めながらも、無固定期間労働契約締結の場合においても、労働契約は解除可能としている。説明によれば『労働契約法』第39条により、次のうち一つに符合する場合は、法に則り労働契約を即時解除できるとしている。

- ①試用期間において採用条件に合致しないと証明された場合
- ②雇用単位の規則制度に重大な違反をした場合
- ③重大な職務怠慢や不正行為で、雇用単元に深刻な損害をもたらした場合
- ④労働者が同時にその他の雇用単位と労働関係を確立し、当該単位の業務任務の完了に深刻な影響を及ぼし、或いは雇用単位の提起を経ても是正を拒む場合
- ⑤本法第二十六条第一項第一号で規定する状況により、労働契約が無効になった場合
- ⑥法に依って刑事責任を追及された場合

また労働契約では労働者と使用者である企業の権利義務を明確にし、労働者ならびに使用者はそこに定められた義務を履行しない場合、相手側は契約を解除する権利があるとしている。当然、労働者が果たすべき義務である労働力の提供が行われなければ、第40条2号の定める「労働者が業務に不適合と証明され、研修或いは部署の調

整を経てもなお業務に不適合な場合」に該当し、労働契約は解除されるとされる。

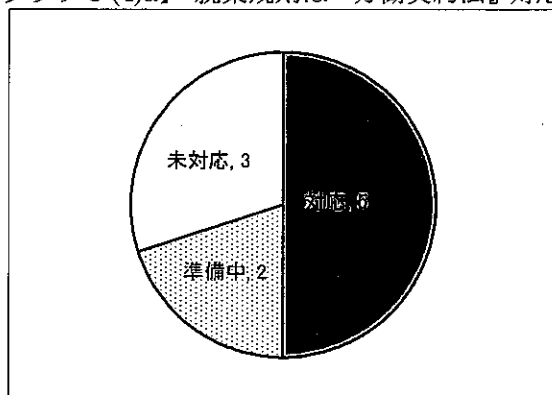
では労働者が義務を果たしたかどうかの認定はどのように行うのか、次の2つの点が争点となる。

先ず一点目としては、就労規則に違反していないかどうかであろう。就労規則はこれまでも作成が必要であったが、必ずしも労働者に公開することまでは求められなかった。しかし『労働契約法』では、これを労働者に対して公開し、周知徹底することが求められる。また同法公布後に公布された通知などでは、祝日や有給休暇制度の見直しなども行われており、これらをうけて、就業規則などの修正が必要でもある。

この点で、訪問した企業の対応はどのようになっているのかを示したグラフが次のものである。

半数の企業から、現在の法令対応した就業規則を作成し、公開しているとの回答を得た。準備している企業も入れると、大半の企業は対応できる体制を整えている。未対応の企業については、日本の本社のように豊富な人材がいない中で、日常の業務と並行しながらの作業となっているため、追いついていないことがあるようだ。また、ある企業では、その理由として労働契約法実施細則が公布されていないことを挙げている。確かに2007年末までに公布されるといわれていた『労働契約法』に関する細則は公布されていないことから、法的要求が未だ不明確な状態にあることは間違いなく、こういったことが、企業側の対応を難しくしている可能性がある。

【グラフ3-(4)a】 就業規則は『労働契約法』対応か



第二点目は、『労働法』下でも、この点は問題となっていたが、『労働契約法』公布に伴い、労働契約で約定した「労働力の提供」が行われたのかどうかである。そして、この測定と証明を行うことは重要になってくる。

これまで、労働の内容について「何」を「どれだけ」という観点で明文化した労働契約書は余り見られなかった。しかし今後、企業と労働者は労働の内容を契約書に明文化し、且つ評価基準、手法、そしてその結果として与えられる対価を明確化した上

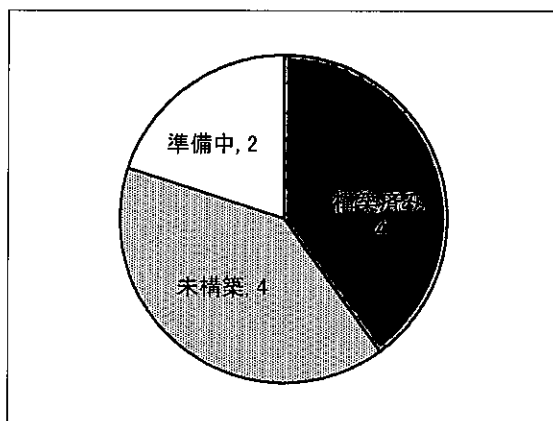


で、これを評価するという方法によって、労働契約が履行されたかどうかの判定をしていくことになっていくものと言われている。つまり企業側は契約時点では、それらについて明確化し、そして契約書やその他の方法で予め公開することを求められているのである。

では評価制度であるが、今回面談した企業のうち3社では評価制度づくりが行われており、そのうち1社は世界規模の人事労務コンサルティング会社に委託して制度づくりを行っているとの事であった。すでに評価制度づくりをおこなっている企業では、評価システムとその結果である組織体系と給与体系づくりも併せて行っている。

この他の企業では人事評価などをはじめとする具体的な運営については、未着手であり、今後の取り組み課題としていた。これは人事労務制度は多くの労働者をつかう製造業では、ホワイトカラーとブルーカラーの両方について、業務計画との整合性も考慮しながら、制度づくりをおこなわねばならず、現地だけでの対応は難しいと思われる。経験も含めて、日本本社の何らかの力を借りながらの体制づくりすることが理想的ではないだろうか。

【グラフ 3-(4)b】 評価制度の整備



多くの企業で、就労状況が『労働法』、『労働契約法』などの法令を遵守できていないことがわかった。

例えば、労働法第41条では「(1) 1日に3時間を超えてはならない(一般的には1時間を超えてはならない)(2)1カ月に36時間を超えてはならない」との規定がある。しかし多くの企業での実態は、一人当たり1ヶ月の残業時間が36時間を超えているというのである。労働者側には「より多くの所得を確保したい」という気持ちがあり、そして企業側には「効率的な雇用」と「生産性の確保」といった事情がある。このため現時点では、この残業時間に関する法規を遵守しがたい、ということで利害が一致している。また法令に則った残業を実施した場合、労働者は、転職をはじめとする、

何ならかの抵抗をするだろうという不安が企業側にある。企業側ではコンプライアンスの観点から「いつかは改善しなければならない」という意識があるものの、改善の着手は難しそうである。違法行為して労働社会保障部門から指摘をうける可能性が懸念されるため、長期的な視点に立ち、早く改善することが望まれる。

今後は「有給休暇の消化」についても厳格化される。企業が人事労務面で取り組まなければならない問題はますます増えており、本国の親会社も巻き込んだ、人事労務の体制強化が必要となろう。

#### IV. 土地税制改正後の進出企業の動向

##### 1. 土地使用費と土地使用税

土地使用税の前身は、土地使用費であり、1998年からは土地使用税として徴収が行われている。ただし外資への優遇政策として、2007年までは外商投資企業からの徴収は行われていなかった。

しかし今回の『企業所得税法』改正による内外資統一に伴い、土地使用税も外商投資企業に課される様になった。今回の改正では、土地使用税の税額も十年振りの改正となり、改正前の3倍の税額となっている。

(地域)	(改正前)	(改正後)
大都市	: 年間 0.5~10 元/m <sup>2</sup>	→ 1.5~30 元/m <sup>2</sup>
中都市	: 年間 0.4~8 元/m <sup>2</sup>	→ 1.2~24 元/m <sup>2</sup>
小都市	: 年間 0.3~6 元/m <sup>2</sup>	→ 0.9~18 元/m <sup>2</sup>
県、鎮、工鉦区	: 年間 0.2~4 元/m <sup>2</sup>	→ 0.6~12 元/m <sup>2</sup>

なお、具体的な課税額は地方レベルで個別に決定されることになっている。

##### 2. 土地使用税徴収の影響

土地使用税は企業所得税と異なり、企業の業績に関係なく、使用している用地面積に基づいて課される。また現時点で設立済みの外商投資企業では、フィジビリティスタディにおいて土地使用税は考慮されていないはずである。したがって、土地使用税の外商投資企業への課税は経営計画との差異を生じさせることになるはずである。今回の訪問企業では、土地使用税の外商投資企業への導入による影響を否定することはなかったが、現時点では関心はそれ程高くはなかった。この理由は土地使用税の外商投資企業に対する影響は次の背景から見ごせられる程度ものということである。

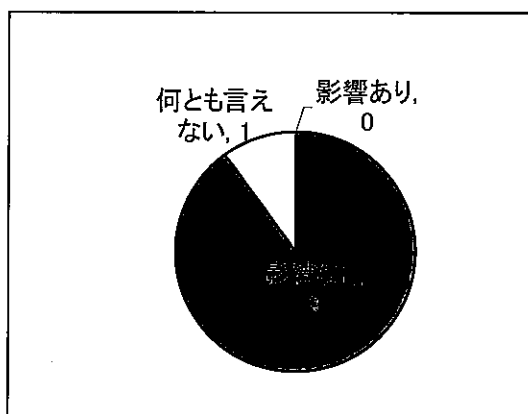
(a) 開発区の場合であれば、たとえ大都市の開発区であろうと郊外に位地することから、

土地使用税額を決める等級は低く設定され、税額が安く抑えられていることが多い。  
 (b) 土地使用税は、租税公課として損金処理が可能である。よって、黒字企業であれば、土地使用税として税を納付するのか、企業所得税として納税をするのかの違いと考えることも可能である。

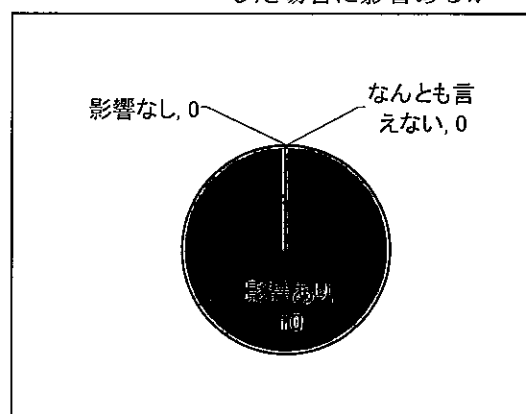
因みに開発区側も進出企業から土地使用税に関する苦情などを受けたことはないとしているが、その理由は土地使用税額の低さのためではないかと分析をしている。

しかし土地使用税は想定外の費用には違いなく、土地使用税額が上昇することになれば、その上昇幅次第では企業経営に大きくのしかかってくる費用となりうるというのが全ての企業の見方であった。今回の土地使用税額の引き上げは、10年以上も据え置いていたことを考えれば、改正前の3倍の税額に跳ね上がったというのは理解できるが、次の背景から使用税が急激に上昇するのではないかという懸念はある。

【グラフ 4-(2)a】 土地使用税徴収の影響



【グラフ 4-(2)b】 土地使用税額が上昇した場合の影響あるか



- ①ここ数年の急激な地価の上昇
- ②これまで郊外と言われてきた開発区の立地の都市化
- ③路線価に基づいた土地税制を採用（中国政府内で、日本の固定資産税制度と同じ制度の導入を検討していると言われてている）

### 3. 土地の払い下げ問題

今回訪問した開発区では、土地の払い下げに関して係争中の問題はなかった。しかし1つの開発区の担当者からは実際に土地払い下げ時に問題が発生したことがあるとの話を紹介されたので、紹介する。

開発区は国家の批准を受け、開発を開始した。土地



収用を行うため、農民との交渉を行ったが、農民から補償金について取り立てて拒否するような意見は出なかった。当該用地は休閑地であり、近年耕作が行われていなかったこともあり、収用担当者は農民は収用に合意したものと理解し、開発計画を前に進め、用地の農民との契約の前に払い下げを行った。しかし後日、農民が収用を拒否し、争議に発展した。最終的には土地は収用され、企業に用地は払い下げられたが、進出計画に遅れが発生し、その為の有形無形の損失は企業が負担したとのことであった。

また前述の開発区と異なるところでは、開発区の近隣住民（農民）の移転が完了していない。日常生活上の不便から、住民との間で発生しうる紛争を避ける為に、企業は近隣住民の居住区との間に、緩衝帯とも言える空間を設けている。何故、住民が移転していないのか理由は不明だが、進出企業の用地に直接の影響は無いにせよ、そこには何らかの問題が存在する可能性があり、今後も引き続き注意して見守っていきたい。

## V. 総括

今回の調査で強く印象付けられたのは、やはり「開発区と企業の関係」であった。

開発区の管理は、開発区管理委員会もしくは法人化された組織によって行われている。仮に法人化されていたとしても、管理組織は所謂「役所」と同じ存在であり、管理する側と管理される側という構図がそこに存在することは否めない。しかし本当に、それで良いのだろうか。経済環境の変化、中国の経済政策の転換と同じように、開発区と進出企業の関係も更に密接なものに、つまり WIN-WIN の関係に変わっていくべきではないのかと考えずにはいられなかった。

過去における開発区の役割は、企業とりわけ外商投資企業が入居しやすい整地されたライフラインが用意された場所の提供という位置づけだったに違いない。開発区という入れ物を用意し、企業が中身を詰め込むという仕組みだけでも、当時の中国のインフラ事情からすれば、非常に画期的なものであった。故に分業の概念からしても、開発区管理委員会や関係する政府機関は開発区の維持・管理をすれば良かったのである。

しかし現在では、外資を含む企業を取り囲む経済環境は大きく変化している。中国の経済政策も同様に転換期にある。そうした中、多くの外商投資企業は 2008 年 1 月から、中国内資企業との同じ土俵での競争が始まった。前述の通り、開発区（特に沿海

部の大都市の開発区)に進出している企業に外商投資企業は比較的多いのも事実だ。外商投資企業が中国内資企業との競争に敗れば、痛手を受けるのは企業だけでなく、開発区も同じである。つまり税収の減少である。

既に工場用地である開発区の数も供給過剰である。今回視察した開発区も1箇所を除き、基本的に未開発だが、第二期、第三期と言う形で計画されている余剰用地を持っている。多くの開発区は新しい企業の誘致によって、これらを埋めていく考えであろうが、大きな市場といわれながらも、ブランド志向の強い中国では既に企業の淘汰は始まっており、新規参入を大きく期待できるものか疑問である。むしろ、現在の入居企業に成功してもらい、税収増加や工場の拡張といったことを期待したほうが良いのではないか。

そこで開発区と進出企業がWIN-WINの立場に立ち、開発区が進出企業の成功・成長支援のための枠組みづくりに取り組むことを提言したい。

企業が市場における競争に勝ち抜く為には、周辺企業との連携が必要であろうし、物流サービスなどで優位性を発揮できなければならないなど、多くの課題を解決しなければならない。そのために行政は、関連するインフラの整備は勿論のこと、行政手続の迅速な処理や政策・法務面のサポートなど行政サービスの提供などの側面支援を能動的かつ効率よく行っていくべきであろう。

また、状況によっては進出企業のために、開発区から中央政府などに政策に関して積極的な働きかけをしていくことも必要であろう。

今ここで例を挙げるとすれば、中小企業向けの融資の推進などもその一つである。現在、中国で採られている「貸し出し抑制」政策は、資金力が余りない中小企業の対中進出には大きな障害のはずであり、状況によっては核となる大手メーカーの部品調達や開発に大きな影響を与える恐れがあるのではないだろうか。

そして、その第一歩として、開発区には進出企業との交流を積極的に行い、進出企業のニーズを把握する努力をしていただきたいと思います。と考える次第である。

以上